

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成21年第4回幕別町議会定例会
(平成21年11月30日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
4 藤原 孟 5 堀川 貴庸 6 前川 雅志
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 発議第23号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第69号 幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例
- 日程第6 議案第70号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第71号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第72号 幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第73号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第74号 幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第75号 幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第76号 北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第13 議案第77号 財産の取得について
- 日程第14 議案第78号 財産の取得について
- 日程第15 議案第79号 財産の取得について
- 日程第16 陳情第25号 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第17 陳情第26号 国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情

会議録

平成21年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年11月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 11月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
札内支所長 久保雅昭 総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 長谷 繁 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 所 拓行 農 林 課 長 菅野勇次
学校教育課長 伊藤博明 都 市 計 画 課 長 田井啓一
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 藤原 孟 5 堀川 貴庸 6 前川 雅志

議事の経過

(平成21年11月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただ今から、平成21年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、4番藤原議員、5番堀川議員、6番前川雅志議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月18日までの19日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定による例月出納検査報告、同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査報告、及び、行政監査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
次に11月11日、第53回町村議会議長全国大会、及び、第34回豪雪地帯町村議会議長、全国大会が、NHKホールにおいて開催され、私が参加をしております。
その議案の抜粋を、お手元に配布してありますので、後刻ご覧いただきたいと思っております。
これで諸般の報告を終わります。

- 議長（古川 稔） この際、暫時休憩いたします。
11月11日、全国町村議会議長会創立60周年記念第53回町村議会議長全国大会記念式典の席上、第60周年記念特別表彰者推薦基準に基づき、本町議会議員1名が表彰されました。
ここで、その栄誉をたたえ、伝達式を執り行います。
事務局より、お名前を申し上げますので、演壇前にお越しく下さい。
○事務局長（堂前芳昭） それでは、表彰者のお名前を申し上げます。
増田武夫議員。
増田議員におかれましては、町村議会議員として30年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められたことにより、表彰されました。
古川議長より伝達いたします。
○議長（古川 稔） 表彰状、北海道幕別町、増田武夫殿。

あなたは、長年にわたり町村議会議員として地域社会の発展、及び、住民福祉向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって、今回創立60周年記念式典にあたり、特別表彰します。

平成21年11月11日。

全国町村議会議長会、会長、野村弘。

代読。

○議長（古川 稔） 以上で、伝達式を終了いたします。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成21年第4回町議会定例会が開催されるにあたり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆さまから賜りました温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

本年も残すところ、あとわずかとなりました。

何といっても今年は、基幹産業である農業が冷湿害に見舞われ、収量が平年を大幅に下回る残念な結果となってしまいました。

科学技術が発展した現代社会と言われる中においても、いまさらながら、自然の猛威に立ち向かう難しさをいやおうなく実感させられた年でもありました。

農家の方々は、日ごろのご労苦が報われない年になったこととは思いますが、町といたしましては、今後もこれまで同様に関係機関との連携を図りながら、農業振興に努めてまいりたいと考えております。

また、農業ばかりでなく、町の財政についても厳しい状況が続く中ではありましたが、議会をはじめ、町民の皆さま方のご理解とご協力をいただき、計画させていただきました各種施策や事業を順調に進めさせていただいておりますことは、大変喜ばしいものと思っております。

今後も引き続き、行政課題の解決に努めてまいりますので、議員の皆さま方には、一層のご高配を賜りますようお願いを申し上げます。

以下、当面する行政の執行について、ご報告をさせていただきます。

はじめに、新年度予算編成の取り組みについて申し上げます。

国は、民主党を中心とする連立政権が発足し、これまで実施してきた様々な制度や政策について見直しを行っているところであります。

本年8月までに出揃った各省庁の新年度予算概算要求・税制改正要望について現在内部検討し、新たな取組みとして事業の仕分け作業を行うなど、国の予算の方向性が現段階におきましては不透明な状況にあるところであります。

とりわけ、私ども地方自治体に対する地方財政対策、いわゆる地方財政計画や地方債計画などの見通しも、未だ詳細が見えない状況にあります。

加えて、本年度の国税収入が大幅に減収となる見込みの中、一般財源の確保という観点から非常に重要であります地方交付税の制度改正につきましても、三位一体改革で削減された地方自主財源を復元することを総務省が示しているものの、今後、財務省原案の中でどのように反映されているのか、非常に憂慮もいたしているところであります。

また、税制改正につきましても、道路特定財源の暫定税率の措置などによる地方税の減収補填や、所得税における扶養控除や配偶者特別控除の取扱いについて、政府税調により議論されている最中であり、

こうした背景の下での町の新年度予算の編成作業についてであります。現在は新しい政権における情報を整理しつつ、基本的には前政権下における施策・制度に基づき、各課からの予算要求を取りまとめている段階であり、前段申し上げましたとおり国の予算や地方財政計画、税制改正など未だ不透明な状況であるため、編成作業が本格化するのには例年よりも相当遅くなるものと考えております。

政権交代や経済状況の変化などに伴い、各種の制度改正が行われるなど、地方自治体を取巻く環境もますます複雑化する傾向にありますことから、私どもといたしましては基本に立ち返り、財政健全化推進プランや行政改革推進計画などに基づき事務事業を推進することが、住民福祉のさらなる向上につながるものと考えております。

今後とも、総合計画の理念のもと、各種施策の推進に向けた予算づくりに意を用いてまいりたいと考えております。

なお、本年度における国の一次補正に伴う、町の補正予算いわゆる経済危機活性化対策などにより7月に補正予算を組んだ事務事業につきましては、公共投資臨時交付金事業の一部で未確定要素があるものの、ほぼ予定どおり交付金が見込める状況でありますことから、順次工事発注など進めている段階であります。

次に、新型インフルエンザワクチンの接種についてであります。

先の第3回町議会臨時会におきまして、優先接種対象者のうち低所得者の方に対する接種費用の助成について所要の予算の補正をさせていただきましたが、さらに、道町民税課税世帯に属する方につきましても、接種費用の半額を助成することとし、必要な予算を今定例会に提案させていただいたところであります。

ワクチン接種の実施状況につきましては、医療従事者へは10月23日から、妊婦と基礎疾患を有する方へは11月16日から、それぞれ接種が開始されているところであります。

今後の予定は、1歳から就学前までの幼児への接種が12月4日から開始され、その後、小学生と1歳未満児の保護者等へは12月17日から、中学生は1月8日から、高校生は1月中旬、高齢者は2月上旬からそれぞれ接種というスケジュールとなっております。

予約受付および接種開始の具体的な期日が今後確定いたしてまいりますので、広報紙やホームページ等を通して、順次、対象となる方へ周知に努めてまいりたいと思っております。

次に、農作物の作況及び天候不順による被害状況とその対策について申し上げます。

本年の農作物の作況は、これまでもご報告させていただきましたとおり、6月中旬から7月にかけての低温や記録的な多雨により、農作物全般にわたって被害を受けており、大幅な減収は免れないものとなっております。

主な作物について申し上げますと、小麦は昨年を大きく下回る、反当り7俵強程度の収穫量で、品質においても2等麦や規格外の割合が高くなっている状況であります。

馬鈴薯は、小玉傾向で収穫量、品質ともに低下しておりますが、価格面では若干高めに推移している状況にあります。

豆類は、総じて収穫量が減少しており、特に金時などの菜豆類の減収が大きくなっております。

てん菜は、収穫量は大幅に低下しているものの、糖度は昨年を上回る18%弱程度が見込まれているところであります。

野菜類は、ナガイモやゆり根を始め、総じて1割から2割前後の減収となっております。

このような被害状況でありますことから、本町における農業被害見込み額は、先の町議会臨時会で申し上げましたとおり約15億円程度になる見込みで、平成8年の低温以来の被害となっております。

このため、町といたしましても、10月16日に農業関係機関・団体で組織いたします「幕別町冷湿害対策本部」を設置し、今後の対応等について協議を行っているところであります。

次に対策についてであります。緊急的な排水対策として先の町議会臨時会で増額補正をさせていただきました「農用地排水改善対策事業補助金」の状況につきましては、現段階の概数であります。暗渠35戸13ヘクタール、明渠19戸3,800メートルの整備が追加的に実施されているところであります。

また、今後の対策といたしましては、金融対策として、被害にあわれた農業者の方が災害対策資金を借り入れた場合に対する利子補給を現在検討しているところであります。

さらに、北海道におきましても、農業者の借入資金に対する利子助成や越冬用粗飼料が不足する地域への輸送費などに対する助成措置を第4回道議会定例会に提案されたところであります。

これら今後の対策につきましては、冷湿害対策本部で検討・協議の上、可能な限り取組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町の基幹産業である農業を守るべく、関係機関と十分連携を図りながら、さらに意を用いてまいりたいと考えております。

次に、プレミアム商品券について申し上げます。

継続的な商工振興策として、商工会が実施いたします「プレミアム商品券」が、去る11月17日に発売されまして、2,000セットが翌日には完売するほどの人気であり、地域購買力の喚起につながればと期待をいたしているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

今年度11月末現在における公共工事の発注済額は15億2,400万円で、発注率にいたしますと86.9%となっております。

今年度は平成20年度に繰り越しとなりました「地域活性化・生活対策臨時交付金」の事業、並びに今年度当初予算で予定しておりました事業につきましても、ほとんどの工事発注を終えたところであります。

また、本年7月の第2回臨時会で補正をさせていただきました「地域活性化・公共投資臨時交付金及び経済危機対策臨時交付金」の事業につきましては、小・中学校の耐震化工事、太陽光パネル設置工事、省エネ改修工事などの設計委託業務を進めているところであり、本事業は翌年度に繰り越しとなる見込みであります。

今後の発注では、札内北コミセン防水工事や、小・中学校のトイレ洋式化改修工事等を予定いたしており、引き続き早期発注と適期発注に意を用い、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、発議第23号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、発議第23号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長（古川 稔） 日程第4、発議第23号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 発議第23号につきまして、提案の説明を行わせていただきます。

発議第23号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由であります。

今回の条例改正につきましては、地方財政の現状が大変厳しいことなどを受け止め、議会議員の自

らの期末手当について引き下げを実施しようとするものであります。

それでは、議案を朗読させていただきます。

発議第23号。

平成21年11月30日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員大野和政、幕別町議会議員乾邦廣。

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

内容につきましては、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部改正する条例であります、幕別町議会議員の期末手当、昭和32年条例第27号の一部を改正することになります。

改正の中身は、第2条第2項第1号中の100分の170を100分の155に改め、同項の第2号中の100分の275を100分の260に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成21年12月1日から施行する。

ただし、第2条第2項第1号の改正規定につきましては、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[議案の委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第5、議案第69号、幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第69号、幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

当条例につきましては、平成22年度から本町において実施する予定であります北海道営草地畜産基盤整備事業のうち、幕別地区で実施いたします北海道営畜産担い手育成総合整備事業（担い手支援型）及び忠類地区で実施いたします北海道営草地整備事業（担い手中核型）において発生する受益者分担金の徴収を目的に制定させていただくものであります。

土地改良事業による分担金は、幕別町北海道営土地改良事業等分担金徴収条例に基づき徴収しており、現在予定されております北海道営草地畜産基盤整備事業のうち、土地改良法に基づく耕種に係ります分担金につきましては、当該条例に基づき徴収することが可能となっておりますが、草地造成をほかの工種を含まず単独で施行する場合は、土地改良法外の事業となりますことから、本条例を定めて分担金を徴収するものであります。

以下条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1条につきましては、徴収の根拠を定めるものであります。

第2条につきましては、分担金の額について。

第3条につきましては、納付義務者について。

第4条につきましては、徴収の方法及び時期について定めるものであります。

第5条につきましては、委任規定であります。

なお、附則につきましては、本条例の施行期日を平成22年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

○議長（古川 稔） 議案第69号、幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例は、産業建設
常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第6、議案第70号から、日程第9、議案第73号までの4議案については、会議規則第39条第3
項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第70号から、日程第9、議案第73号までの4議案については、委員会
付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第6、議案第70号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改
正する条例、及び日程第7、議案第71号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正
する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第70号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条
例及び、議案第71号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまし
て、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案第70号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案書の2ページ、議案説明資料につきましては1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成21年8月11日付け、人事院勧告に準じて一般職の給与改定を行うこ
とに伴い、特別職の給料月額及び期末手当の支給率の引き下げを行うため所要の改正を行うものであ
ります。

改正の内容であります、給料月額につきましては、町長は現行の83万3,000円から3,000円減の
83万円に、副町長は68万6,000円から2,000円減の68万4,000円に改定するものであり、改定率は、
平均で0.33%の減とするものであります。

また、期末手当についてであります、6月と12月に支給する期末手当の支給率を合計で0.3カ月
分引き下げるものであります。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。

以下条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

本条例の第4条中、6月に支給する場合においては支給率、「100分の212.5」から「100分の197.5」に改め、12月に支給する場合においては、「100分の232.5」から「100分の217.5」に改めるものであります。

この改正によりまして、期末手当の支給率の合計は4.45カ月分から4.15カ月分に0.3カ月分の引き下げとなるものであります。

別表第1給料月額欄中、町長の給料月額を83万3,000円から83万円に改め、副町長の給料月額を68万6,000円から68万4,000円に改めるものであります。

附則についてであります、本条例における施行期日を平成21年12月1日から施行するものであります。

ただし、第4条の改正規定中6月に支給する場合における支給率「100分の212.5」を「100分の197.5」に改める部分は、平成22年4月1日から施行するものであります。

また、平成21年12月に支給する期末手当に係る特例措置といたしまして、本年4月において受けるべき給料月額に100分の0.24を乗じて得た額に本年4月から11月までの月数に乗じて得た額、並びに、平成21年6月において支給された期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額を平成21年12月に支給する期末手当より減じ、公務と民間との較差相当分を調整するものであります。

次に議案書の3ページ、及び議案説明資料の2ページをお開きいただきしたいと思います。

議案第71号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります、前段ご説明申し上げました理由から、給料月額につきましては、第2条第2項の給料月額を現行の61万円から2,000円減の60万8,000円に改定するものであり、改定率は0.33%の減とするものであります。

また、第2条第3項の期末手当の支給率は、6月に支給する場合においては支給率、「100分の212.5」から「100分の197.5」に改め、12月に支給する場合においては、「100分の232.5」から「100分の217.5」に改めるものであります。

なお改正により減額となる影響額につきましては、特別職合計で96万3,956円となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、2議案について、一括して質疑を受けたいと思います。（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第70号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第71号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第72号、幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題と

いたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第72号、幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は4ページ以降、議案説明資料につきましては3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案説明資料にもとづき、ご説明を申し上げます。

人事院は、社会全般の動向を踏まえ、国家公務員と民間企業の給与の均衡を図ることを基本といたしまして、本年度につきましては、8月11日に勧告が行われたところであります。

本年の勧告の主な内容といたしましては、公務と民間の給与比較におきまして、月例給、特別給のいずれも公務が民間を0.22%上回っていることが明らかとなったため、俸給表の引き下げ改定を行うとともに特別給についても年間で0.35カ月分引き下げを行い、民間との較差を解消するものであります。

また、あわせまして時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、超過勤務手当の支給割合について引き上げを行うなどといったものであります。

本町における職員の給与に関しましては、毎年、この人事院勧告に準じて、改定を実施しているところから、本条例の改正を行うものであり、幕別町職員の給与に関する条例、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を一括して行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

第1条は、幕別町職員の給与に関する条例につきまして所要の改正を行うものでありますが、第16条につきましては、期末手当の支給率について規定しているものであり、12月に支給する場合における支給率を改正するもので、第2項中100分の160とあるものを100分の150に改めるものであります。

また、再任用の職員につきましても、一般職の支給率の読替規定を改めるとともに、100分の85とありますものを100分の80に改めるものであります。

第17条につきましては、勤勉手当の支給率を規定しているものでありますが、第2項第1号中100分の75とありますものを100分の70に改めるものであります。

議案説明資料の4ページから7ページにわたりご覧をいただきたいと思います。

別表第1は、行政職給料表となっております。

今回改正いたします給料月額、1級から3級の一部となります初任給を中心とした若年層に係る給料月額につきましては、据置きとすることから改正を行わず、それ以外の給料月額につきまして、平均で0.2%の引き下げするものであります。

なお、別表第1は全部改正となりますが、改正する給料月額のみアンダーラインを引いております。

次に、議案書の7ページ、8ページ及び説明資料の8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

第2条は、第1条と同じく幕別町職員の給与に関する条例につきまして所要の改正を行うものでありますが、来年4月1日から施行される労働基準法の改正に伴いまして、1カ月あたり60時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合を引き上げるものであります。

第11条第4項を追加し、1カ月あたり60時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合を100分の150に引き上げるものであります。

また、このあと第3条でご説明いたしますが、1カ月あたり60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、前段ご説明いたしました時間外勤務に係る手当の支給割合の引き上げ分の支給に代えて、勤務することを要しない日又は、時間を指定できる制度ができますことから、第11条第5項を追加し、この60時間を超え時間外勤務を行った職員がその引き上げ分の支給に代えて勤務することを要しない日又は、時間、つまり、時間外勤務代休時間を取った場合には、この引き上げ分の支給はしないとい

うものであります。

第6項につきましては、再任用短時間勤務職員における前段ご説明いたしました第5項の適用について読替規定を追加するものであります。

説明資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

第16条の期末手当についてであります。12月に支給する場合における支給率は前段の第1条でご説明いたしましたが、この第2条では、6月に支給する場合の支給率を改正するもので、第2項中100分の140とあるものを100分の125に改めるものであります。

また、再任用の職員につきましても、一般職の支給率の読替規定を改めるとともに、100分の75とありますものを100分の65に、100分の80とありますものを100分の85に改めるものであります。

第17条の勤勉手当につきましては、再任用職員の6月に支給する場合と12月に支給する場合における支給率を改めるものであります。

次に、説明資料の10ページをご覧くださいと思います。

第3条であります。職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例につきまして所要の改正を行うものであります。

前段第2条でご説明いたしましたが、1カ月あたり60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、任命権者は、時間外勤務に係る手当の支給割合の引き上げ分の支給に代えて、勤務することを要しない日又は、時間、つまり、時間外勤務代休時間を指定できる新たな制度ができますことから、第7条の2に時間外勤務代休時間の規定を追加するものであります。

また、第10条は、休日の代休日について規定したものであります。時間外勤務代休時間が追加されたことによります文言の整理を行うものであります。

続いて、説明資料11ページをお開きいただきたいと思います。

第4条であります。幕別町職員の給与に関する条例の附則につきまして所要の改正を行うものであります。平成18年3月に改正いたしました給与条例の附則第7条は、平成18年4月に行いました給与水準の引き下げにおける級及び号給の切替えに伴いまして、経過措置として、給料月額が減額となります職員に対し、新旧給料月額の差額を給料として支給することを規定しているものであります。平成18年3月31日現在に受けていた現給保障額は、較差相当分を減じ、100分の99.76を乗じて得た額とし、今回の月額給与改定後の額が当該現給保障額に達しない場合は、その差額を支給するとして改正を行うものであります。

議案説明資料12ページ、13ページをご覧くださいと思います。

次に、附則第4条であります。幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例施行に伴って附則により一部を改正するもので、幕別町職員の育児休業等に関する条例につきまして所要の改正を行うものであります。

第16条の育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例、第18条は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例におきまして、時間外勤務における支給割合の引き上げ等に伴う給与条例の読替規定を追加するものであります。

議案書に戻りまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてであります。第1条は、本条例の施行月日を平成21年12月1日からとするものであります。

ただし、第2条、第3条及び附則第4条の規定は、平成22年4月1日から施行するものであります。

附則第2条は、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定したものであります。平成21年度における人事院の勧告は4月時点での公務と民間との均衡を図る必要があることとすることから、この公務と民間の較差相当分を調整するため、本年4月の給与月額等に4月から条例施行の日の属する月の前月までの月数と6月の期末勤勉手当の支給額にそれぞれ調整率100分の0.24を乗じて得た額の合計を本年12月に支給する期末手当から減じるものとするものであります。

今回の給与条例の改正によります本年度の影響額につきましては、総額で3,492万4,000円の減とな

り、1人あたりに直しますと平均14万5,000円の減額となります。

なお、これらの給与改定を行うことで11月20日に職員組合と協議をさせていただいた結果、協議が整ったことから、本条例の改正を提案させていただくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

増田議員。

○8番（増田武夫） 今回の給与条例の改定でありますけれども、若干時間外手当の引き上げだとか、そうした改善点はあるわけですが、しかしながら基本は、先ほども副町長が全体で3,492万の引き下げになると、1人あたり14万5,000円の引き下げだと、こういうことであります。

今、アメリカ発の金融危機で、当初政府は日本にはそんな影響はないのではないか。

そういうことで高を括っていたわけでありまして、しかしながらこの金融危機の影響が世界で一番日本が受けたと、こういう状況になったわけでありまして。

その原因が何かと言えば、内需が痩せ細っていたと、こういうところに一番の原因があったということがさまざまな形で指摘されているわけでありまして。

こうした職員の給与の引き下げ、先ほど行った議員の報酬の引き下げでありますとか、特別職の引き下げとはまた違った意味を持っているのではないかというふうに思います。

そういう観点からいまして、こうした引き下げをこの間ずっと続けられてきているわけでありまして、こうした引き下げが幕別町の地域の経済に与える影響が非常に大きいのではないかと思いますけれども、その辺はどのように受け取っておられるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 今回の給与改定による引き下げということで、地域経済の影響ということでございますけれども、全体的に公務員の給与だけではなくて、民間の給与も下がっているということも含めると、やはり給与が引き下がっているということは、地域経済に多少の影響はあるかというふうに考えるところでございますが、私ども職員の給与が下がったことによる経済的な影響というものについては、実際には試算しているところではございません。

しかしながら、この制度、公務員の給与につきましては、民間の給与に合わせるというような制度になっておりますので、これについては止むを得ないものと考えております。

また、地域経済に対する対策というものは、これ以外のところで今回も国で経済対策の補正を行っておりますが、それらも含めて町でもさまざまな形で経済対策を行っているので、そういうところに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） この間、国民の所得というものが、収入が1997年から下がり続けているわけでありまして。

試算によりますと、1997年から今日まで国民の総所得・総収入は、約20兆円下がってきたと、こう言われているわけでありまして。

そうしたものの、常に人事院勧告も民間給与の較差がひらいているので下げるのだということで、この間、下げられてきているわけでありまして、そうやって民間が下がっているから公務員も下げるのだと。

そういう形で、公務員が下がったら、また民間が下がるという形で、悪循環がずっと続いているのです。

そうした点から考えますと、やはり職員の給与これは、試算はされていないようでありまして、3,400、3,500万近くが引き下がるということは、それだけ地域経済にも大きな影響も与えます。

もちろん、1人あたり14万5,000円下がるということでもありますので、職員の生活にも相当の影響を与えるということでもあります。

そうした点を考えますと、やはりこの人事院勧告に町村は従っていくという形が、ずっととられているわけでありすけれども、しかしこれに従う義務というのは無い訳で、そうした点では、例えば東川町では職員のボーナスの引き下げをやらないと、職員は一生懸命努力して町民のために頑張っているのだからということで引き下げをしないというような措置をとられている町村もあるわけでありす。

そうした点を考えますと、やはり公務員が下がる、民間が下がるから公務員が下がる、さらに、それに準じてまた民間が下がるという、こういう悪循環を断ち切るという点からも、やはりこうした職員の給与の引き下げ、しかも本給まで下げるといふようなこういうやり方はすべきではないという、考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 経済も疲弊したという状況の中で、国も一定程度の国策により経済危機に対する活性化策いろいろ行っているというのが現状でありますけれども、今、政府も先に発表した中身では、デフレ傾向にあるというような経済状況についての見解もしめされております。

我々の職員給与につきましては、いずれにしても今、増田議員もおっしゃられましたように、人事院勧告にこれを準拠しなければならない、義務ではありませんけれども当然としてそういう一定のルールと言うのでしょうかこれはあります。

と言いますのも、地方公務員法で職員の給与を決定する際には、国あるいは都道府県、あるいは民間給与との均衡を失しないように給与を決めるべきだということ、公務員法上の決めもあるわけです。

それで私どもといたしましては、当然経済が今デフレ傾向にある中で、給与が下がるということになりますと、今もおっしゃられましたように当然地域経済に対する影響もあるのだらうというふうに想定しておりますけれども、ただうちの町だけ、職員だけが、今までの慣例を破りまして人事院の給与勧告に準じないで給与設定をするということになると、逆に町民の方々から見た時にどうなのと、やはり疑問点も当然あるのだらうというふうにも思います。

それで私ども、先に職員組合とも協議を、理事者と協議をさせていただきました。

当然職員としても、下がることについても手放しで喜ぶわけではありません。

やはり気持ちの中では、なんとか給与を下げないで働く意欲を喚起させてほしいのだという思いはあるということも理解はしておりますけれども、今まで町長もいろんな場面でお話されておりますけれども、当然私どもとしては、国や都道府県あるいは他の市町村との動向、状況も見ながら均衡を失しないような形で給与額を決定させていただくということで組合とも相談をさせていただいた中で、決定をさせていただいているということもご理解をいただければなというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 政権も替わりました。

そういう中で、最低賃金も引き上げていくというような方向も、どれだけ引き上げられるかはこれからの課題でありますけれども、最低賃金も相当引き上げなければならないと、時給1,000円にという話もある位でありますけれども、そうしてやはり国民の懐を温めることをしっかりやらないと今の不況から脱していくことはできないというふうなことだと私も思います。

そうした点から言えば、やはり今までのような公務員の給与を下げる、民間も下がる、さらに公務員の給与を下げるというようなこの悪循環をやはりどこかで断ち切っていかなければならないのではないかとこのように考えます。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありますか。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） ここ数年、町職員の皆さんの給与に関する話題は町民の皆様からさまざまご意見をいただいております、やる気と能力の高い幕別の町職員の皆さんですので町民から引き続き評価されるような仕事をしていただきたいと心から思っているところであります。

そこで数点お伺いをしたいと思うのですが、先ほどの説明の中で時間外手当の説明がありました。これは代休をとることによって、これまでよりも残業代が増加しないというふうにとっていいのかどうかということ、これが増えるとすればどのくらい増えていくのかということをお伺いしたいと思います。

それと60時間以上残業が発生するという方は、どのくらい対象となってくるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） まず、この制度によって振り替えをした場合、振り替えという制度があるので減るのだろうかということですが、これについては、実態としてはちょっと今のところつかめない状況でございます。

なお、平成20年度の時間外数、1人あたりの時間外数につきまして平均で約200時間でございます。それを12カ月で割りますと60時間を切っているという状況でございますので、60時間を超えて時間外をする、例えば選挙ですとか、何かの行事あったりとか、会計検査とか、そういう場合については、一時的に60時間を超える場合があるのかと思いますが、現状平均的なものを見た場合には、常時60時間を超えるという状況ではないので、さほど影響はないのかなというふうに推測しております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑がないようですので、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立「多数」であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第73号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第73号、幕別町都市計画公園等条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、説明資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、幕別町札内北栄土地区画整理事業の換地計画の変更に伴う地番表示の変更により公園1箇所の位置の表示変更が必要となりましたこと及び、平成21年度に整備が完了いたしました都市公園1箇所を条例別表に追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料14ページをご覧ください。

別表第1は、都市公園の名称及び位置等を定めたものでありますが、そのうち「共栄せせらぎ公園」の位置の表示を「札内共栄町10番地」から「札内共栄町46番地」に変更するものであります。

また、「十勝エコロジーパーク」の次に公園名「札内西公園」、位置「幕別町札内北栄町60番地」を追加するものであります。

今回の改正に伴いまして、本町の都市公園は90箇所、面積といたしましては、約220ヘクタールとなるものであります。

議案説明資料の15ページをお開きください。

今回、追加いたします札内西公園の位置図となります。

「札内西公園」は北栄土地区画整理事業地区内に設置された広さ1.3ヘクタールの近隣公園で、公

園施設の計画段階からワークショップにより住民が参加し、整備された公園であります。

整備の概要につきましては、16ページにお示しておりますが、幼児から児童までを対象といたしました①②の「遊びゾーン」、健康遊具を配置いたしました③の「健康ゾーン」、車椅子の方でも水と親しめる霧の広場を設けました④の「水遊びゾーン」など、遊びや公園利用の目的ごとにエリアを分けております。

また、バリアフリー新法に対応いたしましたトイレ、あずまや、水飲み場なども整備し、緑が多く、幼児から高齢者までの誰もが気軽に利用できる公園となっております。

なお、「札内西公園」につきましては、本年10月31日にワークショップの参加者及び地域関係者により、開園式を実施し、同日供用を開始しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

審議の途中でありますので、11時15分まで休憩いたします。

（11：00 休憩）

（11：15 再開）

[一括議題]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案第74号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例及び、日程第11、議案第75号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第74号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第75号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は13ページ、説明資料は、17ページをお開きいただきたいと思います。

公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、地方公営企業法に基づく事業でありますので、幕別町をはじめとする町村規模では、特別会計で運営されているのが通常でございます。

経営の基本は独立採算、受益者負担を原則として運営されるべきでございますが、現状では維持管理費及び資本費を使用料だけで賄うことは困難であり、毎年一般会計からの繰入れにより運営しており、平成20年度決算におきましては、公共下水道事業に3億4,304万5,000円、農業集落排水事業には、6,854万4,000円の繰入れを行っている状況でございます。

なお、農業集落排水処理施設使用料につきましては、合併協議におきまして事業手法の違いはあるが目的が同じ公共下水道使用料と、負担の公平の観点から合併の翌年度から統一をいたしております。

したがって、公共下水道事業会計と農業集落排水処理事業会計の健全化と料金の適正化を図るべく、使用料の改定につきまして幕別町使用料等審議会に諮問をし、11月20日に答申をいただきましたことから、このたび使用料の改定を行うべく、提案をさせていただくものであります。

議案説明資料の 17 ページ、18 ページをご覧くださいと思います。

改定する内容であります。幕別町公共下水道条例では第 15 条第 1 項の表中、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の第 16 条第 1 項の表中、一般用の汚水、10 立方メートルまで基本料金 1,400 円を 1,610 円に、また、超過料金 1 立方メートルあたり 140 円から 161 円に、公衆浴場の汚水、100 立方メートルまで基本料金 3,515 円を 4,042 円に、超過料金 1 立方メートルあたり 35 円から 40 円に改定しようとするものであります。

なお、平成 19 年度に策定をいたしました「幕別町公営企業経営健全化計画」に基づく経営改善策におきましては、平成 22 年度からの下水道使用料につきましては 20% の増額といたしておりましたが、今回の改定は、基本料金、超過料金、それぞれ 15% の増額とするものであります。

また、幕別町使用料等審議会の答申書には、下水道料金は公平な負担を原則とするものであるが、水道料金と同様に福祉助成制度に取組んでいただきたいとの付帯意見がありましたことから、現在、実施に向けて検討を進めているところであります。

議案書にお戻りいただきまして、13 ページ、14 ページをご覧くださいと思います。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成 22 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置といたしまして改定後の料金につきましては、平成 22 年 6 月 1 日以後に算定される料金、すなわち、7 月末納期の料金から適用しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま、議題となっております 2 議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって議案第 74 号及び、議案第 75 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 74 号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例及び、議案第 75 号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例は産業建設常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 12 議案第 76 号から、日程第 15 議案第 79 号までの 4 議案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 76 号から、日程第 15、議案第 79 号までの 4 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長（古川 稔） 日程第 12、議案第 76 号、北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋 平明） 議案第 76 号、北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてご説明申し上げます。

議案書の 15 ページをお開きいただきしたいと思います。

本議案につきましては、平成 21 年第 3 回町議会定例会におきまして同様の協議など 4 件につつまし

て提案をさせていただきましたが、紋別郡上湧別町と同郡湧別町が平成21年10月5日に合併し湧別町となったことに伴い、北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の減少が生じたところであります。

この一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減する場合などにつきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、北海道知事の許可を受けなければならないと規定されております。

今回、当該組合から本町も含めた組織する関係市町村に対し、組織する地方公共団体の数を減少することにつきまして協議をしたいとのことから、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第77号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第77号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページ、説明資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

今回、購入いたします財産は、スクールバス1台であります。

このスクールバスは、平成22年3月31日を以って、駒島小学校が閉校となりますことから、統合先であります忠類小学校への児童生徒の通学などに活用するものでございます。

この統合によりまして、現在、駒島地区から糠内中学校に運行しております駒島線を平成22年度から廃線とし、駒島地区から忠類小学校・忠類中学校への運行に切り替えることとなりますが、現在、駒島線で運行に使用しておりますスクールバスは、平成8年度に購入いたしましたもので、既に13年が経過しております。

また、駒島線は走行距離が長く、年間約3万2千キロメートルを走行し、現在の走行距離は36万9,000メートルに達し、老朽化による馬力の低下や修理費も年々増加傾向にありますことから、今回、地域活性化・生活対策臨時交付金事業を活用し、平成22年度からの駒島・忠類間の安全な運行開始等に備え、更新を行うものであります。

議案説明資料の19ページをご覧くださいと思います。

購入しますスクールバスは、中型バスで、9列の補助いすを含め47人乗りとなっております。

エンジンの仕様や車両の長さなどは記載のとおりでございますが、導入後は、児童生徒の登下校をはじめ、校外学習の送迎など有効に活用してまいりたいと考えております。

議案書にお戻りをいただきまして、16ページをご覧くださいと思います。

契約の方法、購入金額、購入の相手方についてであります。平成21年11月25日、日産ディーゼル道東販売株式会社、東北海道日野自動車株式会社、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店の4社を指名いたしました。2社が入札を辞退し、2社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、最低価格で入札をいたしました東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店と契約するものであります。

購入金額につきましては、1,857万9,990円であります。

購入の相手方ではありますが、帯広市西20条北1丁目21番地。

東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店。

支店長青木明氏であります。

なお、スクールバスの納期限につきましては、平成22年3月31日までとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第78号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第78号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は17ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、町内に10校あります小学校の教職員用パソコン116台を購入するというものであります。

現在、教職員が学校で使用しているパソコンにつきましては、そのほとんどが個人所有のものを持ち込み使用している現状から、これらのパソコンを購入することによりまして、教職員の業務を支援するとともに、児童の個人情報保護に努め、学校における情報管理の環境整備を図るため、購入しようとするものであります。

パソコンは、ノート型を購入し、サーバ機を各学校に1台配備、ソフトウェアは、OS、日本語ワードプロセッサ、表計算、プレゼンテーションソフトウェア、セキュリティソフトウェア、盗難防止のためのノートパソコン用セキュリティワイヤーを購入しようとするものであります。

財産の名称及び数量であります。小学校教職員用パソコン116台であります。

契約の方法、購入金額、購入の相手方についてであります。平成21年11月25日、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社曾我、十勝事務機販売株式会社の4社によります指名競争入札を執行し、最低価格で入札をいたしました株式会社曾我と契約するものであります。

なお、購入金額につきましては、1,711万5,000円であります。

契約の相手方につきましては、帯広市南町東1条2丁目2番地。

株式会社曾我。

代表取締役曾我彰夫氏であります。

なお、購入するパソコン機器の納期限につきましては、平成22年1月19日までとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第79号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第79号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は18ページをご覧くださいと思います。

本件につきましては、町内に5校あります中学校の教職員用パソコン79台及び、小中学校の管理職の管理用パソコン29台を購入するというものであります。

先ほどご説明いたしました議案第78号と同様に、町職員の業務を支援するとともに、児童・生徒の個人情報保護に努め、学校における情報管理の環境整備を図るため、購入しようとするものであります。

パソコンは、ノート型を購入し、サーバ機を各学校に1台配備、ソフトウェアは、OS、日本語ワードプロセッサ、表計算、プレゼンテーションソフトウェア、セキュリティソフトウェア、盗難防止のためのノートパソコン用セキュリティワイヤーを購入しようとするものであります。

財産の名称及び数量であります、中学校教職員及び、管理用パソコン108台であります。

契約の方法、購入金額、購入の相手方についてであります、平成21年11月25日、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社曽我、十勝事務機販売株式会社の4社により指名競争入札を執行し、最低価格で入札をいたしましたアートシステム株式会社帯広支店と契約するものであります。

なお、購入金額につきましては、1,596万円であります。

契約の相手方につきましては、帯広市西20条南6丁目3番20。

アートシステム株式会社帯広支店。

帯広営業部長澤見正興氏であります。

なお、購入するパソコン機器の納期限につきましては、平成22年1月19日までとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長(古川 稔) 日程第16、陳情第25号、「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書及び、日程第17、陳情第26号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情を一括議題といたします。

ただいま、議題となっております、陳情第25号、「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書を民生常任委員会に、陳情第26号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情を産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月1日から12月8日までの8日間は、休会いたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、12月1日から12月8日までの8日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月9日、午前10時からであります。

(11 : 39 散会)

第 4 回 幕別町議会定例会

議事日程

平成21年第 4 回 幕別町議会定例会
(平成21年12月 9 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

7 番 野原 恵子 8 番 増田 武夫 9 番 牧野 茂敏
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会議録

平成21年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年12月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
札内支所長 久保雅昭 総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 長谷 繁 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 所 拓行 福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 羽磨知成 こ ども 課 長 森 範康
学 校 教 育 課 長 伊藤博明 町 民 課 長 川瀬俊彦
農 林 課 長 菅野勇次 商 工 観 光 課 長 八代芳雄
税 務 課 長 姉崎二三男 保 健 福 祉 課 長 原田雅則
施 設 課 長 澤部紀博 土 地 改 良 課 長 湯佐茂雄
都 市 計 画 課 長 田井啓一
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7番 野原 恵子 8番 増田 武夫 9番 牧野 茂敏

議事の経過

(平成21年12月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番野原議員、8番増田議員、9番牧野議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○17番（杉坂達男） 私は、本年の3月の議会におきまして一般質問のなかで忠類地域における特別養護老人ホームの建設計画の検討について町長にお伺いをいたしました。

当時と言いますのは、この春の段階でありますけれども、将来的な福祉計画の位置付けとして、その旨を町長から伺いました。

この近年、要介護の増加現象が極めて顕著な状況である一方で、療養型の病床群の縮小等により施設入所の待機者が日々増加の傾向にあることは、ご案内のとおりであります。

とりわけ忠類地域にありましては、合併以前から特養の建設につきましては、重要な建設計画事項として地域住民の長年に渡るたつての願望であり、引いては歴代の理事者の強い念願でもありました。

この間、当時の議会を初め地域としてもさまざまな努力を尽くしましたが、実現の可能性を導くには至りませんでした。

このような地域事情の中で、既に報道等でもありますとおり、この夏、国の景気対策に係る補正予算が計上され、北海道でも福祉施設の整備に関する事業が創設されたところであります。

この事業期間は、平成23年度までとなっております。

また、これまでの交付金事業と比較いたしますと建設費や運営費まで有利な財源措置が講じられておりまして、国や道としましても積極的な事業推進を図ると聞いております。

本町におきましても、この機会に積極的な事業への取組みを進め、忠類地域懸案の特別養護老人ホームの建設計画が引いては南幕別の介護施設の拠点として、ぜひ実現するよう改めて町長の考え方をお伺いするところであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉坂議員のご質問にお答えいたします。

「忠類地域の小規模特別養護老人ホームの建設について」であります。

忠類地域における特別養護老人ホーム等の整備につきましては、合併前からの懸案事項であるとは伺っておりますが、十勝の広域枠がないことや財源の問題、あるいは運営母体の問題などさまざまな問

題があって、これまで実現に至らなかったものと思っております。

また、合併後におきましても、議会におけるご質問やご提言をはじめ忠類住民会議からのご提言もいただくなど、合併後のまちづくりを進める上で解決すべき大きな課題であると認識いたしているところであります。

ご承知のように、本年3月に「第4期幕別町高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画」を策定し、その中で、「忠類地域においても、ふれあいセンター福寿のあり方の検討と同時に地域密着型サービスの整備を検討していく」と明記し、忠類地域の介護基盤整備の方向性を明らかにしたところであります。

これらを踏まえ、本年4月に忠類地域における介護福祉施設のあり方について調査研究を進めるため、関係職員によるプロジェクトチームを設置し、検討を重ねてまいりました。

ご質問にありますように、本年度、国の景気浮揚対策として組まれた補正予算が都道府県に交付金として配分されたことを受け、8月に道議会で福祉関連を含めそれらの予算が可決され、平成21年度から23年度までの期間で、介護福祉施設の建設に対する有利な基金事業制度が創設されました。

この制度においては、町の第4期計画に記載されていない事業であっても、第5期の計画に記載・反映することを前提に、今回の補正予算を活用して前倒しで事業を実施することは差し支えないとされたところであります。

これらの条件を踏まえた中で、調査研究を進めてきたプロジェクトチームの検討結果としては、財政的な問題や運営可能な法人との協議が整えば、忠類地域に定員29人以下のサテライト型の地域密着型特別養護老人ホームを整備することが望ましいという見解が示されたところであります。

この報告書に基づき、事務レベルにおいて北海道や関係法人との協議を行い、その可能性について検討を重ねた結果、平成23年度を目途に、忠類地域において民設民営で定員29人以下のサテライト型の地域密着型特別養護老人ホームを整備すべく、具体的な検討を進めているところであります。

今後におきましては、幕別町介護保険運営等協議会のご意見をお聞きするとともに、サテライト型で民設民営の整備となりますと、該当する社会福祉法人との協議や町として、何らかの財政支援が必要となることも考えられますことから、施設整備に向け、慎重に協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、杉坂議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 杉坂達男議員。

○17番（杉坂達男） ただいま本件につきましては、町長の積極的な建設に向けての考え方をお伺いいたしました。

また、これまでも長い期間に渡ってプロジェクトチームの皆さんがこの問題について検討いただいたこと深く敬意を表するところであります。

現下の本町の財政事情から申しまして、ハード、ソフト両面の事業を極力控えていかなければならない財政の事情にあるなかで、本事業の負担についても相当額、町からの財政負担をお願いすることになりますどうかよろしくお願いをしたいと思います。

次に、多少拙速かと思いますが、ただいま町長から伺いをいたしました中から2、3伺いをしたいと思うのですが、運営の形態がサテライト方式で検討されておられる、このようにお伺いをいたしました。

このところについて、若干詳しくお話を伺いたいと思います。

さらに23年度目途ということでもありますという、来々が22年でありますから、22年、23年ということになる訳ではありますが、この事業年度ごとの事業の展開についてはどのような進め方をされるかということについても検討されておられればお伺いをしたいと思います。

さらに、これもまた拙速で恐縮ではありますが、この29人以下のこの型の施設というのは、いったいどの程度の、それに従事する方々が必要なのか、これについてもまたお伺いをしたいと思います。

総じてこの施設を忠類地域に設置されること、引いては南幕別のこの種の施設の拠点としたい。

我々地域住民も、そういう責任を負いたいという思いがしておりますけれども、これらのそれぞれの問題について2、3お伺いをしたところであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のサテライト方式というのは、いわゆる本来特養ですとか、いろんな施設を設置するには、十勝枠の中で総体の人数が決められておりますから、その範囲の中でしか整備ができない、あるいはそれを超える整備をするときには、全体枠の見直しということが求められる訳ですけれども、サテライト方式というのは、今、町内にある施設のいわゆるサテライトですから、その定員枠を超えない、いわゆる29人枠の範囲であれば、いわゆる地域密着型として整備ができる。

ですから本町の場合は、札内寮が札内にありますから、本来でありますとだいたい距離的に20分以内ということは言われているようではありますが、この辺が35分、40分の範囲でもなんとか許容の範囲ではないかということ道を段階では伺っております。

そういったことから、施設整備する民設、民営というのは、あくまでも札内寮のいわゆるサテライトとして忠類に地域に設置することが可能だという状況であります。

それから23年度に向けてですけれども、これも先ほど申し上げましたように、大きな問題としては、これから道からの認定といいますか交付金を受けるかどうかのまず採択が、状況が変わってきます。

今おそらく11月いっぱいという話は、私は聞いていましたけれども、全道から要望をまとめているとお聞きしております。

そうすると今の予算、いわゆる枠の中で収まるのか、あるいはそれ以上の持ち込みがあって選考に入るのか、そのような具体的なことは今の段階でわかりませんが、そういったまずは交付金の決定を受けることがまず大前提であります。

さらに現在運営をされております、札内寮真幸協会との協議も問題になってきますし、さらに先ほど杉坂議員のお話にもありましたように、相当の経費が掛かるわけでありまして、その財源をどう捻出し確保していくかということも問題となってまいります。

そういったことを含めると、21年度の末か22年度に入って、道の決定を受け協議を進め、23年度着工というのが流れとしては考えられるのかなというふうに思っておりますけれども、今言いましたように前段でクリアしなければならない多くの課題がありますので、それは十分協議をしながらこれから対応してまいりたいというふうに思っております。

それから施設職員は、これもサテライトですからいわゆる施設長さんですとか、いろんな兼務というような形でかなりの部分はクリアできるのですけれども、単純的に29人規模の特養と言いますと、職員数でいくと18人程度の職員配置は必要でないかというようなことは言われております。

ただそれが具体的にどういうふうな配置になっていくかは、当然今後の問題ですし、入所者の数にもよってまいりますけれども、そういったことも含めながらまずは内部での協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂達男議員。

○17番（杉坂達男） その件について理解をいたしました。

23年に着工の予定ができるということになれば、24年には供用を開始するという、素人の思いではありますがそんなふうに思います。

さらにもう1点お伺いをしたいのですが、先ほど町長のお話にもありましたが、福寿の関係であります。

今回計画されているのが、私も先ほど申し上げましたように、南幕別地域の拠点、施設として整備したい。

整備するというふうに考えるところでありますが、同時にさらに福寿の関係については、その利用をさらに高める、あるいは相乗効果を高める上では、これからの福寿の利用というものがいろいろと具体的な関係で問題になってくるのではないかなというふうに思うところであります。

つきましては、現在の福寿の利用の状況、それからついてはさらに効果的な利用を高めるために、今建設が計画される介護施設と合わせて、相乗効果を上げるための改善策が必要なかどうかそのことについても伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 福寿につきましては、現在ご夫婦の方一組と、ほか4件、合わせて5件6名の方が現在入所されております。

従いまして、この福寿については、今後特養の整備と合わせて、あるいは今社会福祉協議会に委託をしておりますデイサービスなどの事業の関係も含めて、全体的に先ほど杉坂さん言われたように、南幕を含めた中での、いわゆる新しい商業特養の中でいろんな事業を取組んでいける。

あるいはグループホーム等との考えも合わせてある訳ですが、こういったことも含めていわゆる全体的な機能をどういう形で集約していくかということが正にこれからの検討課題だろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂達男議員。

○17番（杉坂達男） いずれにいたしましても、忠類地域の住民が非常に長い間念願でありました、希望でありました特養の施設がようやく具体的になってくる、そんなようなことを今、町長からお伺いをいたしまして私自身も感無量なところがございます。

どうか一層今後、ご検討いただきながら、また地域としても十分な対応ができるように努力ももちろん行ってまいりたいと思いますが、どうか今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、杉坂達男議員の質問を終わります。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは、お許しを得まして2点について伺いたいと思います。

1点目であります。

特別養護老人ホーム建設などの介護サービス基盤整備について伺いたいと思います。

平均寿命が延びると同時に、少子化が進みまして高齢化社会は確実に進んでいる状況にあります。

幕別町でも平成21年10月現在の高齢化率は24.8%となりまして、本町地域では32.31%、忠類地域は30.00%となっているところであります。

それに伴いまして、介護保険、要介護、要支援認定者も増えて、平成20年度は1,037人となり、第1号認定者65歳以上の認定者は999人、15.4%となっており年々増加している状況にあります。

介護保険制度は、介護の苦勞から家族を開放し公的に介護を支えるとしまして創設された訳でありますけれども、必要とする介護を必要に応じて選択できる制度と発足したところであります。

発足にあたって私たちは、保険あって介護なしの制度となる恐れがあるとして、基盤整備等に万全を期すよう求めてまいりました。

しかし現実には、施設整備などが不十分なため、必要とするサービスが受けられない事態となっているところであります。

平成20年度決算審査でも明らかになったように、年々特別養護老人ホーム等の介護施設の待機者が増加いたしまして、札内寮では96人、忠類地域で14人、老健あかしや32人となって、計142人もの待機者がいる状況にあります。

町は、保険者として被保険者が必要とするサービスの提供に努める責任がある訳であります。

幕別町高齢者保健福祉ビジョン2009でも介護サービスの基盤整備の強化がうたわれているところであります。

その具体化が急がれますけれども、どのような進捗状況にあるか伺いたいと思います。

1点目は、地域密着型サービスの基盤整備であります。

必要な整備量をどのように押さえ、それを充実させる計画を具体化しているかどうか伺いたいと思

います。

2番目は、施設サービスの基盤整備であります。

待機者が増え続ける現状の解消が急がれる課題であります。

ただいまの杉坂議員の質問にもありましたけれども、忠類地域には福祉施設が無く、予てから特別養護老人ホームの建設が悲願とも言える課題となっております。

私も以前から忠類地域の施設の整備を要望してまいりましたけれども、合併以前もまた合併後も一般質問などで取上げてまいりました。

また忠類地域は、合併以来急激な人口減が続いておりまして、この3年間で100名以上の人口減となっているところであります。

そうした雇用の場を確保して地域の過疎を食い止めるためにも望まれているところでありますけれども、ただいま具体的な計画をお聞きした訳であります。

3番目は、療養病床削減対策であります。

平成23年度で療養病床が廃止される計画となっておりますけれども、その対応について町の考え方を伺いたいと思います。

続きまして、2番目の問題、負担能力をこえた公租公課に抜本的な対策を求めるものであります。

格差社会の拡大と世界的な金融危機が重なりまして、国民にとって厳しい経済状態が続く中で、町民の生活も大きな困難を抱えております。

今年度は、給与収入が200万円以下の方は、48.4%と約5割となりました。

年金収入100万円以下の高齢者は、55.3%、200万円以下となりますと81.1%と8割を超えているところであります。

その結果、町民税、国保税、水道料金などの税金や公共料金の滞納額の累積は膨大となっております。

平成20年度末では、町税は総額2億2,000万円、国保税は2億7,000万円の滞納を抱える状態となっております。

毎年同じ傾向にありますけれども、例えば個人町民税では、平成20年度現年課税分収入未済額いわゆる滞納は2,062万6,000円であって、同じ年の不納決算、徴収できないとして処理された額は787万7,000円、現年滞納に対して38.1%、国保税では現年分収入未済額2,841万円に対して、不納欠損額は1,850万1,000円であって、現年滞納額の65.1%が不納欠損とされているところであります。

こうした現実を見ますと、町民の負担能力、担税能力を超えた課税徴収額であると考えざるを得ません。

このような状態は、金額の多少はあっても毎年繰り返されているところであります。

払いたくても払えない町民の苦しみと、町の徴収担当者の労力や苦闘、それに要する経費などを考慮すれば、思いきった対策を取る必要があるのではないのでしょうかと考えるものであります。

そこで次の点について伺います。

1番目は、町民税、国保税の徴収にあたっては、地方税法第15条7の規定にあるとおり、町長としての責任を果たし、滞納者の実情を調査、把握し必要な滞納処分の執行停止を積極的に行うよう努めること。

また、滞納整理機構への引継ぎは行わないことを求めるものであります。

2番目は、国保税、介護保険料、上下水道料にあつては、低所得者に対する減免を強化すること。

そのことが不納欠損額や収入未済額の縮減に繋がるとは思いますがいかがでしょうか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「特別養護老人ホーム建設等の介護サービス基盤整備について」であります。

社会全体で高齢者を支えていく仕組みとして平成12年度から介護保険制度がスタートいたしました

が、当初から走りながら考えていく制度と言われ、節目、節目で大きな制度改正が行われてまいりました。

特に、平成18年の制度改正では、予防重視型への転換を図るとともに、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるようにするために、地域密着型サービスが新設されたところであります。

ご質問の1点目、「地域密着型サービスの基盤整備について」であります。サービスの見込量及びその確保につきましては、平成21年度から23年度までの3カ年を計画期間といたします「第4期介護保険事業計画」におきまして、明らかにいたしているところであります。

具体的には、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームを幕別地区に1ユニット・9床であります。これらを整備する計画につきましては、既に事業者の公募・選定を終え、施設の建設工事が始められておまして、来年3月にサービスの提供が開始される予定であります。

「小規模多機能型居宅介護事業所」につきましては、通所・訪問・泊まりのサービスを組み合わせて提供する事業所であり、本町では初めてのものとなりますが、ただ今申しあげましたグループホームと併設する形で、同じく来年3月に事業が開始される予定であります。

「認知症対応型通所介護事業所」につきましては、認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受ける事業所で、これも本町では初めてになります。幕別地区、札内地区それぞれに平成21年度に事業者の参入を計画しておりましたが、事業者側で人材の育成・確保が遅れていることから、平成22年度に整備を予定しているとお聞きいたしております。

また特別養護老人ホーム札内寮の個室ユニット化の促進につきましては、既存の120床のうち、29床を地域密着型サービスの基盤整備により、地域密着型特別養護老人ホームとして平成23年度に整備する予定とお聞きいたしているところであります。

忠類地域の基盤整備につきましては、前段、杉坂議員への答弁で申し上げましたように、計画を前倒しいたしまして、平成23年度に29床の地域密着型特別養護老人ホームを整備すべく、具体的な検討を進めているところであります。

また、町内医療機関の療養病床の転換によりまして、平成23年度までにグループホーム3ユニット、27床が整備される予定となっております。

これらを整備することにより、平成23年度末時点での、本町の施設・居住系サービスである特養、老健、グループホームの定員数の見込みは、平成21年度当初より65人増えて、443人となる見込みであります。

ご質問の2点目、「施設サービスの基盤整備について」であります。

先ほど、杉坂議員のご質問に対する答弁でも申し上げましたので、重複した答弁は避けたいと思っておりますが、平成23年度に忠類地域にサテライト型の地域密着型特別養護老人ホームを整備すべく、具体的に協議を進めているところであります。

また、ご質問にありますように、忠類地域に当施設を建設することで、忠類地域の住民の皆さんの雇用の場の確保をはじめ、若年層の確保による人口減少の歯止めなど、地域の活性化という観点からも大きな効果があるものと期待いたしているところであります。

ご質問の3点目、「療養病床削減対策について」であります。

療養型病床につきましては、平成18年に成立しました医療制度改革法におきまして、医療療養型病床25万床、介護療養型病床13万床の計38万床について、医療療養型病床を15万床に削減し、介護療養型病床は平成23年度で廃止しようとするものであります。

これを受けて、都道府県ごとに療養病床の再編成計画いわゆる「地域ケア体制整備構想」が策定され、北海道の構想によれば十勝圏地域版では、平成19年当時の医療療養型病床1,246床については、一般病床へ105床、介護療養型老人保健施設へ108床の計213床を転換することとし、7床を廃止するとなっております。

一方、介護療養型病床の224床については、220床を医療療養型病床へ、4床を一般病床へ転換する

こととなっております、

従いまして、医療療養型病床数については、再編成前と同じ1,246床が確保されるものとなっております。

構想策定から2年余りが経過しようとしておりますが、将来の医療・介護の在り方が不透明なことを背景に、未だ転換の方向性を未決定の医療機関もあります。

さらに、政権交代により、新しい大臣は介護療養型病床の廃止を凍結する考えを示されるなど不確定な要素が多く、実質先が見えない現状となっております。

療養病床の廃止・転換によりまして退院を余儀なくされた、行き先がないといったような相談等はまだまだありませんが、今後、療養病床の廃止や転換が加速的に進むことも予想されますので、介護・医療を必要とする方が確実にサービスを受けられるよう、対応に努めてまいりたいと考えております。

次に2番目の「負担能力を越えた公租公課の抜本対策について」についてであります。

ご質問の1点目、滞納者の実情把握、滞納処分執行停止、滞納整理機構への引継ぎについてであります。

現在、滞納世帯に対する町の対応といたしましては、督促状や催告書の送付、電話による催告、臨戸訪問、さらには夜間・休日納税相談窓口の開設、分割納付の指導などを行っております。

こうした対応の中で、現在滞納している方は町民税で937人、国保税で964人となっております。

滞納処分の停止の要件等については、地方税法第15条の7において規定されておりますが、現段階において執行停止をしている内容ごとに説明いたしますと、第1号の「財産がないとき」に該当するものは、町民税で26人、国保税で44人、第2の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に該当するものは、町民税で38人、国保税で59人、第3号の「所在及び財産がともに不明であるとき」に該当するものは、町民税で22人、国保税で28人となっており、合計で町民税で86人、国保税131人で、滞納している方全体のうち執行停止を行った方の比率で申し上げますと、町民税で9.18%、国保税で13.59%という状況であります。

これらの方々には、それぞれの生活状況などの実態を調査し執行停止に至ったところでありますが、今後につきましても、各世帯の所得や預貯金あるいは借入金の状況などを相談いただく中で、執行停止について検討してまいりたいと考えております。

なお、給与収入が200万円以下で課税されている4,326人のうち、完納されている方は4,028人、93.1%とほとんどの方が納税されている状況であります。一部未納も含めた298人、6.9%の方につきましても、引き続き納税相談等により分割納付を奨励するなど、よりきめ細かな対応を心がけてまいりたいと考えております。

また、「滞納整理機構への引継ぎを止めること」については、ご承知のとおり、十勝圏市町村税滞納整理機構は1市18町村により共同処理するために十勝圏複合事務組合に組織を設立したものであり、大口滞納者、納税相談にも応じてもらえない方、広域的な財産調査が必要な方など、市町村単独では処理困難な事案の滞納整理を中心に対応しており、平成19年度・20年度の2年間であわせて34件を委託しているものであります。

その後の経過については、完納者が2件、分納中が15件、分納中であるが不履行の方が9件、居所不明が4件、執行停止が4件という状況でありますので、滞納整理機構の立ち上げによる成果は非常に大きいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

町民税・国保税などは、それぞれその目的に沿って納めていただくものでありますことから、今後とも町民の方々に対して税金に対する理解を求めることはもちろんのこと、適切な課税と納税事務に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「低所得者に対する減免の強化について」であります。

はじめに、国保税につきましても、納税義務者の負担軽減措置として、所得に応じて7割、5割、2割の法定軽減措置を行っており、介護保険料も同様に、低所得者については基準保険料を減額し、その減じた分を一定以上の所得ある方で負担するなど、現行の制度の中で、最大限に所得の低い方へ

配慮をしながら設定しているところであります。

また、国保税及び介護保険料の減免対応として、条例の中では、「災害等により生活が著しく困難となった者、若しくはこれに準ずると認められる者、または特別な事情がある者に対し、減免することができる。」などと規定していることに基づきまして、従前から個別に相談等を受け適切な対応を行ってきたところであります。

このようなことから、低所得のみに着目した基準を定めて一律に減免を行うことにつきましては、結果的には他の被保険者の負担になるなど公平性を欠くことに繋がる可能性もありますことから、独自の減免制度を設けることは難しいものと考えております。

なお、支払いが困難な方につきましては、個別対応の中で収入状況や生活実態等に十分配慮しながら、丁寧できめ細やかな対応を行い、納付を猶予することや月ごとに分納していただくことなど、完納に向けて誠意ある対応を行っていただくよう理解を求め、不納欠損及び収入未済額の縮減につなげてまいりたいと考えております。

次に、上下水道料につきましては、どちらも地方公営企業法に基づく公営事業として、独立採算、受益者負担を原則として運営すべきものでありまして、独自の減免につきましては、受益者以外の方からの負担を求めることになり、国保税及び介護保険料と同様に負担の公平性の観点からも難しいものと考えております。

ただ、昨年水道料金改定に伴い、低所得者等への福祉施策として「幕別町水道料金助成金交付要綱」を定め、助成を行っているところでございます。

なお、今定例会に提案させていただきました公共下水道、農業集落排水処理施設の使用料改定につきましても、水道料金と同様の福祉助成制度実施に向けて、検討を進めているところであります。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中ではありますが、10時55分まで休憩いたします。

（10：43 休憩）

（10：55 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは順次再質問をさせていただきたいと思いますが、介護保険が始まったときに、先ほどの質問でも言わせていただいたのですが、保険料は強制的に対象者から取るだけけれども、しかしいざサービスを受けようとしたときにサービスが受けられないと、保険あって介護無しの制度にしてはならないということを盛んに当時創設のときに言われたのですが、現実的には先ほどの質問でもお話したように、142人もの施設入所を待っておられる方がいる訳ですね。

その方々は、それこそ高齢で、その施設に入りたいという方ですので、なかなか1年2年と待てない状況というのが続いている中での待機だということで非常に家族の方も本人も苦労が絶えないというふうに思う訳なのですが、そうした中で今回のご答弁で、平成21年度は当初よりも65人増える予定なのだと、そういうことでこれは一歩前進だというふうに思うわけですが、そこで確認しておきたいのですが、今の札内寮が既存の120床の内29床を地域密着型サービスの形で整備するのだと、23年度に整備する予定となっていると、その29床とそれから忠類地域にサテライト型として整備しようとしているその29床以下の、この定員との関係なのですが、純増で29人になるのかどうか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げました札内寮が個室ユニット化する、120定員の内29床で個室化をしようということですから札内の120の定員は変わらない。

プラス、サテライトで忠類分の29床を増やしたいというのが計画であります。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それで安心した訳ですけれども、それにしましても、やはり待機者がなかなか解消するというような状況にはなっていないと。

しかも、これから高齢化がどんどん進むという中で待機者がさらに増えていくという、そういうことが十分予想されるわけで、そうした点では、やはり保険ですので、民間の生命保険なんかで今時々問題になっていますけれども、約束した保険がちゃんと支払われないで、そしていくつかの大手の会社が問題にされていますけれども、しかし民間ではそうやってきつく約束したとおりのことをしてないのではないかというお叱りを受けるのですけれども、国が初めてそして市町村が保険者となってやっているこの介護保険制度が、やはり皆苦勞して掛け金をとるか保険料を払っている訳ですから、いざサービスを受けたいと言ったときには、やはり何年も待機で待たされるというような事態はやはりこれは国の責任としてもきちっと解消していくことが絶対に必要だと思うのです。

これは民間でやっていたらとても許されないことで、詐欺的な行為のようなそういうようにも言えるような、そういうことだと思うのです。

だからそういう点では、今回小規模な多機能型居宅介護事業所だとか、認知症型のグループホームだとかというような、こういうのも積極的に増やすという方向をとっておりますので、ぜひそういうことで必要なサービスを受けるようなことができないという事態をどのように解消されていこうとするのか、保険者としての考え方をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられましたように、介護保険制度ができて何回かの見直しがありました。

例えば今、介護保険制度の施設入所関係で言いますと、国は施設ですとか居住系サービスの利用者というのは、要介護の2から5までのおよそ37%くらいは施設入所が必要であろうというようなことが言われている訳であります。

そうすると、これは全体的な問題でありますけれども、本町の場合はそれからいきますと、先ほど言いましたように23年度末に443床ということになると、基準の212床の倍くらい、本町だけで言えばそれだけの施設は確保できたということは言えるのですけれども、今申し上げましたように、今までは十勝では十勝枠があって老健も特養もそれなりの範囲でなければ整備できなかったと。

それが今回のような、いわゆる地域密着型というようなことになってくると、そうした十勝枠でなく、いわゆるもちろんその地域の人たちだけが入所はできませんけれども、そういった方向が今後どの程度、私の町で今忠類にそういう計画を持っている。

それでは、ほかの地域もそのような計画を持っていくことによって、相当数解消される部分もあるのかなというふうには思っていますけれども、これもなかなか介護の制度自体が厳しいのと、私たちもう一つ辛いのは、そういう施設がどんどんできて、入所者が増えるとそれが介護保険料に跳ね返ってくるという、矛盾という言葉はどうかと思いますけれども、そういった面で、できればまた保険料に跳ね返ってくる、そういった面の辛さもあるわけでありまして、待機者がどんどん減っていくために、努力していくということは当然我々も必要であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 国のやり方も、そうやって対象者の何%がこの入所なのだというような、そういう先に数字を決めて、それで押していこうとするけれども、やはり現実を見てやってもらわないと困ると思うのです。

それから今回、例えば介護保険の認定の基準というものも国が変えた訳なのですけれども、これも介護保険の国の予算がうんと増えていくので、介護保険で見る認定者の数を少なくするというのが一つの目的で、介護認定基準も厳しくしてしまうと。

だから今まで要介護3だった人が、要支援にまで落とされるというような、そういうことも起きてきている訳です。

だからやはり現実をやっぱり見てもらって、そしてそれに対応した施設なり、サービスなりをきち

つと整備していくということをこれからも町としても国や道にもきちんと要望していただきたいと思います。

そのこと無しには、それこそ苦勞して掛け金を払った人たちがサービスを受けられない。

今、町長も申されたように、結局その介護保険の保険料を払いながらサービスを受けられないというような、こういう事態の解消は、やっぱり急務だというふうに思うのです。

だからその点をぜひよろしくお願ひしたいと思うのと、それから先ほど、療養病床の削減の問題にあっては、療養病床の廃止、転換によって退院を余儀なくされ、行き先がないという相談等は、まだいまだ無いとおっしゃられているのですが、我々のところに寄せられるいろんなあれでは、なかなかお年寄りなどは、病院に必要な日数だけ居られないと。

すぐ退院の話になっていくと。

退院されても、家庭では療養することができないので、非常に困っているというような話も聞く訳です。

それから言えば、やはり療養病床削減対策というのは、現在のベッド数が維持されているので、これでよしとするような状況ではないということも認識の中に入れてほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、町内の実態を見ますと、介護型の療養病床に入院されている方というのは、今町内で4人の方がいらっしゃる。

それはいずれも、現状の段階では、そのまま入院されておりますけれども、今後その方たちをどのような形で移行されるのか、どこへ行かれるか。

これは個別相談等もあるのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、北海道全体では、そういう療養型は大丈夫だろうというふうに言われていますし、本町の場合は、札内の柏木医院さんと、十勝の杜病院が療養型病床群の病床数を持っている訳ですけれども、これを何らかに変換をしていくということで、今協議を進めている訳でありますけれども、グループホームへという声もあるようでありますけれども、そういった中で、現に入院されている方々が、どういう方向へ進められるのが一番いいのかということについても、これも十分私どもも対応に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 先ほども言いましたように、一般の病院からやはり追い出されると言いますか、出ていかなければならない人たちが、こういう療養型の病床だとか、こうした介護が必要な病床に移って行かれるように、その病床の維持と拡大が必要でないかと思うのです。

その点での努力をぜひ、していただきたいなと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

いずれにしましても、その現在の整備、基盤整備の状況というものは、まだこれで十分という状況でないのは、はっきりしておりますので、忠類の小規模のサテライト型の施設が確実に23年度に建設に向かうことができるように、ぜひとも努力いただきたいというふうに思います。

それでは時間もありませんので、2番目の問題に移りたいと思います。

負担能力を超えた税金でありますとか、公共料金、この問題についてでありますけれども、先ほど申し上げましたけれども、町民税でありますとか、いろいろな公共料金の滞納というものが非常に多くなってきているというのは、申し上げたとおりでありますけれども、例えば町税では、町民税だけを取ってみますと現年課税分の収入未済額、滞納が19年、20年とも2,000万円を超えている訳です。

その滞納が、すぐ不能欠損になるわけではなくて、納めてもらう努力等をしたのちに、その往年度の不納欠損となるものが毎年のように出ている訳です。

平成19年度は705万7,000円、平成20年度は787万7,000円と、そういう形で増えていると。

それから国民健康保険税におきましては、現年課税分の未収が平成20年度は2,925万9,000円あったのですけれども、そういう状況の中で、その年に不能欠損された額が1,850万3,000円と。

これ現年の未納の63.2%に当たる金額が不納欠損になっている訳であります。

そうしたことを考えますと、納めてもらう努力をいろいろされる中で、それでも不能欠損にせざるを得ない額が、毎年のように国保税では2,000万近く、超えるときもありますけれども、なっている訳です。

それで町長の答弁の中で、例えばそういう国保税などを制度的に減免した場合には、ほかの加入者の負担が増えるということが再三言われるのですけれども、しかしながらこうして課税したけれども、不納欠損に落とされてしまっていると。

国保税の場合には、毎年2,000万くらいあるということになれば、これは最初からそうした払えないような、例えば年金者の方もおられますし、そうした本当に収入の無い方には、制度的にきちっと減免措置を講じて、そして例えば不能欠損に落ちる2,000万くらいの物を減免することにすれば、やはりそこで職員の納税努力の点でも、経費の点でも軽くなってくると思いますし、やはりそうした思いきった措置を講ずることが、町民の現状に応じていくことになるのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町民税にしる、国民健康保険税にしる、それぞれ目的によって課税がされている訳でありますから、減免制度、当然国保にも7割、5割、2割の減免制度がある。

それを受けての課税でありますし、その根っこにあるので所得であったり、資産であったりする訳でありますから、問題は課税された後に収められる方が本当に今言うように、ここで言うように困窮世帯にあって納められないかどうか。

これはやはり一人ひとりケースバイケースによって違うのだろうというふうに思います。

ですから2,000万の不納欠損がなると、それぞれ何人から何十人の人たちの事情があつて、最終的な不能欠損になる訳ですから、私どもは、税務課の職員も、国保の職員も、水道課の職員もそれぞれが一生懸命なんとか滞納にならないように、あるいは不能欠損として処理されないように、納めてもらうような努力をしている訳でありますし、その為には減免制度、今の既存の減免制度の中で救えるものは救うべきでありましょうし、もう一つは一律でなくて、あくまでも個々の事情によって納めていただくということが、まずは担当者として担うべき仕事なのだろうというふうに思っていますので、私は決して滞納が増えることがいい訳でもないし、不納欠損が増えることがいい訳でもないのは当然でありますけれども、なんとか皆さんの理解をいたくなかで、少しでも滞納は少なくなるように職員もそうでありますけれども、頑張っていかなければならないなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 残念ながら、例えば介護保険にしても後期高齢者医療制度にしても収入が、それこそ極端に言ったら無年金者で本当に収入が無い人も一定の負担をしなければならないような制度になってしまっているのです。

だからそれから言えば、やはり収入の無いあるいは生活ぎりぎりの人たちのそうした保険料でありますとか、税金でありますとか、下水道料金などは、やはりしっかりとした減免制度をつくらないとやはり滞納であるとか、そういうものは必ず出てこざるを得ないのだと思うのです。

私合併して特に感じたのは、忠類の水道料金は確かに幕別よりも安かったのですけれども、しかしその安い水道料金の上で、本当にお年寄りにさらに減免の制度をわずかでありましたけれどもつくっていたのです。そのことによって、滞納は0でした。

だから忠類の人たちが決して、豊かだったから滞納が0だったのではないと思うのです。

やはり、なぜこっちで水道を止めてしまわれるような事態になるか。

滞納がずっと続いて、水道そのものを止めてしまわなければならないような措置をしながら水道料金を集めるということになっているのですけれども、しかしやはりそれはなぜかと言ったら、やはり本当に払えないという状態の人にきちんとした手を差し伸べるという、そのことによって水道料金の滞納は0だったのだと思うのです。

決して豊かだったから0だったということではないと思って、やはり払えない状態のまま国保税だとか上下水道料金をそのままにして、そして払えない、取れないという不納欠損に落とさざるを得ないものが国保では2,000万近くあると。

そういう状況というものは、やはり何とか変える努力をしていかなければならないと思うのです。

そのためには、確かに7割軽減、5割軽減、2割軽減という法の制度はありますけれども、けれどもそれだけでは足りない部分をやはり考える必要があるのではないかと。

これはいろいろな、やはりよくそうした滞納は払えるのに払えない人が多いからだというような議論もされますけれども、しかし皆がみんな払えるのに払わない訳ではないと思うのです。

やはり払いたくても払えないという状況が広くあるということをややはり考えないといけないのではないかと。

そのためには独自の減免制度をつくって、そしてこの不納欠損を減らすこと、これはその分を減免に回す訳ですから、これは町の収入として減ってくるというものではないと、いうふうに考える訳なのです。

やはりそういう立場に立てないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 水道料のお話もありましたけれども、年に何件か給水栓を止めるというような、いわゆる停止処分をやらざるを得ない状況にもあります。

ただ私どもは、今、増田議員さんが言われたように必ずしも本当に納められなくて、水道料を納められなくて生活に困っているのだという方がいらっしゃると思えば、それは私どもとしても大変なことだと思います。

しかし今現実に給水栓を停止しているというような状況の方は、必ずしもそうでない人が、我々からすると多いように見受けられる。

いわゆる誠意がないというところに問題があるのかと、なぜ自分が困って本当に生活もできない厳しい中にあるということであれば、我々も決して相談をしないでもないし、なんとか相談していただいて、分かりました、それでは猶予もしましょう、分納でもいいですよ、いろんな手法は取れるというふうに私ども思うのですけれども、全くこちらからの話にも乗ってこないし連絡しても来ない、どうしてもやむにやまれず差し押さえという形をとると、飛んできてどうしてなのだということにもつながっていくようなこともあって、私どもは決して滞納ですとか、差し押さえが本来的な業務だということではありませんけれども、しかし職員としてもやはり法の許される限りは、最終的にそういう手段もやらざるを得ないという事情もある訳ですので、なんとか私どもはそういった方々に理解いただきたいのは、ぜひ相談に乗っていただきたいし、話し合いの場に出てきていただきたい。

その上で、なおかつそういうことをした、不満だと、生活もできないのに差し押さえされた、そういうようなことがありましたら、それは我々も反省しなければならないし、あってはならないことだと思いますけれども。

今の話を、担当なんかの話を聞きますと、ぜんぜんそこまでいかない段階でのケースが多いのかなということで、ちょっと我々も残念な結果だというふうに思います。

これからもぜひそういうことがないように、できるだけそういうことがないように努力はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 多くの町民は、やはり何とか払いたいと思っていると思うのです。

やはりそのことから言えば、ぜひ相談に来てほしいと町の方でも言っている訳なのですけれども、相談に来やすいシステムをつくってほしいというのが一つ提案なのですが、一つは労働の関係、雇用の関係ではワンストップサービスということで1カ所に行けばいろんな相談に乗ってもらえるという、そのサービスを始めてもらいましたので、この滞納に関するものも、やはりワンストップサービスの窓口をぜひつくってほしい。

滞納をせざるを得ない人は、町民税もそうでしょうし、下水道料金もそうだと、やはりそういう状況になったらいろんなものが滞納につながってってしまうのです。

国保税もそうでしょうし、ところがなかなか相談というものは、税は税金のところでもいいのかもしれませんが、下水道料金はまた担当が別だというようなことで、なかなか相談にも行きにくいという。

だから1カ所、やはりそういう滞納関係の相談をここで受け付けますということを謳う窓口をぜひつくってほしい。

それともう一つは、なかなか滞納の相談というものが敷居が高いというのは、やはり全職員が働いている窓口に行って、なかなか滞納の相談を払えないのですというようなことをするのは、非常になかなか行きにくいというものがあると思うので、ぜひともそういう相談室、そういう相談室を設けた上でワンストップサービスをしてほしいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いわゆるワンストップサービス窓口については、正直言って皆さん職員が大勢の前で相談しづらいという方については、これは今までも土日、夜間の相談窓口ですとか、あるいは増田議員言われるように、一人の人が水道料も住宅料もいろんな滞納をしている。

そうすると税務課からも水道課からも、あっちからも同じ人間がいくのかと、そういうことは効率的でない。

ですから内部で調整しながら、誰かが行ってお話をしてくる、そういう内部の調整もしているわけでありましてけれども、なおかつ今言われたように個室なり何だかの相談の窓口ということは、どのような形でやれるかそれは十分検討させていただきたいと思っておりますけれども、今のところは来てくれと言っても来ないし、行っても会えないというような方が実質押し押さえとか、給水栓の執行停止につながっているのも現状でありますので、先ほど申し上げましたようにさらに努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） なかなか滞納、本来義務である税金ですとか、いろんなものを滞納しなければならないという、そういう本当に重い問題だと思うのです。

その人にとってはね。

やはりその人たちも、なかなかそういう人の話を聞くと役場の敷居が高くて、払う相談に行くのならいいのだけれども、払えない相談に行くというのは非常に大変だという話も聞きますので、なんとかそういうものが、なかなかこの額が多くなればなるほど解決が大変になりますので、だからやはり行って、そしてそういう窓口がきちんと用意されていて、しかも相談室のようなそういうところが日常的に用意されているということが、やはり一つの解決の道になっていくのではないかとこのように思うのです。

だからぜひ、それは実現してほしいと思っておりますけど再度お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、ご意見いただきましたことについて、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○8番（増田武夫） 毎年この滞納者が増えて、そして町税でも2億を超えていると、国保税でも2億を超えていると、そういうことの中で、やはりこれが現在でも2,000万だとかそういうのが上積みされていくという状況の中では、やはりこれは正常な状況ではないと。

やはりそれは中には不届きな人もいるかもしれないけれども、一番最初にも言ったように収入がうんと減ってきて、失業者も増えていくという状況の中では、やはり何らかの手を町として打つ必要があるというふうに思うのですよね。

やはりこういう状況を放置するということは、それこそ路上生活者なのかも都会では増えていると

というような問題もあります。

そういうこともありますけれども、本当にこの町が安心して住めるところにしていくためには、そうした抜本的な対策もぜひとっていただくことを求めまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、地域福祉プラットフォーム型システムの構築について質問をさせていただきます。

幕別町の第5期幕別町総合計画第3章に「笑顔がゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」の第4節のところに、「心かよい合う地域福祉の推進」について、その現状と課題として、「住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助機能が低下している中、地域で暮らす高齢者、障がい者の中には、さまざまな問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方が少なくありません。家庭、コミュニティ、事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、町民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくということが求められている」としております。

そしてその具体的な施策のひとつとして「地域福祉プラットフォーム型システム」の構築を目指しておりますが、その取組みについてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「地域福祉プラットフォーム型システムの構築について」であります。

ご質問の要旨にありますように、現状、本町においても核家族化の進行や地域における高齢化の進展などにより、住民間のつながりが希薄化し、昔ながらの相互扶助という機能に低下の傾向が見受けられますことは、非常に残念なことだと思っております。

ご質問の「地域福祉プラットフォーム型システム」については、第5期総合計画の施策において、住民福祉意識の高揚を図る上での取組みであり、地域で支えあいながら高齢者や障害者、一人親家庭への自立援助を目的として、住み慣れた地域で暮らしていくための問題解決の場として構築を図るといたしたところであります。

先進地の事例を見ますと、プラットフォームとは「駅」や「同じ土俵」という意味を持つ言葉で、福祉施策においては「福祉プラットフォーム」として取組まれている自治体もあります。

システムとしては、プラットフォーム構想に賛同する個人、関係団体、企業などに登録をしていただき、その生活課題の解決に関係するメンバーが集まり論議し、解決策を考え、行動を起こし、問題が解決したらプラットフォームを出て行くと言うように、一つの課題に対し、所属する全メンバーが参集するのではなく、課題に合わせた関係者が集まり協議する場がプラットフォームとなります。

同じ土俵に一定の意識を持ってあがることで、参加団体やコーディネート機関の意識改革、さらには前向きな相互監視機能や人材の再編成も期待できると言われております。

また、地域社会づくりのあり方のひとつとして、住民参加型プラットフォームシステムは、公的・民間・団体・個人、あるいは有償・無償と、さまざまな生活支援のあり方から利用する人のニーズを満たすのに最適な方法へと導く、「案内所」の役割を果たすところであり、従来の福祉サービスの枠組みを超えて、住民間の共助の力を最大限に引き出すことで、住民のみなさんが、自分にピッタリの「幸せ」を探し出す手伝いをするところであるというふうにも言われております。

取組み状況といたしましては、本年度に町が策定を予定をいたしております「地域福祉計画」や社会福祉協議会で策定を予定しております「地域福祉実践計画」において、検討をいたしているところであります。

今後、町が策定する「地域福祉計画」は、地域での助け合いやボランティア活動の推進と、福祉に関する相談や福祉サービスが身近な地域で利用でき、だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生

活を送るための仕組みを、地域社会の力を活用しながら作りあげて行く計画であります。

また、社会福祉協議会で策定する「地域福祉実践計画」は、自分たちの町の地域福祉をどのように進めるかを社協や関係団体が協議して、民間の立場から策定する計画であります。

住民ニーズに立ち、様々な関係機関と連携し地域福祉を推進するため、地域住民、在宅福祉サービス、ボランティア、地域福祉団体等に参画していただき策定が予定されております。

相談に訪れた方の身体状況やライフスタイルに応じ、公的制度によるサービスや小地域ネットワーク活動、無償ボランティア活動、住民参加型在宅福祉サービスなど、多様なスタイルのサービスから、最もその人にふさわしいサービスを提案し、単独ではカバーできない領域もカバーできる様な仕組みが求められているものと思っております。

このシステムの構築に向けましては、個人や地域、関係団体、企業など多くの方の協力や参画が不可欠であり、住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくことが重要であると考えております。

今後も、社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉プラットフォーム型システムの構築に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 先ほどから両議員の質問にありましたように、公的なその福祉に関する施設の充実、またサービスの充実を図っていくということは、大切なことであろうかと思うのですが、それと合わせていわゆる地域の住民方が福祉の意識を高めて、そして全体でその福祉の住みやすい町に仕上げていくという方向での核として、こういったプラットフォーム型のことが提案されているのだろうと、こう思うところであります。

広い意味の福祉のまちづくりの形として、これから必要になってくるのだろうと考えているところであります。

やはり今は、人を大切にしていこうという行政の切り替えのところでもありますので、そういう意味では大切な施策の一つであろうかと思うところであります。

またこれから具体的に社会福祉協議会と協議をされながら、検討を進めていかれるということでありまして、これからだと思っておりますが、具体的には先進地の事例によりますと社会福祉協議会の例えばボランティアコーディネーター等が中心になって立ち上げていく。

そしてできあがった段階では、そういうところが一つのいわゆるここにはありましたが、案内所、拠点の役割を果たしてコーディネートをしていくというふうな形になっているところが多いように見受けられる訳であります。その辺のところはまだこれからご検討いただくのでしょうかけれども、方向性として、そういう方向性がよかろうかなと私は思うのであります。一つお伺いをしたいと思うところであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、プラットフォーム型サービス、正にこれは住民との協同のシステムであります。

今でも例えば外出支援サービスですとか、配食サービスとかいろんな社協なりそのような団体がやっているわけですが、これらに住民の方々も入っていただいて共にそういった福祉活動をしていこうというところなのでしょうけれども、残念ながらまだ十勝管内あるいは全道においてもまだそういうシステムをつくっている自治体というのがないというふうに言われております。

そういったことで、本州方面、特に関西だとかあっちの方は非常に多いというようなことでありまして、ですから私どもの町で言えばボランティアセンターのようなどころに、いろんな方の参画をしていただいて、その人たちが集約するものをいろんな形で実現していく、住民の要望に応じて実施していくそういった形になりますので、これからの策定する計画の中でも十分論議をしていただく中で、住民の皆さんのご意見もいただく中で対応していくようなシステムづくりにあたっていきたいという

ふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 協同のまちづくりの観点からも町長のお話がありましたが、地域の環境整備だとか、あと防災だとか、あとそのコミュニティ等につきましての協同のまちづくりが目に見える形で進められているかと思うのですけれども、この福祉に関してのいわゆる協同のまちづくりの方向性というのがどうもまだ形として見えてきていないのが現状であろうかなと思います。

そういう意味で、目に見える形で進めたいと思う訳であります、一つの例えばボランティアの団体等が主になっていくよりも、やはりある意味では社協なんかがやっていただくことによって安心して、そのサービスを受けることができる。

担保をされるというふうなことがあろうかと思えます。

これは町長のご答弁でありますように、いろんな民間を含め連携をしていく、NPOもそうですし、行政もそうですし、民間も個人的にも連携をしていくというところで、相乗効果が非常にあるのだと言われております。

社協の問題解決の能力が高まるだとか、NPOの活動がそれこそ増えるだとか、そして行政におきましては、コストの削減ができる。

そしていわゆる個人につきましても、そのことを生きがいとすることができる、そういうふうなことで非常にこれから必要な一つの行政の施策ではないだろうかと思うところであります。

いろんな事例がありまして、例えば聴覚障害の方なのですけれども引越しをされる。

ただ引越しをされるのにも大変金銭的な問題もあるということで、そして聴覚の障害の方ですから、手話通訳の方をお願いしたいということがあって、そこに連絡をしたときに引越しをしていただくボランティアだとか、そして手話通訳のボランティアだとか、そこで連絡を取っていただいてその方が自分のできる範囲の形で引越しをそれこそ手伝っていただくとか、先ほど給食サービスだとか、あと福祉バスもありましたけれども、あれも制度から漏れてやはり使えない方がいらっしゃる訳です。

そういう方につきましてもこういうサービスを利用して、いわゆる買物に行っていただくとか、通院が札内から3,000円掛かるタクシーのね、それが結局行けないというようなところでやはり通院のそれこそお手伝いをし、院内のお手伝いもしていくだとかというふうなそういうことで、やはり法的なサービスから漏れたところで大変困っていらっしゃる方が多いだろうし、これから高齢化社会にあたりまして、そういういわゆる具体的に生活をしていく中で、包丁が磨げないだとか、電球が替えられないだとか、庭の剪定ができない、雪かきもそうでありますけれども、本当にそういう意味で具体的にその高齢者、そして障害者の方々の生活の支援を枠を超えたところで、広めていくということがある意味ではこれから大変大切なことであろうかと思うところであります。

ご検討をいただくということで、早急にそのご検討をいただきたい。

これからの来年のいわゆる町の計画にも、社協の計画にもぜひこの型を取入れていただいて、参考にしていただいて進めていただけるようそうご期待申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告のとおり質問をさせていただきます。

はじめに、財源確保と予算編成についてお伺いいたします。

行政刷新会議の「必殺仕分け人」による事業仕分けが国民の高い関心を得ています。

国の予算に無駄があるとしたら大胆な削減を期待しています。

しかし、事業仕分けや民主党のマニフェストを無理に進めることによって、幕別町の財源を確保できないことがあってはならないと強く思います。

また、見通しがきかないなか、平成22年度の予算編成に向け準備を進めなくてはならず、岡田町長はじめ担当者の皆さんは大変ご苦勞をされていることと思います。

先般の町長の行政報告でもありましたが、現段階では国の予算や地方財政計画、税制改正など未だ不透明な状況ではありますが、心配する事項について町長の姿勢について伺ってまいりたいと思います。

一つ目に、地方交付税の見通しについてお伺いいたします。

二つ目に、町税収見込みを伺います。

三つ目に、これまで行政刷新会議などでは、話題にも上がってもいないと思いますが、町村合併の約束が守られるか伺います。

四つ目に、ガソリン税の暫定税率廃止の影響を伺います。

五つ目に、子ども手当が始まりそうではありますが、扶助費はこれまでとおおり予算化するのかお伺いいたします。

六つ目に、強い農業交付金の見通しを伺います。

七つ目に、これまで意欲ある農業者の担い手に対して国や道や町は支援をしてきました。

農林水産関係費の非公共事業削減の方針も示されていますが、影響をお伺いいたします。

八つ目に、その他懸念されることがありましたらお伺いをしたいと思います。

最後に岡田町長は、初当選以来11年間、年々厳しくなる財政のなか町運営を堅実に遂行されてきました。

22年度予算は3期目の区切りの予算編成となります。

22年度予算編成に向けての姿勢をお伺いいたします。

次に、定住促進と町有地の有効活用についてお伺いいたします。

幕別町は、これまで人口が増加してきましたが、近年は横ばい状況が続いています。

時代と共にライフスタイルが大きく変化し、価値観も変わってきています。

変化する時代に乗ったのか、音更町は商業地、芽室町は工業団地の開発を進め、人口は確実に増加してきています。

十勝の中心に位置する立地的にそんな幕別町は、何を売りに定住促進を図っていくのか課題があります。

人口を増やすには、自分を含めて産めや増やせということにはなかなかありませんので、他の市町村には大変申しわけないわけではありますが幕別町がすばらしい町であることを理解していただき、移り住んでいただきたいものです。

これまで忠類地区は、行政として絶えまぬ努力を行い移住者を募ってきました。

多くの苦労や苦難があったものと察すると同時に、これまでのご努力に敬意を表します。

また札内地区においては、帯広へのアクセスも良く、民間中心の努力により多くの移住者を呼び込みました。

本町地区はどうでしょうか。

私が子どもの頃は、商店街は華やかで神社祭りや盆踊りは人があふれかえり、たくさんの同級生や近所の子もたちと馬鹿ばかりやって楽しく遊んでいたことを思い出します。

しかし現在は、閑静な住宅地となり落ち着いて生活するには最適な地域となっています。

定住促進の方法の一つに、町有地の活用が考えられます。

公営住宅や近隣センター跡地など、町内には多くの使われていない更地の町有地があります。

新しく住宅を建てたり、その他の施設など積極的な政策誘導がなくては、活用は進まないように感じます。

また現在のライススタイルに合わせ、建築要件を変更し、他の市町村との差別化を図る必要性を感じます。

例えば現在幕別町に住んでいる方が、息子と住もうとしたとき二世帯住宅を考える方も多いようです。

しかし、現在の容積率、建ぺい率では近年のライススタイルにはそぐわないらしく、希望する規模

を縮小したり、他の町に移り住んだりということもあるようです。

そうならないような施策を打てないものでしょうか。

以下についてお伺いいたします。

1、他の市町村に勝る本町地区、忠類地区に住んでみたいと思うようなセールスポイントは何でしょうかお伺いいたします。

二つ目に、忠類地区で行われている幕別町おためし暮らしの利用実績と、アンケート調査結果をお伺いいたします。

三つ目に、昨年9月の広報で、旭町・南町・緑町の宅地を新規で8区画分譲するお知らせが出されました。

昨年の9月16日に一次募集を締め切っていると思いますが、申し込とその後の問い合わせ状況を伺います。

忠類地区では、以前より移住促進の取組みを積極的に展開されてきました。

現在はあおぞら団地が分譲されていますが、申し込と問い合わせ状況をお伺いいたします。

また、旭町公営住宅跡地がきれいに整地され今後の利用に近隣に住む者の注目が集まっています。

どのような有効活用をお考えかお伺いいたします。

四つ目に、戸建住宅地での二世帯住宅、住宅のバリアフリー化改修に対応した容積率・建ぺい率の見直しのお考えをお伺いいたします。

最後に、賑わいのある町づくりについてお伺いいたします。

定住対策と合わせて、住んで良かったと実感できる対策も必要であります。

昭和40年代、50年代に開発された団地は高齢化率が特に高く、気軽に買い物に行けないなど、生活利便性に欠けています。

生活利便性への低い地域への政策誘導により賑わいのある町づくりが必要であります。

以下についてお伺いいたします。

一つ目に、本年度の新規事業「商店街活性化店舗開店等支援事業」により先日札内地区で1店舗めでたく開店いたしました。

このように行政による努力が少しずつ賑わいを取り戻していくのだらうと確信と期待をしております。

事業の途中ではありますが、新年度に向けてのお考えをお伺いいたします。

二つ目に、高齢者の買い物難民は深刻な問題となっています。

徒歩圏での生活利便施設の誘導は、高齢者の買い物難民を生まないために解決しなくてはならない問題です。

高齢者の買い物難民をどのように捉えているのかお伺いいたします。

また対策を伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「財源確保と予算編成について」であります。

政府の行政刷新会議は、平成22年度予算概算要求の無駄を洗い出すことと、予算編成の透明性を確保することを目的に、3つのワーキンググループによる事業仕分け作業を11月11日から27日までの期間、行ったところであります。

この作業におきましては、447事業が対象として選定され、類似事業を約220項目に統合分類し、作業が進められたところであります。

在日米軍駐留経費やODA政府開発援助などの外交関連予算、医療費や保育料など国民生活に関連する予算、地方交付税など地方公共団体の財政運営に関連する予算など幅広い分野が対象となっております。

現在のところ、事業仕分けの結果について、私ども地方公共団体には示されてはならず、新聞報道等による情報のみという状況であります。政府におきましては、「事業仕分けの結果を尊重する」としながらも「事業仕分けは最終結論ではない」とされており、仕分け結果がどこまで予算に反映されるのか流動的な状況であります。

いずれにいたしましても、国の予算編成作業は、今後、事業仕分けの結果を参考として行われる予定で、政府予算案の閣議決定については、年末になるものと想定されているところであります。

こうしたことから、先般の行政報告で申し上げましたとおり、国の予算の方向性は、現段階におきましては不透明な状況であり、地方公共団体に対する地方財政対策につきましても、未だ詳細が見えない状況であります。

ご質問の1点目、「地方交付税の見通しについて」であります。

総務省におきましては、三党連立政権合意に基づいて、地方交付税の引き上げ及び三位一体の改革で削減された地方自主財源の復元を図ることを、金額を明示しない事項要求としているものの、事業仕分けにおいては「地域間の財源調整は必要であるが、配分の仕組みなど抜本的な制度の見直しを行うべき」とされており、国の予算編成作業においてどのように反映されるのか、いささか憂慮いたしているところでもあります。

ご質問の2点目、「町の税収見込みについて」であります。

政府税制調査会におきまして、税制改正について議論されているところでありますが、現在、2010年度の税制改正大綱のとりまとめと租税特別措置の見直しなどの作業に入っているとお聞きしており、現段階では、これもまた不透明な状況であります。

今後につきましては、政府税調の動向を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「町村合併の約束について」であります。

合併市町村に対する合併特例債及び合併補助金につきましては、事業仕分けの対象項目となっておりますが、合併市町村に対する交付税の優遇措置につきましては、今後、地方交付税制度そのもの見直しの中で検討されるものと思われ、制度改正の内容については、現在のところ不透明な状況であります。

ご質問の4点目、「ガソリン税の暫定税率廃止の影響について」であります。

ガソリンに課税される揮発油税、自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率の廃止につきましては、民主党のマニフェストに掲げられており、政府税調において議論されているところであります。

これら暫定税率が廃止された場合、町財政におきましても地方道路譲与税等の減収となるものでありますが、この影響額やこのことに対する減収補てん策につきましても国の予算案が示されていないことから、現在のところ不透明な状況であります。

ご質問の5点目、「子ども手当開始による扶助費について」であります。

「こども手当て」につきましても、民主党のマニフェストに掲げられているところでありますが、実施につきましては、現段階では未確定であります。

現在、児童手当法に基づき、一般会計において民生費、児童福祉費の扶助費の中で、児童手当として予算を計上し、支給をしているところであります。

この児童手当につきましては、児童手当法の改正案や廃止案が示されておりませんことから、新年度におきましても、民生費の中において、現制度に基づき積算をし、児童手当として計上することで予定をいたしております。

なお、今後、新たな法律が制定されるなど、実施内容が明確となりました際には、予算の調整も視野に入れながら的確な事務処理を進めていかなければならないものと考えているところであります。

ご質問の6点目、「強い農業づくり交付金の見通しに」及び7点目の「農林水産関係の非公共事業削減の影響について」であります。農林水産関係の非公共事業で今回の事業仕分けの対象になった事業は89事業となっており、そのうち、町の予算編成に直接関わってくるものは、5事業になると考えております。

主なものを申し上げますと、「強い農業づくり交付金」については2分の1から3分の1の縮減、「農地・水・環境保全向上対策交付金」は1割程度の縮減、「森林整備地域活動支援交付金」は予算計上見送りなど厳しい判定結果になっており、この結果がそのまま予算に反映されれば、大きな影響が出るものと危惧しているところであります。

特に、「強い農業づくり交付金」につきましては、幕別町農協や札内農協が平成22年度に整備を予定をいたしております小麦の乾燥施設が対象事業となっておりますことから、今後、国の動向を注視しているところであります。

ご質問の8点目、「その他懸念されることについて」であります。

これまで申し上げましたように、事業仕分け結果の反映や政府税調の議論の行方、あるいは地方財政対策などが不透明な状況であり、その中でも歳入面におきまして不透明な部分が多い中での編成作業となるため、地方交付税や町税などの一般財源の確保ということについて、大変危惧しているところであります。

ご質問の9点目、「平成22年度予算編成への姿勢について」であります。

本町の新年度予算編成作業につきましては、各課からの予算要求をとりまとめている段階であり、年明けから編成作業が本格化する予定であります。予算編成に当たっての私の考えを、去る11月4日、予算編成方針として職員に対して示したところであります。

前段申し上げましたとおり、国の予算編成が不透明で流動的な状況であるため、現制度の中で収支の均衡を図ることを前提として、平成19年度に策定いたしました「財政健全化推進プラン」に基づいた財政運営を基本とし、歳出全般の見直しを行い、第5期総合計画に基づいた施策の重点化を行うことといたしました。

また、国の動向を逐一注視し、北海道などと連携をして適確に情報を収集し、予算編成を進めるよう指示したところであります。

平成22年度は、私の3期目の締め括りの年であるとともに、合併して5年目の節目の年でもあります。

厳しい財政状況下ではありますが、全職員一丸となって、英知を結集して編成作業に取り組み、住民のニーズや期待に応え、住民福祉のさらなる向上を図り、住民の誰もが安全で安心な生活ができるような予算にすべく意を用いてまいりたいと考えております。

次に、「定住促進と町有地の有効活用について」であります。

ご質問の1点目、「本町・忠類地区のセールスポイントについて」であります。

本町地区は、都市機能が集積している帯広市に近い距離にありながら、田舎の良さが残る地域で、広々とした居住環境に加え、屋外スポーツ施設や小中学校、高校、図書館などの文教施設、さらには医療機関が徒歩圏内に完備し、生活しやすい地域と捉えているところであります。

また、パークゴルフ発祥の地としての知名度やパークゴルフ国際大会等を通じたアピール効果により、多くの方々にも認知されている地域であるとも捉えております。

一方、忠類地区は、十勝を代表する酪農地帯として発展し、北海道のイメージそのままの景観を有し、地域イベントや音楽など地域住民の活動も活発な地域であります。

今後、高規格道路のインターチェンジの完成によって、交流人口の増加がさらに期待されるところでもあります。

また、本町地区・忠類地区ともに帯広空港から車で30分以内の位置にあり、首都圏からのアクセスという点では、非常に利便性が高い特性を持っております。

ご質問の2点目、「おためし暮らしの利用実績とアンケート調査結果について」であります。

忠類白銀台のロッジを活用し、平成20年8月から始めたおためし暮らしは、20年度の利用は無く、本年度は現在のところ夏の間の1件・4日間の利用に留まっているところであります。

10月からは移住を考えている方に対して利用料金を下げ、より利用しやすい制度に改めたところであります。

おためし暮らしを利用された方に対して、特にアンケート調査を行ってはおりませんが、直接お会いしお話をうかがったところでは、60代のご夫婦でありましたが、「将来的に移住を考えており、数年前から道内各地でのおためし暮らしの制度を利用している」とのことで、幕別町のホームページにおためし暮らしの情報があつたので利用したもので、当面はじっくりと移住先を探し続けたいとのことでありました。

なお、大阪と東京で行われた移住フェアにも参加いたしました。

来場者から寄せられましたご意見もありましたことから、これらを参考にしながら、今後も移住の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「旭町・南町・緑町・あおぞら団地の宅地分譲の状況と、旭町公営住宅跡地の有効活用について」であります。

本町地区におきましては、旭町で近隣センター跡地の4区画、南町で公営住宅跡地の3区画、緑町で1区画の宅地分譲を行っているところでありますが、30件ほどのお問い合わせをいただいたものの、残念ながら現在のところ成約には至っておりません。

また、忠類地域のあおぞら団地につきましては、14区画のうちこれまで5区画を分譲し、4軒の方が住宅を建設し、お住まいになられています。

残りの区画につきましては、毎年、数件の問い合わせがあるものの、なかなか販売に結びついていない状況にありますが、引き続き、広報紙やホームページでPRに努めたいと考えております。

次に、「旭町公営住宅跡地の有効活用」についての考え方であります。

公営住宅跡地につきましては、隣接地に老朽化した職員住宅や教員住宅があり、入居者もかなり減少してきていることから、これらも含めた一帯としての土地利用を図っていかねばならないものと考えております。

ご承知のとおり、旭町はこれまでも住宅地として利用されてきたこともあり、基本的には宅地として分譲することで考えてはおりますが、昨今の景気の低迷で住宅建設がなかなか進まない状況にありますことから、多角的にも検討もしてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「容積率・建ぺい率の見直しについて」であります。

建物の容積率および建ぺい率につきましては、都市計画法に規定された用途地域に対し、建築基準法で定められたいくつかの数値の中から、帯広圏都市計画用途地域指定基準に基づき、知事の同意のもと、幕別町が用途地域とともに決定し、定めております。

ご質問にありますように、二世帯住宅やバリアフリー化の改修時に課題となりますのは、低い容積率・建ぺい率となっている第1種低層住居専用地域であると認識しております。

幕別町では、容積率60パーセント、建ぺい率40パーセントと定めているところであります。

居住水準の向上や高齢化の進行に伴う住宅のユニバーサルデザイン化、二世帯同居の要望は高まりつつあるものと考えてはおりますが、見直しにあたっては、現状把握の基礎資料の作成や地区ごとの住民説明会など、合意形成が必要となること、さらには、単なる容積率・建ぺい率の緩和は敷地の細分化につながり、住環境の悪化を招く懸念もありますことから、慎重に対応する必要があるものと考えているところであります。

次に、「賑わいのある町づくりについて」であります。

ご質問の1点目、「商店街活性化店舗開店等支援事業による取り組みについて」であります。

本年度、新たな施策として実施いたしております「商店街活性化店舗開店等支援事業」、いわゆる空き店舗対策事業につきましては、4月の時点から複数の問い合わせがあり、制度の内容説明や現地案内などに努めてまいりましたが、そのうちの一件が札内地区に開店し、本事業による改装費と家賃に対し補助金の交付を行ったところであります。

また同時に、開業資金についても北海道の創業資金の融資を受けておりましたことから、保証料と利子の補給も行ったところであります。

このほか、現在、出店希望者が具体的に事業計画を進めている案件もありますことから、当初予定

してありました支援事業件数を達成することができるものと考えているところであります。

このようなことから、来年度につきましても商店街の賑わいを図るべく、引き続き支援事業を実施してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「高齢者の買い物難民対策について」であります。

本町における高齢化率は、11月末現在で24.45%となっておりますが、比率は年々高くなっていくことが予想され、これに伴い様々な課題も生じてくるものと思っております。

その一つとして、高齢化が進むにつれ、自動車の運転免許を返上するケースも増え、通院や買い物などの日常生活にも不自由を来し、地区によっては、日用品や食料品を販売する小売店が無く、遠くまで自転車や手押し車を押しながら買物する姿を目にするということも予想されるところであります。

このような状況が考えられましたことから、町といたしましては、可能な限り市街地や市街地により近い地域への公営住宅の建替えや、外出支援サービスの充実などに努めてまいりましたが、旭町や緑町など造成年次の早い団地におきましては、団地全体の高齢化が進み、公住・持ち家を問わず、同様の不自由さを感じておられる方が増えつつあるものと思っております。

このような中、地元の食料品店や札内の大型小売店の一部におきまして、電話による注文販売や買い物の配達を実施されておりますことから、町といたしましては、より一層、消費者ニーズに応える商業展開を図っていただくよう商工会など関係団体に要請するとともに、それら商業展開の中で公益的な部分があれば、支援をしてみたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、13時まで休憩いたします。

（12：07 休憩）

（13：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） はじめに、財源確保と予算編成について再質問をさせていただきます。

今日が12月9日ですから、もう少し政府の方針が見えて議論ができるかなと思っていたのですが、先ほど来、町長から答弁されていたように、不透明な部分が多く、なかなか議論ができない部分が多いと思うのですが、まず初めにお聞きしたいのは、予算編成方針はどういった考え方で組んでいくかということなのですが、緊縮型という言葉以外最近使われないものですから、思いつかないのですが、推察するところ、先ほどからの答弁であると緊縮型の予算編成方針になるのかなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 例年、当初予算は交付税なんかはまだ見えてこない、そういう中では、かなり財政調整基金や減債基金を潰しながらも緊縮予算を組んでいるのが実情でありますので、おそらく22年度も当初については、そういう方向もあるのだと思いますが、ご案内のように国も7兆円規模の第2次の補正予算をこれから出そうとしております。

1月の通常国会で議決されますと、例年の例でいくとうちの予算でいくと3月くらいになるのかなと思いますけれども、このあたりにどの程度地方に対する予算措置がされるのか。

さらには、予算編成後になるのだろうと思いますが、一定の交付税なり、あるいは交付金等が見えてくる。

それらを踏まえながら、さらに肉付けをしていくという手法をとらざるを得ないのかなという方法で思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 今回の事業仕分けについて一つ、二つ町長のお考えをお聞きしたいと思うのですが、今回の事業仕分けにおいて、廃止または縮減とされた事業は本町をはじめ道内の多くの市町村の厳しい実情や事業実績の経過などを踏まえ、慎重を期していただきたいというふうに私は思っています。

また、廃止または縮減とされた事業については、地域の要望や経過を十分に踏まえ、代替え措置の確保や計画が完了するまでの間、事業実施の継続を認めるなど、計画的な地域づくりに支障を生じないよう適切に判断してほしいと思っております。

それと最後に地方の判断に任せる、地方に移管などとされた事業については、新年度予算編成への影響が懸念されますので、財源や人員の確保を含め、今後の方向性を早急に明らかにしていただきたいというふうに思っておりますが町長の見解を伺いたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 仕分け、あるいは新しい政権が発足して来年度に向けていろんな施策、さらに政権交代によって手法もいろいろ変わってくる訳ですけれども、先般の11月の10何日でしょうか、全国の町村長大会なんかでも、いろんな意見が出て、それらを元に決議がなされ、即座にそれぞれ国会あるいは民主党に向けての要請活動を行いました。

例えば、子ども手当、今になって地方に負担を求めるようなことが出てきたり、あるいはいわゆる石油関係に係る税が廃止にされる。

それが廃止されれば都道府県も町村もマイナスになることは、はっきりしている訳ですからその代替え策を示さないままにそういう廃止をすることについては、強く反対する。

いろんなことが出ています。

農業関係でいく所得補償だって、農業者や本当に地域が理解された中で進めるならいいのだけれども、ただ一方的に個別所得補償だけが走り過ぎて進められていないか。

そういった問題も含めながら、私はやはり十分地方の意見、あるいは当事者の意見が反映されるような中で施策を新たに組立てていくことが大事でないかと、そういうふうには思っております。

○議長(古川 稔) 前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 私も町長と意を同じくするものでありまして、道町村会を通してそういった要請などをされているということでもあります、これからどういう方向性になっていくのだろうかと受け身になっているのではなくて、これからも必要に応じて町村会や期成会などを通して地方の細かいことは理解をされていないかもしれませんので、制度が固まる前にアドバイスとかメッセージをしてあげる必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 今回の政府の案は、さかんに地方主権ということをおっしゃっています。

ただ本当に地方主権が確実に生かされた行政、政治が行われるとすれば、今さかんに言われているように地方の団体と政府なり民主党と関係者の中で、いわゆる地方と協議の場、そういう機関を設けながらそういう意見を積み上げていくということでもありますので、当然その中には私どもの代表が、その協議の中に参加していくということでもありますので、十分町村会と通じながら我々の意見が反映されるようにこれからも努めてまいりたいというふうには思います。

○議長(古川 稔) 前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 事業の細かいのを何点かお聞きしたいと思うのですが、町の税収のことです。

見込みは、なかなかこう不透明であるということではありますが、本年度の税収が増えるのか減っていくのかというところの動きが分かればお答えいただきたいと思っております。

それと暫定税率での動きも新年度に向けては分からないということではありますが、本年度においては金額的にどのくらい予算措置されているのかお伺いしたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 税収については当然、その前提となる所得の確保が、所得がいかばかりかということをもまず調査しなければならない訳ですけれども、ご案内のように農業所得あたりがこの後どのような結果が出てくるのか、今の段階ではちょっとまだわかりませんが、それ以外にも給与所得等については、当然あまり大きな伸びというのは期待できないのが現状だろうと思いますし、一番大きな問題は、いわゆる扶養控除等、あるいは配偶者控除等が政府の税制調査会の中でどのように使われるか、15日くらいまで延びるのではないかという話がありまして、中には配偶者控除はそのままでないかというような新聞報道もあつたり、まだまだ動いておりますので、そういったものがある程度方向が固まらないとなかなか税収そのものが、どう変わるかわからない部分があると思いますけれども、今年度のやつについては、今、担当の方からお知らせします。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 今年度というのは平成21年度、20年度に対する、22の見込みですか。

町民税について申し上げますと、平成20年度に対して21年度は増えているというのが現状でございます。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 暫定税率の関係ですけれども、暫定税率関係するのは先ほど町長答弁の中で申し上げましたとおり、自動車取得税、地方道路譲与税、自動車重量税、これら3税の部分が関係しておりまして、本年度におきましては、約20億円、失礼しました、4億円程度見込んでおりまして、その内、暫定税率分については約その半分程度というふうに考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 仮定の話をしにくいのですが、暫定税率撤廃になったときには、2億円ほど財源不足が生じてくるということでもあります。

お答できる範囲で構わないのですが、もし決まったとしたらこの2億円をどこに財源を求めて、こういった道路の維持・管理などに充てていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、我々はその2億円の減税をいいとは言っていない、可とはしていない訳でありまして、どうしてもそうした暫定税率を廃止するのであれば、それに代わる財源を町村に公共団体に交付するという見通しがなければ、それまでは暫定税率廃止することはどうなのかというようなことでありまして、今の段階でもう次に何で補填するというような、あるいは何の歳出を削減して対応するという段階では、今の段階ではなっておりません。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） だいたいそういう話になってしまいますので、次とばしまして、農業予算関係についてお伺いをしたいと思うのですが、行政刷新会議の事業仕分けにおきましては、北海道に特化して行方義務が乏しいまで言われております本道の農業予算であります、どこでどう削られてきてもいいのでありますけれども、必要な事業予算は必ず確保していかなければならないというふうに思っております。

国の動向を注視していくということではなくて、先ほどもお話しさせてもらったように、国の方針が決まる前に農業を基盤とする幕別町の考えを訴えていく必要があると思います。

町長の見解を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農業関係の予算については、今お話ありましたように特に北海道は非常に大きな影響を受けることが必至であります。

そういったことから知事を先頭になって、道内市町村あるいは北海道一緒になって今それらの予算確保に向けての行動を進めているところでありまして、私どもも当然その一員としてこれからも強く要請活動に参加して参りたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 予算編成に向けての姿勢についてお伺いをしたいと思いますのですが、前回の選挙におきまして、岡田町長は公約とも言える基本政策をこの五つの項目として挙げておりました。

一つ目に生活環境、二つ目に産業、三つ目に福祉・保健・衛生、四つ目に教育・文化・スポーツ、五つ目にコミュニティ・交流・行財政運営を挙げておられました。

義務的経費を引くと年々政策予算に使えるというものが少なくなっているのかなというふうに思いますが、これまでも協働のまちづくり支援事業やアダプトプログラム、子どもの医療費の無料化の拡大、消防防災対策整備など実施してまいりました。

本年は、次の質問にも入っている訳ですが、商店街活性化店舗開店等支援事業など新たに取組んでいただきました。

町長の基本政策そして本町の第5期総合計画に沿って、平成22年度の重点課題というかをまた行っていくと思うのですが、新年度に向けての町長が考える重点課題というのはどういうものに取り組んでいこうと思っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら私の立場からすると、いろんな事を実施したいし、なんとか町民の皆さんの期待にも応えたい、あるいは抱える懸案の課題解決に向かいたい。

たくさんやりたいこと、やらなければならないことはあるのだろうというふうに思っております。

ただおかげさまで、昨年3月の補正、それと今年7月の補正でかなり細かい部分は手を付けることはできたのかな、大変ありがたく思っております。

特に今、教育関係なんかでは、耐震化の問題、あるいはつい先日発注しましたがけれども、電子黒板ですとか、あるいは机・椅子ですとか、あるいはデジタルテレビですとか、そういったことがある程度できたことは大変うれしかったな、ありがたかったなというふうに今思っているところであります。

ただ、まだまだ先ほど申し上げた、お話いただきましたような五つの中身の詳細に入っていきますと、全てができたというのは当然ありえない。

まだまだ、やらなければならないことが、たくさんあるのだろうというふうに思いますけれども、やはり依然、地域、あるいは行政公区長会議なんかに出てきます道路整備の要望ですとか、さらに今回の冷湿害で非常に農家の方々が、いわゆる基盤整備に関わっての必要性ということも出てきたのだろうというふうに思いますし、当然今の時代背景からいくと、教育ですとか、環境ですとか、あるいは保健・福祉ということは、大きな課題であることも事実であります。

そんなことを言うと切りがないのでありますけれども、なんとかそうした中で、これからも予算編成の中で、あるいはそれぞれの担当が頭をひねりながら、知恵を絞りながら、予算要求を原案を作成中でありますので、それらを十分協議しながら、なんとか期待に応えるべく、頑張らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 次に、定住促進と町有地の有効活用についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

町長の答弁の中にもありましたが、イベントに参加して町をPRしたようなお話もありました。

海外ロングステイ国内リアルライフフェア2009に広尾町が参加してという、この新聞記事が出ていました。

よく見てみると、右の方にいるのは、幕別町の方かなというふうに思って見ていたのですが、このフェアに参加されていました。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 写真に載っておりましたが、確かに私どもの町の職員1名が参加させていただきました。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 広尾町のコメントが出ております。

このフェアに初めて参加して、移住促進への課題が見えてきたというコメントが出ております。

本町も参加されておりましたので、どのような課題が見えてきたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 今お話のは、東京で行われた移住フェアです。

合わせて今年度、大阪でも同じようなフェアがございました。

それ両方含めて、お答をしたいと思います。

まず私たちは、漠然とは北海道の人気が高いというのは、普段から感じておりました。

特に大阪の方の全体集計が先日入ってきたのですが、来場者の総体の中で、やはり北海道の人気はかなり高いと、これは共通をしております。

大阪は、大阪のフェアの場合は、北海道と中国・四国地方そういったところの自治体ですとか企業が参加したフェアでした。

中国・四国の方は、よく事情が分かっていて近場の人気というところで高いのは分かります。

同じというよりは、ポイント数で35%の方が北海道志向、中国・四国の方が28ということで、やはり北への人気というのは非常に高いというのが数字の上からも裏付けられたと思います。

ただ、もう一つは東京の方で、幕別独自で幕別のブースに来ていただいた方からのアンケートを取りました。

そこで明らかになってきたのは、やはり冬への不安ということです。

冬の暮らし方のへ不安というのが、多くの方が口にされておりました。

そして、季節移住ということでもやはり、春と夏が非常に高く、冬をご希望された方は、たったお一人という。冬を体験してみたいと言われた方は、たったお一人でした。

ですからそういった、逆に言いますと北海道の冬の暮らしかた、楽しみかた、そういったことへのポジティブなPRの方の重要性を非常に強く感じたところであります。

もう1点なのですが、完全移住を望まれている方、今までの生活を完全にリセットしなければならない訳ですから、そこは非情な切り替えが必要になって、そこでの希望というよりも、やはり期間限定ですとか、あるいは先ほど申し上げました季節限定型の本拠を今のところに置いて、期間だとか季節それぞれのお好みによって一時よそで暮らしたい。

こういったニーズは非常に高いものを感じました。

それからあと、移住に当たってのいろんな情報で何が求められるかということなのですが、一つは住む事に関する情報、一番多ございました。

それから40代、30代を中心に、やはり働く場についての情報。

それからもう1点が、それは世代共通なのですが、いろんな移住する場合にどのような優遇制度と言いますか、特典があるのかといったあたりが非常に求めている情報としては高いということが分かりました。

以上です。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 来年も参加するのかは分かりませんが、ただいまお話のありましたようなことを課題として、またさらに取組んでいただきたいなというふうに思います。

あと忠類のお試し暮らしのところではありますが、先ほどの町長の答弁の中には、料金を下げたというところがありました。

料金下げたらどうだという提案をさせてもらいたいなと思ったのですが、そこは一つ理解をしたのですが、あとホームページでしか写真を見たことがなくて、現物の建物は見たことがないのですが、ちょっとさみしい感じの建物かなというふうに見ておりました。

そこをもう少し改築なり、改装なりして、利用しやすいような形にするだとか、あとお風呂とかもどうなのかなというのもあるのですが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） お試し暮らしの関係のご質問でありましたけれども、今提供しておりますのは、スキー場の近くにありますロッジ5棟でありまして、1棟が10人収容できる施設であります。

これにつきまして、以前改築をしてございまして、水洗トイレにしたり、床暖房にしたりという部分的な改築はしたのでありますけれども、根本的に木造の住宅なものですから、寒さということになりますと大変、特に冬の間は寒い状況が今も続いております。

これ、改築も一時考えることはあるのですけれども、建てるくらい掛かるのではないだろうかということから、今の財政の状況では不可能なのかなと。

当時、改修したころ後10年、15年はもつだろうということでやりましたので、今の状況の中でしばらく続けていたいなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） はい、分かりました。

町有地の有効活用について、再度お聞きしたいと思います。

昨年の4月、4定で忠類の公営住宅について質問をさせていただきました。

町としては住環境を分析して、本年度補正予算で民間賃貸住宅への建設支援を決めていただきました。そして、町外から通勤している人たちからは、来年3月からの入居に期待が寄せられているのだというふうに思います。

この度のあけぼの公営団地内の町有地の譲渡は、実勢価格の7割でした。

このような政策誘導もあるのだなと感心すると同時に、忠類地域に対する町の強い姿勢を感じたところでもあります。

そこでこのことを踏まえて、旭町公営住宅跡地利用について提案というか、お話をさせていただきたいと思います。

忠類地区と同じように、民間賃貸住宅の建設支援をすることは、民業を圧迫するおそれがありますので、同じようなことにはできないのかなと思っています。

しかし、グループホーム等の介護施設などの公益性の高いものであれば実勢価格よりも安く譲渡して有効利用していただく方法もあるのかなというふうに思うところでもあります。

今年度は、厚生省の予算で幕別町地域密着型サービス事業者を公募しました。

このような事業も言い方は悪いのですが、ひも付き事業として、その旭町の土地を使って運営をできる方というふうに、そういうこともできたと思うのです。

そういうことで去年から一つも動いていない土地の利用促進に繋がることもできたと思います。

今回、これからだと思うのですが、旭町の公営住宅跡地の利用について、公益性の高い事業者であれば実勢価格よりも安く譲渡する考えがあるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 旭町の公営住宅跡地はきれいに整地されております。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、その続きにあります町の職員住宅、あるいは教員住宅の一部、できたらここのだいたい役割は終わったのかなということになってきますと、これらもきれいに処分して整地して、今言った旭町の公営住宅跡地と一体的に、これらの活用ができないかどうかを実は内部で検討させていただいている訳であります、その中に実は今、前川議員が言われたように例えば福祉施設のようなものがそこへ設置することがどうなのか。

ただこれはなかなか相手があることですから、今言ったように例えば用地を7割掛けで売却しますよとか、いろんな要件を付けることで可能なかどうかという問題、あるいは逆に安くすると隣の住民から何で安くするのだといった批判が出ないとか、いろんなことが想定される訳でありますけれども、なんとかいつまでも空き地で置いておくよりは、いろんな面で活用できる部分があれば何とかしたいというのが私どもの思いでありますので、引き続き難しい問題ではあるかと思っておりますけれども、検討は進めながらより良い方向に向けて努力してまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 町内会にいるものですから、いろんな声が聞こえてきまして、実勢価格より安く
うるといことは絶対駄目だという方もやはりいらっしゃるのですよね。

そういった方々とは反して、とにかく安くてもタダでも住んでくれた方がありがたいと思っている
方も大勢いるというのも事実であります。

普通に住宅を建てる時に、安く土地を売るといことは非常に難しいのだとやはり思います。

そういうことが無理であれば、これから検討されるということでもありますので、一つ提案をさせて
いただきたいのですが、例えば区画をほかよりも広くして150坪、200坪なりの区画を広くして環境型
とか畑をつくるだとか、そういった人には建設費を助成するだとか、そういった形の中で何か取組ん
でいかないと近所で見ていると、とても土地が動くように思えません。

そういったところで、何か施策を一つ入れていただきたいというふうに提案をさせていただきたい
と思います。

それでは、賑わいのある町づくりについて伺いをしたいと思うのですが、新年度も進めていくとい
うことで安心をしまし、期待も大きくしているところであります。

ホームページの空き店舗情報を見ると、本町地区が5店舗、札内地区が2店舗でした。

本町地区、札内地区見渡す限りのシャッター街なのでありますが、ここにホームページに記載され
ている店舗以外のところは、貸す意思が無いということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 私どもこの事業を始めるにあたりまして、地域の商業関係者のご協力もいた
だきながら空き店舗の洗い出し、協力店舗を探したわけなのでありますけれども、なかなかやはり現
在住んでいらっしゃる空き店舗もあります。

そんなことから、もっともっと多く登録されればと思ったのですけれども、現状このくらいしか集
まらなかったというところであります。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） この事業は商工会と連携してやられているのかなというふうに思うのですが、町
内の起業者というか商売を始めたいという人では限界があるようにも思う訳であります。

町外への方々へのこういった制度があるのだというPRはどのようにされていますか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これは積極的なPRというのは、実はしておりません。

ただやはり、どちらかという町外から町内に来て商売をやりたいという方も中にはいらっしゃる
のだらうということを考えますと今後に向けての話でありますけれども、不動産業者に幕別町として
はこういう制度がありますよといったこともご案内させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 高齢者の買い物難民であります、これも町長答弁の中で旭町・緑町とお話があ
りました。住んでいて本当に、うちの両親が若手の方ですから、まだまだ年齢高齢の方がたくさんい
らっしゃいまして、以前からなのですが買い物行くのにも大変不便していると。

近所の方に乗せてもらえれば乗せてもらうのだけれども、そうでないときには、1週間も10日も我
慢しているなんていうときもあるらしくて、そういった方々のこれからの生活の心配が無いように政
策的に何か誘導できないかなと思ひましてこの質問をさせていただきました。

町長は、公営住宅を中心街にというお話でありましたけれど、家を持っているかたは、なかなかそ
ういった所に引越して住むということにもならないですし、町内会としましては、やはりよそに行っ
てほしくないというのがありますので、そういうことも考えますと、そういった中心街から外れた地
域への政策的誘導こういったものも、町長先ほどそういった話があれば協力をしていくようなお話で
はありましたが、もう少し町として公益的なものというか、お店とかもそうなのでありますけれども、
誘導するような施策に努力するべきではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 旭町、特に旭町がかなり以前からお店が無くなったというようなことで、大変ご不便をかけているというお話は何っておりましたし、それに対していろんな施策も求められてきた訳ですけども、現状はなかなか進んでいない訳でありまして、逆に今、商工会なんかにもお願いをしながらかなりの部分でお店屋さんが直接電話で受けて配達をするというようなことが進められているようでありまして、これらをさらに協力していただけるようなお店が増やしていくことも一つの施策だと思いますし、あるいは先ほど私が申し上げましたのは、本来これ企業といいますか、お店は進出するかどうするか、開店するか判断をする訳ですけども、それに伴って我々の部分いわゆる行政の分野としてできる部分があれば当然協力していくことは、もちろん大事なことなのだろうなというふうには思っております。

さらには、先ほどの芳滝議員のご質問にあったような福祉型プラットホームですとか、今行っております外出支援ですとか、介護の認定を受けた方は軽生活制度ですか、そういったものの利用もいただきながら何とかそうしたいわゆる難民という言葉が無くなるように努力はしているつもりですけども、これらについては当然のことながら行政の立場からも、これからも十分検討していきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして質問いたします。

1、社会的弱者の雇用創出について。

政府の地域雇用戦略会議の設置を受け11月に札幌で全国に先駆け、行政の仕事である公園や公共施設の管理などの外部委託を通じ、派遣切りされた若者や障害者、元服役者などの雇用を生み出していく会議がありました。

ヨーロッパでは、社会的弱者を雇う仕組みをつくっていくことは一般的であり、この雇用の創出により、生活保護費などの自治体の福祉予算が減らせる効果があると言われております。

しかし我が国の最近の経済状況はアングロサクソン系の思想である自由主義・過度な価格競争を求める風潮が強く、弱者を雇用するゆとりがなくなってきました。

このような中で最近、第2期町障害福祉計画に基づき障害者の職場体験を実施され、個人への支援がなされたことは重要なことであると思っております。

今後は、この行動が個人の支援で留まることなく、雇用者側の理解を求め就労機会の拡充を図るべきである。

また、現在の経済状況は、非常に悪く求人率前年比3割減であり弱者の雇用拡大には官民連携はもとより、特に行政の指導のもとで、旧来の日本型の入札方式に、今新しく始まっている総合評価制度や地域貢献度などの透明度が高まる制度を導入し、外部委託業務から社会的弱者の雇用を創出すべきと思っております。

2点目、低炭素社会への役割から役場庁舎を建て替える。

鳩山首相が国連気候変動サミットの演説で2020年の二酸化炭素排出量を25%削減すると発表された。この数値の実現には、太陽光発電の普及も建物の断熱化も、それこそあらゆる施策をやり尽くして社会全体を根こそぎ変えないと達成できる数字ではありません。

そういう中で、行政の中心を担う役場庁舎は昭和47年の建設であり、現施設の耐震改修費用も膨大であると伺いましたが、行政・住民情報の安全な保存という面から、被災のままいつまでも放置はできないと思っております。

コンクリートから人へと予算の変更をする政権に対し、積極的に高品質を持つ環境対応がある、つまりエネルギー消費25%削減できるとか、先進的な貢献度が高い建物にする。

いわゆるデモンストレーション効果の高い施設を示し、早期の建て替えを行うべきと考えますが町

長に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「社会的弱者の雇用創出について」であります。

米国の金融危機に端を発する経済危機がわが国をも襲い、政府は去る11月20日に発表した月例経済報告において「日本経済は、ゆるやかなデフレ状況にある」と宣言したところであります。

こうした状況の下、雇用情勢は一層悪化し、過去最悪の失業者が発生する恐れがあると言われておりますが、とりわけ、高齢者、障害者そして母子家庭の母など、いわゆる社会的弱者の雇用情勢は、特に厳しい状況であると言われてしているところであります。

国におきましては、本年10月23日の緊急雇用対策本部会議において、「緊急雇用対策」を決定したところであります。

本対策は、「情勢に即した機動的な対応」、「貧困・困窮者、新卒者への支援の最優先」及び「雇用創出への本格的な取組」の3つの視点に立って進めるものとしており、新卒者や離職者のほか障害者や外国人労働者など、社会的弱者の支援を早急を実施するとしております。

具体的には、ハローワークの機能強化により、就職相談のほか住居及び小口融資などの相談や手続きを行う「ワンストップサービス」事業の試行や中小企業の雇用の維持・拡大への支援などであります。

また、本対策の一環として、地域において官民が連携して、地域の実情に応じた雇用対策を実施する母体となる「地域雇用戦略会議」の設置を都道府県に対して働きかけているところでもあります。

本町といたしましても、これまで各種の緊急雇用対策を実施してきたところであり、本定例会におきましても、緊急の雇用対策に係る補正予算を提案させていただいているところでもあります。

障害者の雇用に関しましては、本年3月に策定いたしました第2期幕別町障害者福祉計画におきまして、「障害のある人が、地域の中で安心し、生きがいをもって暮らせるまちづくり」を基本目標とし、「施設から一般就労への移行」等に対応した基盤整備を目指しており、障害者の雇用の拡大を促すことは重要な課題であると認識しているところであります。

このようなことから、町といたしましては、商工会などを通じて障害者の雇用の促進についてPRに努めているほか、「障害者職場体験事業」として図書館などに4名の方を受け入れさせていただいたところであります。

ご質問の趣旨は、「総合評価方式による入札等において、社会的弱者の雇用を創出する制度を導入すべきではないか」と捉えておりますが、総合評価方式による入札制度は、価格競争の激化が引き起こすダンピングの急増による手抜き工事と、それに伴う品質低下を防ぐことなどを目的に、平成17年に制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により創設されたものであります。

価格のほか、耐久性、維持管理の容易さ、工期の縮減、環境への影響など価格以外の技術面の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式であることから、雇用実態などの社会的要素を評価項目に入れることは制度の趣旨からはなじまないものであります。

しかしながら、入札参加業者の格付けにおきましては、技術的要素のほか社会的要素を審査項目に加えることが可能であり、本州におきましては、障害者の雇用率を審査項目に加えている市町村もあるというふう伺っております。

町が発注する工事を通じて、障害者などいわゆる社会的弱者の雇用の拡大を促す方策のひとつとして、入札参加業者の格付審査基準への反映につきましては、他の地方公共団体の事例など調査研究してまいりたいと考えております。

次に、「低炭素社会への役割から役場庁舎を建て替えることについて」であります。

藤原議員のご質問は、日本が先の国連気候変動サミットで表明いたしました「二酸化炭素排出量を1990年対比で25%削減」を意識し、役場庁舎の建て替えにあたっては、そのことを先進的に取入れた

計画を持つべきとのご指摘と捉えているところであります。

ご承知のとおり、本町ではこれまでも省エネルギービジョンや新エネルギービジョンを策定し、低炭素社会の実現に向けた施策を進めてきているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、さかえ保育所の建て替え時に太陽光パネルを設置したほか、本年度、国の経済危機対策臨時交付金や公共投資臨時交付金を活用し、町内の小中学校5校で、太陽光パネル設置や省エネに繋がる改修工事を実施しようとしているところであります。

役場庁舎の建て替えにつきましては、建築からすでに37年を経過した庁舎であり、今後は耐震化を図った改修、さらには建て替えをも含めた検討を進める必要があるものと考えております。

このため、先般、関係課による「役場庁舎のあり方検討委員会」を設置したところであり、今後、本格的に協議を進めていこうと考えているところであります。

いずれにいたしましても、低炭素社会の実現に向けて、庁舎の改修や建て替えの際には、藤原議員のご意見も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員へのご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは、社会的弱者の雇用についてお尋ねいたします。

答弁に、施設から一般就労への移行のため、障害者の雇用状況を促す、これは重要な課題と認識しているとありましたが、ではまず幕別町では障害者の公定雇用率確か1.59%と聞いておりますが、他の町村から見ると非常に低いと認識しております。

この改善について、まずどのような考えをもっているかお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先般新聞に1.59という数字が出て、私どもとほか何町が低いというようなことが新聞に出ていました。

私は非常に記事を見て残念に思ったのですけれども、我々の調査には幕別町の職員何人に対して障害者を何人雇用しているかが基準であります。

私の町では、基準に対して3名を雇用しているということで、当然基準をクリアしているということで今までしてきたのですが、なぜかあの新聞は、その人数ではなくて、率を対象にしてあのような記事が書かれたものですから、ああいう結果になったのですけれども、法定には十分、法定をクリアして障害者の雇用をしていることは間違いありませんので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 3名という数字なのかパーセントはさておき、なかなかやはり弱者の雇用というのは、大変なことだと思っております。

特に、やはり社会的弱者の雇用というのは、官民連携でなければなかなか進まないし、行政の役割というのも非常に大きいのだと思います。

その中で、やはりこれを進めるということになれば、やはり外部委託その件で官いわゆる業者と協議をしていくべきではないかと思っております。

特に今、価格競争だけで業者を選定するということになれば、やはり経営者にしてみれば経営上・精神上なかなか余裕がなく、弱者の雇用というのは進まないと思うしております。

行政として指名や入札時点で弱者の雇用を条件とする、または事業実績、地域貢献度など、いわゆる加算方式を取入れて総合評価、またはランク制を使って最低入札者イコール落札者ではないという、過度の低価格競争を止め、なおかつ労務者に低賃金の支払いをさせないという、そういう行政が持つ目的達成のために町独自の施策も導入する。

いわゆるポイント加算方式などを導入して雇用を図っていくと、そういう考えを持っていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもの町の格付け審査は、経審をもって格付けをしている訳でありまして、いわゆるかつてはそれにプラス主観点数でしたか、町がそれにプラス主観点数を加えていた経緯もありますけれども、今は客観的な数値を持っていわゆる業者の貼付けを行って、何点以上はBランク、何点以下をCランクなんていうことを分けております。

これに今言ったような障害者の雇用というようなものを新たな観点として捉えて、経審の点数に主観的な部分で加えることが、これは本当にいいことなのかどうかについては、私どもはもう少し研究する余地があるのではないかなというふうに思っているところであります。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、道外の市町村、工業団体において実施しているというところもあるやに聞いておりますので、そういったことも含めてどうするべきか、ということを検討していきたいと研究していきたいと。

さらには、最近になりますと、地域貢献度なんていうことが盛んに言われて、それらも今の総合評価総合判定方式ですか、そういった中でも取入れられているようですが、そういった中に障害者の雇用というものを含まれていくことが可能なかどうか、いろんなことも想像される訳でありますけれども、今のご提言いただいたことについては、十分研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） ソーシャルビジネスと呼ばれる地域の課題に対して、ビジネス手法で解決する。

そういうことが今、北海道では札幌市が弱者を3名を雇用する条件を付けて、社会的課題解決推進事業を委託しております。

本町においても既存の福祉施設の利用者や団体がありますが、まず手始めとして小規模ながらそういう事業を委託する考えというのは持ち合わせていないでしょうか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 障害者の方を任用する、それぞれ会社の事情もありますでしょうから一概にはこう言えないでしょうし、もちろん障害者の方も任用される雇用される以上は自分に合った、それなりの仕事を当然のことながらしていかなければならない訳ですから、そんないろんな事情を踏まえたなかで障害者の方が任用されて、多くの方が任用されることが我々は一番望むところでありますので、今言われたように、うちが発注する中で、事業が全て障害者の方に一緒になってやっていただけるものがあるかどうか、そういったものも踏まえながら検討していかなければならないというふうに思いますけれども、私どもとしては、できる限り障害者の方が一般任用されて、雇用されて皆さんと一緒に健常者と一緒になって働いていただくことを何よりも望んでいるところであります。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 弱者に対して新しい雇用をつくるということで例なのですけれども、例えば我が町のパークゴルフ場、これを有料化し、そしてその料金の徴収業務を福祉施設の利用者とかNPOの団体等に委託させ、もちろんそれには弱者の雇用ということも条件を付けて実施し、その集めた料金というのは、維持管理に使うことよりも弱者の雇用拡大やその業務賃金に使う。

そうすることによって、パークゴルフの愛好家にも十分支持されるのではないかとおもいます。

ぜひこの新しい雇用を生むという、そういう考え方を持ってほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） パークゴルフの有料化については、また別な次元での問題だろうというふうに思っておりますけれども、今いただきましたご提言については、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは2番目の役場庁舎の建て替えについてお伺いいたします。

これは昨年12月定例会の前川議員が庁舎の安全性について質問され、その答弁は財政の活用も含めさらに十分な検討を重ねながら実施するというものであります。

役場庁舎は、耐震度不足であるということはもちろん十分しており、あの平成15年の地震のとき、

南側の柱が座屈破壊をおこし、そのまま放置されたということも事実であります。

そういう中で、地震研究者の中では役場の庁舎、いつ倒壊するか、いつ大きな地震がくるか、今日まで何事もなく過ぎてくれたことは奇跡の日々であると言われております。

庁舎の危険度は、もちろん十分認識されております。

あれから約1年経ちましたが、答弁には役場庁舎のあり方検討委員会もつくったとありますので、その中身・組織についても含めてお尋ねしたいと思います。

ぜひ、どういう委員会なのか少しご説明願います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 答弁の中に先般関係課によります役場庁舎のあり方検討委員会設置ということでありましたけれども、これは役場庁舎の中で企画室、あるいは総務部、建設部ということで主に庁舎をこれから進めるにあたって、それから民生部ですね、にあたりまして広く関係するところを対象といたしまして、先般11月に立ち上げをしたところであります。

この基本的な考え方といたしましては、これまでも庁舎の考え方、管内も老朽化しているということもあり、さらには耐震そのもののこともあったものですから、基本的には改修できるものなら改修ということでありましょうけれども、費用対効果のこともありましょうし、そういう意味では広い意味で、そういうことを考えながら今後の庁舎のあり方について検討していこうということで考えているものであります。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは今、新しくできた政権というのは先ほど言われましたけれども、事業仕分けという手法で、箱物予算はまさしくばさばさと切り捨てる、そういう感覚を私はもっている。

しかるに庁舎の耐震度不足という大義名分だけでは、これからなかなか予算要求のテーブルの上にも乗らないのではないかなという心配をしております。

ただ鳩山首相は、CO₂マイナス25%という大きな提案をされました。

その実現のためには、おそらく予算的にあれもやります、これもやりますということはなくなって、質的評価のできる、そう認められたものだけが予算化されていくのではないかと思いますので、幕別役場庁舎につきましても環境対応を積極的に取入れ、例として挙げると言えば大げさなのですけれども、旭川にあります道立北方建築総合研究所の建物のように、一般庁舎よりもエネルギー消費量が約50%も削減された建物だと聞いております。

地域での省エネの行政への先進的役割を果たせる建物の建て替え、こういうものをつくる、そして位置づけに向かってほしい。

特に、今現代のCO₂の削減の技術的手法というのは、四つしかないと聞いております。

一つは、自然エネルギーや自然素材の活用。

二つ目は、いわゆる資源の高効率の利用です。

三つ目には、CO₂の分離貯留、どこかへ閉じ込める。

それから四つ目は、原子力ということだと言われております。

町村でできるものと言え、そんな大きなことはできませんけれども、町村でやれることを精一杯取入れて役場の改修は、または改築その案を実現に向けて前向きに進めてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども検討委員会でこういうことを検討しているというお話がありましたけれども、今までの耐震調査をやった結果、これは今の基準には当然合っていないということでありました。

しからば、その基準に合わせるために、耐震の基準をクリアするために改修工事をするといったどのくらい掛かるのか。

どんなことをやればいいのか、実はここへくると話が止まっておりまして、何ら進んでいない訳で、いや改修したら何億も掛かるのではないかと、それなら建て替えた方がいいのではないかとというような議論で終わっているものですから、まずは1回専門家に見てもらうことが先決でないか、そして本当に何億も掛かるのなら建て替えの道を選ぶのも一つの手法でありますし、いやこれから改修して5億掛かって、10億掛かって20年も30年も持つのであればそれも一つの方法かと。

どんなことがあるかは別にしても、まずは1回この既存の建物を専門家に見て、どういう改修方法、どういう今後の使用に向かって、利用に向かって活用していけるかということも検討することが大事だろうと。

特に、庁舎を建て替えるというのは非常に大きなことでありまして、国が庁舎を建てるのには交付金もくれませんし、補助金ももちろん何もくれません。

ですからまず10億、20億掛かった場合には、自らが基金を少なくとも半分くらいの基金を4年、5年、10年と積立てておいて、さらに借金をしてそして建てるというようなことで、とても国の補助金や道の補助金をあてにするようなことはない。

そうしますと、まだまだ先のことになってくるのかなという思いと、ただ今言うように長いですから早めに取り組まなかったらなかなかそういう問題も解決できないこともありますので、それらも含めながら検討委員会で十分協議をし、そしてまた議会にもご相談をさせていただきたい、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 最後に、町民にとってこの役場の建て替え案がでました。

やはり一番興味のある場所であります。

この建築物をまず建てるとなったら、場所の設定なくして図面はなかなか書けないのではないかと、当然その建てる場所によっては、経済的効果の大きなことも生むだろうし、また地域の疲弊を招くと、今、町長言いましたけど、さまざまな問題が沸き起こってくると思いますが。

現在、役場庁舎あり方検討会の場で建てる場所について、どのような考えを持って検討しているのか、最後のお尋ねにしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 建設場所についてと検討委員会とのつながりでございますが、基本的には検討委員会の中では、1点ここに絞って建てるべきだということには当然考えておりませんが、とは言え候補地としてこういうところが考えられるだろうなということで、それがちょっと2カ所になるのか、あるいは5カ所になるのかちょっとそこまで、これからの話でございますので、そういう意味では、候補地としてというリストアップはできるのかなというふうに思っております。

まだ、そういう段階でございます。

○4番（藤原 孟） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩いたします。

(14:00 休憩)

(14:15 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に基づきまして、2点について質問いたします。

まず、広告事業の推進による財源確保についてであります。

財源難に直面する地方自治体が保有しているさまざまな資産を広告媒体として活用することにより、広告収入を得たり、経費の削減を図る、いわゆる地方自治体の広告ビジネスをご存知のことと思います。すでに、ホームページなどでは行われていますが、それ以外に住民向けに送付する通知書やその他の封筒など、本町が持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載して、収入増や経費の削減を図ることができるものと考えます。役場町民課や札内支所、忠類総合支所などの窓口に置く封筒に広告を掲載する代わりに、従来町で作成していた封筒を無償で提供してもらおうということもありますし、封筒の空きスペースに広告を掲載し広告料をいただく。このような取組みは全国多くの自治体で始まっています。

ホームページの広告に留まらず企業に広告を募集して、職員の給与明細や図書貸し出しカード、納税納入通知などの裏面に広告を掲載して、財源の確保に努めることができるのではないのでしょうか。

たとえわずかな財源であっても、知恵と汗を流して稼ぐ姿勢が大変重要な時代と考えます。

我が町も広告事業として取組んでみてはいかがでしょうか。

町としての所見をお伺いいたします。

次に、携帯・ネット被害から子どもたちを守るための対策についてであります。

今や携帯電話の契約数は1億件を突破し、所持率は小学生で30%から35%、中学生で65%から70%と発表されています。

特に最近では、低年齢化の傾向が見られ未就学児童にも広がっています。

携帯電話からのメールやインターネットの利用が急増してきているため、従来のようなメールや学校裏サイトへの書き込みによるいじめだけでなく、有害サイトに接続することで犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。

警視庁の発表によりますと、出会い系サイトによる被害を受けた児童のうち、アクセス手段として携帯電話を使用したものが95.6%もあり、ネットのホームページや各種掲示板への書き込みは不特定多数の人が閲覧でき、特に匿名であるため、誹謗中傷などが過激な表現となっています。

文部科学省の調査では、実名や電話番号などの個人情報や、顔写真などと共に嫌がらせの画像で掲示板に掲載されたために多くの人から中傷などのメールが何度もよせられてくるというような被害も報告されています。

近年は、この携帯被害により自殺する児童生徒も報告され、このような被害者の親のほとんどがこんなことになるのだったら携帯電話を持たせるのではなかったと言っているのです。

親は携帯電話を安全のために与えているつもりが、現実には子どもたちは友達とのメールやインターネットへのアクセスとして使っているのです。

このような観点から子どもたちの携帯は知っているもの同士が話をするための道具ではなく、会ったことのない人とのやり取りや、ネットにアクセスするための端末機としての利用が主になっているのです。

すでに文部科学省では、児童生徒の携帯電話の使用に関する通達が出され、校内で使用禁止が徹底されていても、学校以外で使用を止められないのが現状だと思います。

携帯状況や利用実態を把握しておくことが最も必要でないかと考えます。

そこで本町の小中学校における携帯電話の状況と実態及び課題と対策について次の点をお伺いいたします。

1、有害サイトの規制法の施行などの環境整備も進んでいますが、実態調査はいつ実施し所持率、ネット・メールなどの使用実態はどのように把握されていますか。

2、携帯は機能の点からも依存度が極めて高く、睡眠不足や友人関係、家庭生活の乱れ、学習意欲減退による学力低下などへの影響が心配されます。

日常生活の影響はいかがでしょうか。

3、児童生徒に対する情報モラル教育やメディア教育は低学年からのカリキュラムが必要と考えます。

どのような取組みがなされているのでしょうかお伺いいたします。

以上。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「広告事業推進による財源確保について」であります。

ホームページのバナー広告につきましては、平成19年度に1枠7千円の5枠で開始しましたが、掲載していただける企業が次第に減ってまいりましたことから、20年度に1枠3千円と大幅に値下げし、掲載枠を10枠としたところであります。

この値下げ効果により、掲載枠がすべて埋まったため、本年6月からは20枠に増やし現在に至っております。

この結果、広告料の収入として、平成19年度が14万円、20年度が17万5,000円、21年度は58万円ほどになるものと見込んでおります。

また、バナー広告以外に広告として活用できるものとして、広報紙や封筒などが考えられますが、広報紙は紙面の割り振り上、難しい面もあるため、封筒への広告掲載についての可能性を探ってきたところであります。

結果的には、広告を取扱う業者との協議において、本町における使用枚数の規模からすると、広告価値としてはなかなか見出せないとのことであり、広告掲載企業が封筒の印刷費を負担して、町に無償で提供いただく方法も含めて難しいとのことでありました。

とはいえ、財源確保につきましては、中野議員と考えを同じとすることでありますので、今後ともその手法については、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 中野議員のご質問にお答えいたします。

「携帯・ネット被害から子供たちを守る対策について」であります。

近年、出会い系サイトなどの有害情報へのアクセスによって子どもが犯罪被害に巻き込まれる事件やネット上での書き込みに端を発したと思われる自殺など、携帯電話やインターネットの利用に関する深刻なトラブルが発生しており、幕別町にあっても決して例外ではなく、誠に憂慮すべき事態であると受け止めております。

ご質問の1点目、「有害サイトの実態調査と、携帯所持率、ネット・メールなどの使用実態について」であります。

携帯電話の保有や利用の状況につきましては、平成19年度から小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に実施されております「全国学力・学習状況調査」の回答結果の集計によって把握を行っております。

はじめに、児童・生徒の携帯電話の保有状況であります。本年4月に実施されました同調査において、「携帯電話を持っていない」と答えた幕別町の小学校6年生が81.5%、中学校3年生が57.2%という結果で、所持率は小学校6年生で18.5%、中学3年生で42.8%と、いずれも前年を下回り、全国・全道平均と比較いたしましても、小学校6年生で10ポイント程度、中学校3年生で15ポイント程度低い所持率でありました。

また、「携帯電話で通話やメールをしていますか」との問いに、「時々している」、「ほぼ毎日している」と答えた小学校6年生が13.2%、中学校3年生が39.1%と、いずれも前年を下回り、全国・全道平均と比較しても、小学校6年生で10ポイント程度、中学校3年生で15ポイント程度低い割合でありました。

このほか、本年度におきましては、北海道青少年有害情報対策実行委員会が実施した「携帯電話の利用に関する意識等調査」に町内の1つの中学校が調査対象校として抽出され、携帯電話の利用実態をはじめ、家庭内のルールづくりの浸透状況やフィルタリングの利用状況などについて、生徒及び保

護者を対象とした調査に参加しており、調査結果は、北海道教育委員会のホームページ等で公表されることとなっております。

ご質問の2点目、「日常生活の悪影響について」であります。

携帯電話なしにはもう生活が成り立たないと思えるほどに普及した「携帯電話依存社会」と呼ばれる現代にあっては、大人社会だけではなく子どもたちにも様々な影響が生じており、中野議員からご指摘のありましたように、携帯電話の持つ強い依存性から、勉強に集中できない、学習時間が十分に確保されないなど、過度の依存状態に陥った場合には、心理面や生活面での影響は大きいものと認識いたしております。

これらの影響をできる限り排除するべく、幕別町では、本年3月に学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止とする「携帯電話取り扱いの指導方針」を定め、各学校に対し、児童生徒への指導、加えて保護者・地域との連携した取り組みに努めるよう対応を求めているところであります。

各学校においては、町の指導方針に基づき、学校としての指導方針を児童生徒へ指導するとともに、家庭におけるルールづくりの必要性の周知徹底など、保護者への働きかけを一層推進し、基本的な生活習慣の乱れを防止するよう努めているところであります。

ご質問の3点目、「情報モラル教育等の取り組みについて」であります。

急速に普及する携帯電話は、情報化の光の部分のほか、インターネット犯罪をはじめ有害情報や個人情報流出、プライバシーの侵害といった情報化の影の部分も存在し、児童生徒の生活に様々な影響を与えています。

また、電子掲示板への書き込みによる誹謗中傷など、「新しい形のいじめ」の温床になっているとされる「学校裏サイト」の存在が社会問題化しているところであります。

このような状況の中で「ネット上のいじめ」などの情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルを育成することは、きわめて重要であると考えております。

現在、小学校においては、高学年の総合的な学習の中で、情報が日常生活や社会に与える影響について考える学習を行っており、中学校では、技術・家庭や総合的な学習の中で、ネットワーク上のルールやマナーをはじめ、個人情報やプライバシーの尊重、人権侵害や著作権に対する対応など、情報モラルの必要性や情報に対する責任について、子どもたちと一緒に考える「情報モラル教育」に取り組んでおります。

小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施されます新学習指導要領では、総則において、各教科等における指導の中で「情報モラルを身に付けること」を新たに明記し、学習活動と指導の充実を図ることとしているところであります。

今後とも、小学校の低学年から中学校への発達段階に応じて、情報モラル教育を実践することによって、ネット社会との健全な付き合い方を身に付け、子どもたちが被害者、加害者となることのないよう、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 答弁をいただいたところですけれども、ホームページのバナー広告というのはそれなりの収益を上げているようでございます。

町としての収益活動というのは限界があるのだらうというふうに思いますけれども、町の資産とかそれから資源、場所こういうものをあらゆる活用をして、街路灯やあるいはこの公用車なども活用して収益を上げている自治体も実際にある訳でございます。

町は、何かを要望するとお金が無いからできないということが非常に多い訳ですけれども、町もこの目に見える行動と言うか、こういうものをして財源の確保に努めることが大事なことだというふうに思います。

厳しい財源状況を何とか改善をしようとしのぎを削る姿勢というか、そういうものが必要ではない

かというふうに感じている訳です。

確かに町としては封筒にしても、ほかの書類とかそういうものにしても数は非常に限られているものだと思いますけれども、単価等を下げて行っていく方法もあると思うのですけれども、そういう面はいかがなものでしょうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 単価につきましては、バナー広告私どもで単価を下げたことによりまして掲載する事業者の方が、どんと増えたというのはかたやありました。

先ほど町長の答弁の中にありましたように、取組みやすい一つの事例としては、封筒なのもあるのだろうということで、この辺は事業者の方と協議をさせてもらったのです。

結果的には、やはりどうしても町で使う封筒の枚数そのものが少ないために、そこに印刷を載せて情報を発信するとしても、なかなかちょっとその魅力にね、というのが言われたところであります。

そういう意味では、小さな町よりも大きな市のような一定程度の人口がいる大きな市というところがやはりよりいいのだろうかなというところが感じたところであります。

封筒を印刷して、それを町の方に寄付すると言いましても、たぶん印刷する経費そのものは一定程度掛かるものですから、そうするとやはりどうしても先ほどの広告としての効果ということもありません、なかなかそこに至っていないというところがあるのでしょうか。

ですから、ほかのいろんな看板をつくってその掲載料をグンと下げるといような方法、そういうものについてはいいかもしれませんが、今言った封筒については、ちょっと一定程度経費が掛かるものだろうということからすると、その効果というのはどうなのかなと思うところあります。

いずれにいたしましても町長の答弁にありましたように、いろんな資源、議員さんもおっしゃいましたようにいろんな資源の活用も含めて、これからも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 場所的なことでお伺いしますけれども、働く婦人の家というのが国道縁にあるのですけれども、あの所の看板あたりは取付けると非常に効果があるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） よくいう、例えば今回帯広のスケート場ができたなら、それにネーミングを付けてというようなことがありますけれども、働く婦人の家ですとか、この近くでいわゆる町有地なり町の施設にそういう看板を設置するというようなことは特にはやってはいないと、もう一つはやはり企業から見ますと広告を出す以上は、やはり町内というよりも町外・道外に発するようなものがたくさんあることがやはり企業としての魅力だということです。

ですから封筒何かに印刷しても、その封筒が町内に配られる封筒だけであるとそんなに魅力は無い。

やはり、道内とか道外へ出て行くことによって、初めてお金を出す企業側のメリットもあるというようなことで、なかなか先ほど企画室長が言ったように、いろんなことを内部でも検討したのですけれども、いろいろネックな面はある訳でありまして、私なんかは野球場の下に全部看板を付けたらいいのではないかという話もしたのですけれども、なかなかそう簡単にはお客さんは集まらないのだろうということもあって、いろんなことがこれからの手法は検討していきたいというふうに思いますけれども、やはり今言うように、お金を出す方、広告を出す方のその魅力というところから、まだメリットがなければということが大事なのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 1点目の質問についてはこの程度にして、費用対効果というかそういうものが余りないということだと思います。

次のネットの被害ですね、これについて質問をさせていただきますけれども、我が町では携帯保有

状況とか利用状況、それからそういうものは前年度よりかなり下回っているというような答弁をいただいております。

本町では今まで、取立てて表面化してネットによる被害が表面化されておられませんけれども、北海道教育委員会が不適切な書き込みということで、新聞報道されておりましたけれども、高校生で1万73件もあると、中学生が3,826件、小学校で24件と非常に数がたくさんある訳ですけれども、要するに子どもたちが被害者にも加害者にも絶対してはならないということになる訳ですけれども、これはやはり大人の責任だというふうに思います。

問題が起きないうちに適切な予防というか、そういうものが必要だと思うのですが、この点具体的なことがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、ご案内のありましたおそらく道で実施しました4月15日から10月31日までの中間報告、いわゆるサイバーパトロールの実施をしたところであります。

個人情報の流布というのが一番多くて、全体の88%でありましたが、検索されましたのは、1万4,000件のうち88%が個人情報に関わるような情報が流されていると、これは大きなところであります。

私どもの町もこれは例外ではなくて、何件か引掛かっております。

それは当然しかるべき対応をしたところでありますけれども、大人に対して適切なうんぬんというのについては、今まさに子どもさんに携帯を持たせるそんなつもりではなかったのだからということをお先ほどおっしゃいましたが、まさにそのとおりだと思います。

こういった情報化社会において必要な物であります。

必要な物を現状は現状として認めて、そして大人がそれを管理していく、適切に管理していくということが大事だろうと。

大人の方を教育をする場、そういう知らせる場というのは、PTA等をとおしてでしかあまり機会がありません。

むしろ子どもさんの方が学校でいろんな情報を得てくるということでもあります。

それが家庭内、あるいは地域、学校も一体になった形の中で携帯電話が有効に情報社会に有効に活用できるような、そういう意味での大人としての責任を果たしていくべきだと。

子どもは、大人の姿を見ております。鏡だとも言われております。

したがって、大人が先頭を切って、情報化社会に適切に対応できる概念をきちっと持つべきだろうと、これも必要なことだというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 2点目に入りますけれども、日常生活への悪影響ということの部分なのですが、道内の児童生徒のですね、これはネットとは関係がないのかなと思っていたのですが、暴力行為こういうものについてですけれども、最近の新聞で報道されている部分だったので、これによってもある中学校の先生が言っているのですが、携帯電話やパソコンの普及によって会話が少なくてメールで済ませている子どもたちが非常に増えているのだということなのです。

たまたまこの対話をするとうまく本音を言うと喧嘩になってしまう。

こういうふうに言われているのです。

生徒のコミュニケーションという能力が低下しているというふうに指摘されている部分がある訳ですけれども、こんな行動も学校には現在、本町の学校にはあるのでしょうか。

お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今ご案内の件につきましては、最近の新聞等にも報道されました。

いわゆる暴力行為が前年に比較して北海道・全国的に増えたということでもあります。

その背景にあるのは、コミュニケーション能力の不足だというふうに評価をされております。

まさに学校でもコミュニケーション能力を充実させるべく、その方向性は出ておりますけれども、

相手のこと表情を見てお話をするということが携帯等ではそれができない。

液晶画面の中で、表情を見て、相手の表情を見て思い合ったりということができない。

打つことはできるのですが、表情を読むことができない。

そのことに通常なれていない。

よってコミュニケーション能力が身につけていないがために、ついつい暴力にいたってしまっているのではないかという分析であります。

私もそういう点では、そういうことがかなり影響しているのかなというふうに思います。

この情報化社会の中で、コミュニケーション能力が大変大事なものだというふうに思っておりますので、携帯の有効利用はもちろんでありますけれども、そういうところの教育の指導・工夫・改善ということも必要だろうというふうに思っているところです。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 本町の学校へは、原則的に携帯電話は持ち込み禁止というふうになっているのですが、どうしても学校以外で使うというか、こういうものは禁止できない、止められないというか、そういうことがあると思うのです。

携帯電話の所持率というのは、年々高くなってきている訳です。

それだけ危険度も増している。

便利だけれども危険度もまた高いというふうに思うわけです。

全国の自治体の一部ではあるけれども、携帯電話そのものを持たせないという動きも出ているわけです。

携帯電話による負の影響を取除くのは、持たせないということが一番いいことだと思うのですが、持たせない指導、持たせたときに保護者にやはり責任を持ってもらうということが徹底していかなければならないと思うのです。

学校には具体的にそういうものはどのように行われているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 学校に関わっての携帯の持ち込みについては、先ほどご答弁の中で申し上げましたが、3月に指導方針というものを学校に配布をしたところであります。

持たせないということが一番いいのだということでは決してありません。

先ほどから申し上げているとおり、情報化社会にどう順応していくかということが大事なことでありまして、そこにはルールがあると、そのルールをしっかりと家庭や学校で地域で見守っていくということが大事なのだというふうに思いますので、持たせなければいいという話ではない。

持つ側からすれば、どういう持ち方をすればいいかということでしょうかから、相手を思いやったり、傷つけない、心の教育というようなことが大事になってくるのだらうというふうに思います。

家庭においてはやはり家庭内のルールをつくることではないでしょうか。

時間を決めるとか、置く場所はこうするとか、絶えず家庭の方々の目の届くところに置くということだらうと思います。

今フィルタリングについても、新規に購入される場合についてはこれは義務化されました。

そういった機能をまず付ければ、そんなに有害情報からの身を守るということではできないかというふうには思っておりますけれども、何といっても身近にいる家族の皆さん、そういうところできちっとした、大いに使って結構とだけれどもルールを守って使いましょうというようなことになっていけば理想の家庭になるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 最後の部分ですけれども、出会い系サイトのメールについてですけれども、なぜ自分に来るのかというような思いというかあるようですけれども、来る相手というのは数字とアルファベットを組み合わせるパソコンから無差別にメールを送って、返事があったところから物事が始ま

っているというふうに言われているのです。

メールが届いた場合、見ないとか、書き込まないとか、会わない、それが基本的な原則となっていますけれども、どうしても人間心理としては開ければ見てしまう、書き込んでしまうというのがあるようなのです。

書き込まないで返事も出さない、これが基本的なことなのですからけれども、こういうものは学校としては、徹底はされてないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 何度かの繰り返しになるかもしれませんが、やはり危険だと思われる情報は開かないとか、いろいろあるのだらうと思いますが、何と言いましょか来たもの見たくなるみたいな心理は、これは誰しもあるのだと思うのですが、そこで一步踏みとどまるということが必要なのだらうと。

これを教室の授業のように、こうなさいと言ってもなかなか人間ついてくるものではありません。人間を支える心の問題だということだと思いますので、そういった意味での指導・工夫・改善が必要なのかなと、どういうふうにしたらどう効果あるのかというのもなかなか私どももわかりませんけれども、そういう社会の目だとか周りの目がそういうものの中で危険な情報には近づかない。

いろんなルールがあらうと思いますが、まずはそれを支える心の教育というものが大事なのだらうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 帯広市などでは、保護者向けに情報社会のルールとマナーを守るためにパンフレットなどを配布して取組んでいるのですけれども、今年の3月には6年生全員対象にそのパンフレットを配布して、保護者もこれを巻き込んだトラブル対策というか、こういうものを行っているのですけれども、幕別町は行われているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 幕別町教育委員会として独自に実施していることはありません。

今回のサイバーパトロールが雇用対策の一環として委託されて現実に数字が出ている訳ですが、その数字を受けてしかるべきパンフを作成するということまでの委託をしているそうでもあります。

ですから年度内いっぱいまでは調査研究をされ、そういったどういうパンフがいいのかということも含めて委託されているようです。

北海道では。

それらを子どもたちに配ると、保護者宛に配るということにならうかと思いますが、今まででもいろんなパンフは来ますので、それらについては学校を通じて保護者、子どもたちに配布をしているところでもあります。

○議長（古川 稔） 中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） いずれにしても目に見えない部分の犯罪というか、そういうものにも結びつくようなことがある訳です。

被害者にも加害者にもならないためにも、本当にきめ細かな対応が求められるべきではないかというふうに思います。

今後ともアンケート等利用しながら取組んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 2点質問させていただきます。

まず、はじめに、子育て環境の整備・拡充についてであります。

国全体での出生率は2006年以降3年連続で上昇に転じております。

直近2008年の出生率は1.37となったところであります。

ただ、昨年は世界的に経済大不況にも陥ってしまい、厳しい家計のやり繰りを考えますとこれまでの少子化対策に加え、子育て環境の充実にも一層取組まなくてはならないと思われま

す。核家族・共働き・女性の社会進出などを背景とした妊娠・出産に対する課題から、雇用・保育・教育などを背景とする子育てそのものに社会問題がシフトしており、改めて課題の洗い出しと解決への取組みは、町の将来にとって大変重要と考えます。

出生率の持続的上昇や均衡ある人口構造に基づく町の発展のためにも、子育て分野における取組みの拡充と今後の考え方につきまして、町の所見を伺います。

まず、町内の新生児出生数の推移と出生率について。

次に、保育所のあり方と保育の拡充について。

3、子育て期間の医療費助成の拡大について。

4、子育て支援に取組む団体・企業の拡大について。

5番目には、十勝管内一の出産・子育てのしやすい町づくりを、であります。

2点目、食（農畜産物）の活用とブランド化についてお尋ねします。

過日の衆議院総選挙の結果、政権交代がなされました。

おそらく、これまでの国家政策が次々と転換され、今後厳しくも新しい国家観が広まっていくものと期待と不安が交錯している状態であります。

とりわけ我が町としては、基幹産業であります農業が国策として今後どう取組まれるのか多くの心配の声が聞こえてきております。

それを踏まえれば、農業や農業を中心とする産業はそれぞれ転換期を迎えようとしており、その経営に大きな影響が出る可能性も考えられます。

一方で、農業者のご努力や地元経済界からの後押しとの連携によって潤いと活性化という明るい地域もあることもたびたび報道で見聞きしている方も多いのではないのでしょうか。

そこで、政策の転換にも負けない、そのような地域へと変換を遂げていくことが重要であり、官・業連携した動きが求められていると思いますけれども、町の見解をお伺いいたします。

一つ、食と農畜産物のブランド化に対する取組みについて。

二つ、食と畜産物に関するイベント・行事の開催について。

三つ、ご当地メニューの開発・発掘について。

四つ、目標とする経済効果や今後の取組みについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、15時10分まで休憩させていただきます。

（14：57 休憩）

（15：10 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「子育て環境の整備・拡充について」であります。

ご質問の要旨にもありましたが、我が国の合計特殊出生率は、2005年には過去最低の1.26でありましたが、以降わずかではあります上昇を続け、2008年は前年比0.03ポイント増の1.37でありました。

しかしながら、長期的に人口が安定的に維持されるためには、2.1が必要といわれており、この水準を長期間にわたって下回っておりますことから、少子化という状況が生じてきているところであります。

ご質問の1点目、「新生児出生数の推移と出生率について」であります。

本町の新生児出生数の推移については、平成11年の出生数は251人でしたが、以後、若干の増減を繰り返しながらも、総体的には減少を続け、平成20年は189人となったところであります。

また、平成11年との比較では、人数で62人、率では約25%の減となり、人口1000人当たりの出生数は、平成11年では10.2人でありましたが、平成20年では、6.9人となったところであります。

この出生率につきましては、帯広保健所で取りまとめた本町の合計特殊出生率で申し上げますと、平成11年が1.47、平成19年では1.38となり、長期的に低下を続けているところであります。

ご質問の2点目、「保育所のあり方と保育の拡充について」であります。

はじめに、保育所の保育につきましては、保育のガイドラインとして国が制定した保育指針に基づき実施しているところでありますが、昭和40年の制定後、平成2年、平成12年の改定を経て、昨年3月に改定された「新保育指針」が本年4月1日から施行されたところであります。

今回の保育指針の改定では、「保育所は、養護と教育を一体的に行うことを特性として、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担うとともに、保護者に対する支援を行うこと」が明記されたところであります。

さらに、「保育所は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にある乳幼児の現在が、心地よく生き生きと幸せであることを保育の目標とするとともに、その未来を見据えて、長期的視野を持って、生涯にわたる生きる力の基礎を培うことを目標として保育することが重要」とされておりますことから、日々の保育においては、「保育指針」の理念を基本としながら実施いたしているところであります。

ご質問のありました「保育所のあり方と保育の拡充」につきましては、平成22年度から札内青葉保育所におきまして通常保育のほか、特別保育として町内初の病後児保育を実施し、さらには保育時間を現在より30分延長し、午後7時までとする延長保育を指定管理者におきまして実施することとしており、保育の充実を図ろうとするものであります。

今後におきましては、平成19年度に策定した「保育所民営化計画」を平成21年度中に改定することとしておりますことから、特に、札内南保育所の改築を含めた保育の実施についての計画を策定してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「子育て期間の医療費の助成拡充について」であります。

子供を育てる家庭を国及び地域社会が支えることは、大切なことであるという理念のもと、健康保険法等の改正が行われ、平成20年4月から3歳以上就学前までの児童の医療機関窓口での自己負担が、3割から2割に引き下げられたところであります。

本町における乳幼児医療費助成事業につきましては、従前から重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業とともに、基本的には北海道医療給付事業と歩調を合わせて取り組んできているところであります。

さらに、本町独自の上乗せ助成事業として、平成20年4月からは、市町村民税課税世帯で所得制限の限度額未満に属する世帯については、3歳以上就学前までの児童に係る医療費の1割自己負担分を全額助成することといたしましたので、就学前の児童に係る医療費につきましては、実質的に無料となっております。

また、平成20年10月からは、入院及び指定訪問看護に関しましては、対象を小学生まで拡大いたしましたことから、市町村民税非課税世帯に属する世帯につきましては、実質的に無料となり、市町村民税課税世帯で所得制限の限度額未満に属する世帯につきましても、自己負担分が3割から1割に軽減されることになりました。

これらの施策により、子育て世代の経済的負担の軽減を一定程度図れたものと考えております。

本町としましては、さらなる医療費助成の拡大についての意義は理解しつつも、厳しい財政状況などを踏まえながら、当面は現行の助成制度を定着化させて継続していくことに努めるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、国や道などに対して今後も引き続き町村会等を通じて、児童の医療費助成制度の拡充について要望してまいりたいと思っております。

ご質問の4点目、「子育て支援に取り組む団体・企業の拡大について」であります。

本年1月に実施いたしました事業所雇用実態調査における回答では、従業員のいる企業172社中、育児休業制度がある企業は78社、率では45.35%、また介護休業制度がある企業は68社、率で39.53%となっており、調査結果を見る限りでは、これら制度の整備水準が決して高い状況にあるとは言えませんが、該当者がいないため「該当なし」と回答したケースもあると考えられますことから、次回以降、本調査の精度をもう少し高めていく工夫が必要であると考えております。

一方では、独自に育児休業や介護休業に係る給付制度を設けている企業や託児所を設置している先進的な事業所もありますことから、関係機関と連携しながら機会を捉えて、こういった先進事例の紹介や制度の周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、企業としての取り組みではありませんが、来年度から「どさんこ・子育て支援特典制度」をスタートさせるべく、商工会において準備が進められているところであります。

本制度につきましては、北海道が小学生までの子供がいる世帯に認証カードを発行し、協賛する事業者がカード持参者に割引などのサービスをする特典制度であります。現在、76の企業が協賛店の登録を予定しており、地域ぐるみで子育てを支援するばかりではなく、地元商店街への経済的効果も期待されますことから、町といたしましても商工会と連携し、参加企業の拡大や住民周知などに努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の5点目、「十勝管内一の出産・子育てしやすいまちづくりについて」であります。

次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に合併前の旧2町村で策定した次世代育成支援行動計画をそれぞれの地域ごとの計画として位置づけ、子育て支援にかかる各種事業を行っておりますが、この前期計画5カ年の計画期間が平成21年度をもって終了いたします。

このため、新町として一本化した計画を、後期計画として現在、策定中ではありますが、計画期間は平成22年度から平成26年度までの5カ年としております。

この次世代育成支援行動計画につきましては、次代の社会を担う子どもを育成するとともに、その家庭に対する支援をするための環境の整備など、概ね18歳未満の子どもと子育て家庭を対象とした、本町の子育て支援施策を総合的に定めるものであります。

今後、後期計画に基づき、次世代育成支援対策を計画的に推進し、「出産・子育てしやすいまちづくり」を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、現在、(仮称)子どもの権利条例について協議を進めているところでもありますが、あわせて、住民との協働による子育てしやすいまちづくりにも努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「食（農畜産物）の活用とブランド化について」であります。

現在の農業を取り巻く環境は非常に流動的で、政権交代により大きく政策転換がなされることが予想され、個々の農業経営にどのような影響が生ずるのか、極めて不透明な状況にあると考えております。

そうした中であって、農畜産物のブランド化や高付加価値化に対する取組みは、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」という総合計画の理念からも必要な取組みであると認識しているところであります。

ご質問の1点目、「ブランド化に対する取組みについて」であります。本町における農畜産物のブランド化については、幕別町農協における「和稔じょ」や「インカのめざめ」、忠類農協の「ゆりね」など地域の特産品として取組みがなされております。

広域的な取組みといたしましては、幕別町農協や札内農協など管内5農協で組織いたします十勝中央青果団地が出荷するながいも、馬鈴しょ、ごぼうなどに表示されております「十勝の野菜」も取組みのひとつではないかと思っております。

また、農畜産物の加工品の分野に関しましては、インカのめざめを原料にした焼酎やお菓子、ある

いはゆりねを原料にした羊羹やパンの開発・販売がなされるなど農産物の加工品に関するブランド化の動きも、若干ではありますが、出てきているものと考えております。

さらに、十勝段階においては、十勝産の農畜産物を原料とした加工食品の認証制度である「十勝ブランド認証制度」が財団法人十勝圏振興機構により実施されており、現在のところ、チーズ11工房・64品、パン16工房・161品が認証されているところでありますが、本町のチーズ工房「NEEDS」や「ミルキーハウス」も認証を受けているところであり、こういった取組みも産・学・官連携による取組みの成果の表れではないかと思っております。

ご質問の2点目、「イベント・行事の開催について」であります。食や農畜産物に関するイベント・行事といたしましては、「産業まつり」や「どんとこいむらまつり」の開催、さらには帯広市で開催されております「オール十勝大収穫市」、札幌市での「オータムフェスト」、埼玉県上尾市における「アグリフェスタ」への参加など、いわゆる「収穫祭」や「物産展」のほか、町内の小学生を対象にした「農業体験塾」や一般町民を対象にした「農作物収穫体験会」など、食や農畜産物に関する事業にも取り組んでいるところであります。

こうしたイベントや行事に対する取組みが、ブランド化と相乗効果を発揮し、販売促進に繋がることを期待しているところでもあります。

ご質問の3点目、「ご当地メニューの開発・発掘について」であります。

北海道のご当地メニューとしては、富良野市の「富良野オムカレー」や北見市の「オホーツク北見塩やきそば」などが有名ですが、最近では、十勝管内においても芽室町の「十勝芽室コーン炒飯」や帯広市の「十勝おびひろ枝豆サラダ麺」などの取り組みがテレビや雑誌で報じられているところであります。

本町においては、現在のところ、これらの取組みに匹敵するような段階には至っておりませんが、町内の有志で組織しておりますグループが主体となって毎年行っております「そばまつり」や「ニラとゆりねを食する集い」など地場産品を活用した独自の取組みがなされております。

こういった取組みがきっかけとなり、地元の飲食店を交えた中で、ご当地メニューの開発・販売に発展し、ひいては地元商店街、さらには町の活性化につながればと考えております。

いずれにいたしましても、農畜産物やその加工品のブランド化、あるいはご当地メニューに対する取組みは、基本的に事業者を負うところが多く、そうした意味からも地元の事業者のご努力に期待をいたしているところでもあります。

ご質問の4点目、「目標とする経済効果や今後の取組みについて」であります。農畜産物のブランド化やご当地メニューに関する取組みは多様な実施主体が想定されますことから、対象品目やメニューが定まらない中では、当該品目の販売見込み額はもとより、二次的、三次的な効果の把握は困難であることなど、現時点においては、経済効果を推計するまでの熟度には達していないものと思っております。

しかしながら、販売額が増加したり、来町者が増え賑わいが生まれることは町の活性化・経済効果に繋がるものと認識いたしておりますので、地元経済関係団体と連携を深めながら、町としてできる限りのことから取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、堀川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） それでは、子育て環境の整備・拡充に関してから再度お尋ねをしたいと思います。

子育て支援につきましては、これまでも議会、委員会それぞれ通じまして議論してきたわけですが、改めまして事業やそれぞれの施策への取組の状況とまた効果、そして時期的に来年度の予算編成や事務事業に向けましてお伺いをしたいというふうに思っています。

まず通告書の冒頭でも触れましたけれども、全国的には3年連続で出生率が上昇しているようであります。

しかしながらここ数年です。ね地元の小学校の入学式なんかを見ていまして、全国平均のような、

数字のようにうまくいってないだろうというふうには思っていました。

町内の現状につきましては、答弁をもって理解をするところであります。

2番目の保育所のあり方について、保育の拡充についてお尋ねをいたします。

働く母親を支えますと同時に、子どもたちの笑顔をつくる、そういう仕事に従事されている職員の方々には敬意を表したいと思えます。

また、答弁にもありましたように、病後児保育の実施、またさらなる延長保育の実施も図られようとされていることは率直に評価するところであります。

現在、青葉保育所では、その指定管理者制度による引き継ぎ保育がなされて、順次保育の業務が管理者に委ねられていこうとしておりますので、民間のノウハウの有効活用と、それから円滑な引き継ぎがなされるように、そしてまたお母さんたちの不安の声には十分耳を傾けていただきたいというふうにも思えます。

そこです、保育の新しい取組みとして、ちょっと新聞を読んでいましたら2年ほど前だったのですけれども、国の方で保育ママ制度の検討に入っているというような記事を目にしました。

子育て支援の一分野ですから若干気にはしていたのですが、このほど児童福祉法が改正されて、それに基づいて道内では札幌近郊では試行段階に踏み込む、そういうような自治体も実は出てきてまして、さらに管内では足寄町が独自に取り組んでいるようです。

そういった今後の新たな保育サービスの一つとしても検討していくことも必要なだろうというふうにも思うのですが、まずその辺いかが思われますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保育ママ制度については、今お話ありましたように足寄町がかなり早くから取組みを進めておりまして、結局自宅にいらっしゃるお母さんに保母さんの資格を持っている方が多いのだろうと思えますけれども、そういう方に直接自分の子どもを預けてお願いをするというような制度でありますけれども、今お話ありましたように、今度北海道としても取組みをというようなことが出てまいりましたので、今後そのような制度がどの程度普及していくのか、ちょっと今の段階ではまだ分かりませんが、十分私どもの町でも活用ができるのかどうかといったことも含めながら今後検討はしてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 地域事情に馴染むものもあれば馴染まないものもあるでしょうから、その辺十分検討していただきたいというふうに思えます。

続きまして、3点目の医療費の助成の拡大ということでお尋ねをいたします。

この課題につきましては、本当に再三再四議論が重ねられてきた課題であります。

現状も大きな配慮を政策に取り入れていることには、評価したいというふうに思えます。

さらに、やはり近隣の自治体それぞれが先を争うようにして乳幼児あるいは子どもの医療費の軽減を図ってきているということは、現在と将来の両方を見据えての政策であるからこそだというふうに思っています。

現実の問題としましては、良くも悪くも今の親たちにしてみますと、自分達のとき以上に子どもにお金を掛けてやれないことが親としての能力が不十分というふうに考えている向きもあるようです。

衣食住はもちろんですけれども、勉強ですとか、スポーツですとか、さらには習い事といった感じなのでしょうけれども、全ての家庭がそういう訳ではないのですが、子どもたちのやはり健康を支えていくという役割を行政の側に一定程度求めていくということは、子育て支援に関する取組みとして大事だというふうに思えます。

答弁の中では、さらなる医療費助成の拡大についての意義を理解しつつも、厳しい財政状況などを踏まえながら当面は現行の助成制度を定着化させて、継続していくということに努めるということで、ご理解いただきたいというような主旨の答弁でした。

半分は理解したいと思えます。

しなくてはならない現状なのだというふうに思いますけども、ただもう半分は、やはりもう少し拡充に向けて、あるいは実現に向けて、その努力に私は期待をしたいといふふうに思いますし、そういう住民の声も多いのは事実です。

そういった支援の、せめて支援の方向性だけでも何がしか示せないでしょうかということでお尋ねしたいのですけれども。

町村会等にも、働き掛けていただくような主旨の答弁もいただいていますので、もう少しその辺の気持ちだけでも示せたらということでお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この件に関しては、今までも何回かご質問をいただいておりますが、私はその都度答弁申し上げておりますのは、次世代育成支援計画や何かをつくるときに、お母さん方のアンケートを取ると、48%くらいのお母さん方が何が一番望むかという、この医療費の助成を望んでいる。

その現実を踏まえると、子どもも何とかしないとならないという思いを確かにある訳ですし、今、全国的にもかなり増えてきているのも実情であります。

いわゆる範囲を広げているというのが実情でありますから、なかなか厳しい財政状況と言いながらそういう皆さんの声が大きくなってきているのだということは受け止めたいと思うのですけれども、ただちょっと試算しても小学生だけまで無料にするだけでもやはり1億円ほどのお金を要するというような状況で、なかなかこれを即実施に移す、それも1年で限る訳でなくて、これはずっとこう続いていく状況ですから、確かに少子化対策やお母さん方の期待に応えるためには、ぜひと言う声も十分我々も認識はしていますけれども厳しい状況財政、よそのことを言う訳ではありませんけれども、ほかの必要な福祉予算もまだまだこれから必要になってくる部分もありますし、そんなことを考えると今しばしと言いますか、年限は切りませんが、理解しつつもなかなか現実には踏み切れない状況にあることを、何とかご理解いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 現時点では半分の理解ということで、ぜひ頑張ってくださいと思います。

4番目の子育て支援に取り組む団体・企業の拡大についてお尋ねいたします。

こういうような経済環境が悪い中にあっても子育て真っ最中の従業員、その方々の雇用の維持、あるいは待遇をやはり良くしたい、先ほども育児休業の規定の数値もお示しいただきましたけれども、徐々にですが平均よりは下回っているとはいえ、そういうふうには援助している事業所が増えてきているというのは肌で感じます。

では、そういった事業所がどれだけあって、それから事業所がどういった活動をしているのか、町にとってはそういった事業所があることが活性化に繋がるというふうに考えますし、意を同じくするものでありますけれども、答弁の中では先進事例の紹介、それから制度の周知に努めてまいりたいというふうにお考えのようですので、ちょっと帯広の事例を出しますけれども子育て応援事業所と言う事業所、ごめんなさい、子育て応援事業登録事業という事業に取り組んでいます。

このようなパンフレットでいろいろと頒布されているのですけれども、例えば商品の割引サービスを実施しているですとか、また親子向けのイベントの開催の援助をしている、さらには子どもたちの安全を見守ってくれる子育て応援事業所というようなことで紹介をしてくれているのです。

その他こういう事業に登録することによって、育児休業の取得者がいた場合、奨励金の支給があったりとか、一部金融機関の融資金利の優遇が受けられたりといったような特典もあるようです。

それはさて置きまして、北海道もこのほどあったかファミリー応援企業、これがまだ17社くらいしか登録していないのですけれど、そういう動きが広まってきている中で今後のそういった事業者が一つでも増えれば、いわゆる家庭と仕事の両立が一層図られる。

そしていろんな取組みの中から町全体が子どもの幸せを積み上げていくように感じますけれども、まずはそういった事業のメリットや効果について研究してみてもどうかと思いますので、その辺改めましてお伺いしたいと思います。

また地元商工会でも、どさんこ子育て支援制度、特典制度が始まるやに聞いておりますけれども、その辺が円滑に進められるように役場としても連携をとっていただきたいというふうに思うのですが、その辺も改めまして伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、町内の企業、お子さんを居る方を雇用されているところが172社あるということで、その内の78社がいわゆる介護休業制度があると、あるいは代替え制度があると、介護休業制度がある。

いろんな制度やいわゆるまずは雇用から始まるのだというふうに思いますけれども、私どもはそういう企業に対しての今の段階では何だかの措置というのは恩恵と言いますか、特典というのは何も無いものが実情であります。

そういったことは、なかなか一自治体だけでやれない部分もあるのだろうと思いますけれども、今帯広市の事例もありましたけれども、どういったことができるのかこれはいろいろ考えていかなければならないと思いますし、今言ったように北海道あたりもそういう子育てに関わって、商工会との連携をしながら新たな制度を設けていくというようなことですので、当然のことながら行政のみならず、いわゆる商工会ですとか、あるいは経済団体、さらには企業、そういったこととの連携を密にして、いわゆる行政が成し得る部分にどういうものがあるのか、あるいはどういう部分が、我々が望んで協力をお願いをしていかなければならないのか。

そういったことを絶えず気配りしながら、これからも対応して参りたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 今後の対応に期待したいと思います。

5番目の管内一の出産・子育てしやすいまちづくりをについてお尋ねいたします。

非常に幅の広いと言いますか、底が深いと言いますか、これといった答えが見つからない中で、今子ども課を中心にお仕事に励んでいるということに、ご苦労さまとねぎらうばかりなのですが、どの自治体もそういう状態でありながらも近隣の音更町、さらには芽室町はなぜか人口が伸びている。

私が思うのですけれども、それはやはり子育てにやさしい町なのかなというイメージを管内の住民に与えているのではないかというふうに思います。

うまく表現はできないのですけれども、実際は子育てがしにくいかも分かりませんが、イメージが先行しているだけに、音更や芽室両町に転入してしまうのでは、結果として転入してしまうのではないかというふうにも思います。

そういったそのイメージづくりというものに対して、これからの自治体の経営、あえて経営と申し上げるのでありますが、その経営には極めて重要であり、やはり必要なのだというふうにも思えます。

国の方で考えている子ども手当の政策にしても、イメージ先行型の典型例なのだというふうに思いますけれども、そういう意味でこれもちょっと先進事例を申し上げますと、道内では室蘭市などが取組んでいる赤ちゃんの駅事業もそのイメージづくりに一役買っているのではないかというふうにも思います。

その赤ちゃんの駅というのは、乳幼児を伴った外出の際、おむつの交換、それから授乳に困ったときに、おむつ交換や授乳場所またはミルク用のお湯などを提供できるそういう施設であって、そういった場所であることを分かるようにステッカーや旗を掲示してもらおうといった内容のようです。

これをしてくれとかそういう訳ではないのですが、今まで申し上げましたことを考えますと、やはり子育てに関することはどんなことでも議論して、そして次世代育成の観点も含めまして一定の方向性を今よりももっと外に向けて発信していかなくては、やはり一層厳しい現実が待っているのではないかというふうにも思います。

本当に、本当に大変なことなのでしょうけれども、町民の期待に応えるためにもお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これがあれば子育てしやすいとか、これがあれば町としてイメージが上昇するか、なかなか無いのだろうと思います。

私はやはり町づくりを進めるには、いろんなことが重なって住みよい町だと、あるいは子育てに適した町だと、そういうような評価につながってくるのだろうというふうに思っておりますので、もちろん若い人たちにどんどん町へ来ていただくということは、町づくりの上で大変大切なことだということはもちろんでありますけれども、そういったことも含めながら町全体が活性化するように、そしてよく言われるような安全・安心の町づくりがしいてはやはり定住促進にもつながっていくことになるのだろうというふうに思っておりますので、そういったことを含めながら全体でより良い、住み良い、誰からにも来ていただけるような町づくりに意を用いてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） まだ、前川議員の質問にもあったように、なかなかまだ先の予算編成なんかも見えていませんから、これをこうしてほしい、ああしてほしいというのは、まだなかなか言いにくいのですけれども、中長期的に見て子育てに関して幕別って良い町だなというふうに思ってもらえるように頑張ってもらうことに期待したいと思います。

それでは二つ目の食の活用とブランド化につきまして、お尋ねをいたします。

まず、質問に先立ちまして先日テレビを見ていたのですけれども、ながいもを紹介している岡田町長を見つけました。

せっかくですからテレビCMに出られた感想とか、エピソードがあればこの場で教えていただきたいのですが。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） あのテレビコマーシャルは、私が決して出たいと言って出た訳ではありません。

あれはイオングループと北海道新聞社が手を繋いで、私の所に来て、こういうふうによえと、これを持って出れと、言われたとおりにやったわけで、もちろんギャラも一銭ももらってはおりません。

ただ、あれはこの後どうなるのでしょうか、全道的にずっと進められて、私は確か5番目くらいだったと思いますけれども、ひと月に1回道新の1ページが1日と、民放4局か5局が4日間のコマーシャルを放送するというようなもので、この後どこかの町村へまた行くのだろうというふうに思いますけれども、私自身は大変はずかしい思いをしたのと、この後ながいもが売れなくならなければいいなというそれだけを心配しております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 非常にいい笑顔で、ながいも同様粘り強くテレビCMに出たいというふうによいます。

私個人の感想なのですが、あのCMを見てやはり直ぐにその売り出しをしているスーパーに行きまして、町長の写真か何かがあつて、そして幕別町の紹介でもあるのかなと、分からなかったので行ってみたのですけれども、ちょっと地味だったです。

思わずそれで、やや期待していたものとは違っていたのですけれども、今回のこの質問にあたりましては、実にタイムリーな感じにして、そのCMの中の町長の笑顔と共に十勝幕別のながいもですよというふうなフレーズは私本当に大事だというふうによいました。

これ以前にも申し上げたかもしれませんが、地域ブランドの認証の際には、有名なもので夕張メロン、それから鶴川のししゃもだとかというふうによ地名と一次産品がセットでなつていまして、このことは十勝幕別のながいもですよというふうなことは注目すべきだと思つました。

答弁にもある、いわゆる十勝財団が実施している十勝ブランド認証の制度も、ほぼ同様種のものというふうによいますけれども、収穫されたものが加工も何もなく、そのままそしてほかの地域の同じものより価格が高くなるように積極的にPRされるということは、とてもいいことだというふうによ

思います。

ただ余りブランド化に走り過ぎてしまうと、実は激しい競争に巻き込まれるのではないかと、そういうふうな危険性も自分なりに感じているのですが、それは安全・安心ですとか、地産地消といったキーワードを織り交ぜながら地域内における取組に期待したいというふうにも思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ブランド化の取組みというのは、これはなかなか難しいし、これもできる限り自治体、あるいは公共団体、そして民間、そして生産者、いろんな集まりの中で求められて決められてそして活動していくことが大事なのだろうというふうに思っておりますので、たまたま今、和稔じよなんか非常に話題になっておりますが、これらがこの後どの程度伸びていくのか、そして忠類のゆりねなんかも古い歴史があるのでしょうかけれども、なかなかまだ十分でない。

せっかくの機会ですから、これからも伸びていくように、いわゆる町として応援できること、あるいは町としての果たす役割ということをやっていくことがそれぞれのブランド化につながっていくことにもなるのだろうというふうにも思っておりますし、あまりブランド化ということだけを先走るとまたいろんな問題もあると思いますけれども、先日も、これは余談ですけども、鶴川のししゃもがずいぶん有名だというのですけれども、半分くらいは大樹から行っているのだという大樹の町長も言っていましたけれども、そういったいろんな問題も確かに含まれているのだろうというふうに思いますけれども、そういったことも含めながら当然より良い方向で、そして生産者にとって喜ばれるような施策を講じていくことは大事だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 続きまして2点目の食と農畜産物に関するイベントまたは行事の開催についてお尋ねいたします。

先々月町長にご足労いただいたのですけれども、商工会の青年部と町長との懇談会を開催させていただいたときに、ある部員から、例えば町内産のニラを品評を兼ねて食する集まりがあったという新聞記事を見たのだけれども、その集まりに参加しませんかというような呼びかけが何でないのだろうか。ニラを幕別の特産物の一つとして取組む意向があるのであれば、もう少し門戸を広げてもらうように働き掛けてはどうかという意見がだされたことは覚えておいでだと思います。

私は、これちょっと耳にしながら最もな話だなというふうに思ったのですけれども、町内の有志の方で集まっているというのは理解できるのですけれども、その限られた部分だけではなくて、一般参加もやはり言われるような働き掛けはできないのかなというふうに思いました。

例えばニラを例に出しましたけれども、やはり地元の食材を活用したい、あるいはメニューに加えて食べてもらいたい、食してもらいたいというふうに素直に口にする事業者がいるということは、少なくとも分かっていたというふうにも思いますけれども、イベントを含めて何らかの政策的な取組みができないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この後の答弁にも出てまいりますけれども、いわゆるニラとゆりねを食する会というようなことで、ちょうど3月の初め頃ですが、ニラがでる頃にやったのですけれども、ただこれは本当に一部の方が音頭をとって実施していく、今年で3回ですかね実施したの。

しかも、幕別・札内・忠類のお店屋さんというのですか、食堂をお願いをして場所を提供していただいて、そこで料理をニラに関する料理、ゆりねに関する料理をつくっていただいて、会費を払っていただいて何十人の方に集まっていたというふうなこともものですから、ある程度は限られている、しかもまだ3回目ですからあまり広がっていないというのが現実なのだと思いますけれども、これらが今言ったようにどんどん、そういう今の堀川議員、あるいは商工会の青年部の皆さんのような意見が出てきて、益々広がっていくことは、私は大変ありがたいことだと思いますから、あるいは実行委員会と言いますか、やろうとしているその人たちに、さらに私どもも協議を重ね、あるいはお願

をしながらより多くの人に出てもらえるような集いにしていくように、さらに検討はさせていただいて、協議はさせていただければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） その部分につきましては、お願いという形で要望したいというふうに思います。

3番目のご当地メニューの開発・発掘についてです。

先ほどの質問とちょっと重複するかもしれませんが、やはり流れとしては積極的に取組んではいいいのではないかと課題だというふうに思います。

先ほどの町長の答弁でも、帯広を始めとして富良野ですとか、それから北見の焼きそばの事例もおっしゃっていましたので、十分ご承知なのだと思います。

これらのそのメニューがどうやって出てきたのかというところまでは、深くは掘り下げてはいないのですけれども、町内の結構な各家庭においては、地元産の食材を貰うことも多いでしょうから、多種多様な創作のメニューが食卓に出されていて、食べているのではないかなと思われます。

そういった創作メニューやそれからあと通りがかりに食べられるというようなファーストフード感覚のものが出てくるだけでも、そういった地元食材の利活用の促進に繋がる可能性もあるのだというふうにも思いますし、テレビのCMではありませんけれども、話題づくりとしても十分検討の余地はあるように思います。

改めまして、今後の進め方につきまして、ご当地メニューという名前がいいかどうか分かりませんが、その辺のことにつきましてお尋ねをいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご当地メニュー先ほども何点かの事例を申し上げましたけれども、おそらくスタートしているのは行政が主導ではなくて、まずは事業者なりそういった関係の方々のところからスタートしているのではないかなと。

例えば、町内でもJA幕別町の女性部がいろんなものをつくったり、あるいは十勝圏振興機構なんかでは十勝全体を対象にした、新しい開発したもののコンテストみたいなものを実施している。

そういったところから出てくるのが自然的なあれかなというふうに思いますけれども。

そういった中である程度の段階になったときに、経済会いわゆる農協ですとか我々行政だとかが、どの程度お手伝いなりなんらかして広げていくことができるのか。

そういうことで、根幹になるのはやはり事業者なり生産者なりということからスタートするのだと思いますけれども、今お話ありましたように、当然、町としても大事なことなのだなど、我々がやらなければならないことについては当然協力をしていくことは、もちろんやぶさかではないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） ぜひ関係機関とも相談をしながら進めていただきたいというふうに思います。

それでは最後の4点目、目標とする経済効果、それから今後の取組みについてお尋ねをします。

生産者のご努力というものを数字にしたりするというのを私の立場からするとおこがましいかもしれませんが、やはり農業も産業の位置付けである以上、経済効果というものをどのくらいもたらすのか。

そういう視点で考える必要があると思いますし、そういう視点で考えた場合ある程度目標は徹底すべきだというふうにも考えます。

ここで申し上げる目標というのは、今はやりといいますか、費用対効果で事業仕分けをするということではなくて、地域内の食の利活用を数値的にその10年後、あるいは20年後どうしていくかということ考えていくべきだというふうに思います。

対象品目やメニューが定まらない中での販売見込み額、それから二次的、三次的な効果の把握は困難というような答弁、そして推定するまでは熟慮に達していないというふうにも答弁でおっしゃられていましたけれども、そこはぜひもう少し精査研究していただいて、幕別町がこういうものに対して、

こういう経済目標を立てていますというのを示していった方がいいのではないかなというふうにも思います。時代というのでしょうか、こぞって東京の都心の真ん中にアンテナショップなんか開店が次々しまして、食にちなんださまざまなものを販売している、そういう時代なものですからいろんなことにチャレンジをして地域経済の活性化に繋がるような施策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょうど私の子どもが幼稚園に通っているのですけれども、2学期は給食のお世話になっております。非常にありがたい町の取り組みでもあるというふうに思います。

また、JA札内さんが発行してくださっているのですけれども、食育に関するプリントも親子で見て、このことにも頭が下がる思いなのですけれども、こうした取り組みが10年後や20年後、花咲くときが必ずくるのだろうというふうに思います。

町の5期総の傘の元と言いますか、下の方にもいくらかそういった食に特化したような食の総合計画なるものを、総合計画中の食の教育だとか、アグリビジネスの創出といった観点も交えて準備してみてもどうかというふうにも思いました。

その辺最後にお尋ねします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ここにも書きましたけれども、農業に関してその経済効果がどのくらいかというのは、あまり出ていないというか、なかなか難しいのかなというふうな思いもしますけれども、よく出るのは十勝全体で総生産額がどのくらいあったとかというようなことは出ると思いますけれども、その農業のできたものが、市場に出てそれがどういう経済効果になるのか。

これはなかなか町内だけではということになると難しいのかな。

もっと十勝あるいは全道、全国的にいろいろ広がっていく訳でしょうし、逆に言うとほかから十勝への農産物も入ってくるということでしょうし、いろんな方法と言いますか手法があるのかもしれませんが、この辺はちょっと経済団体なんかとも協議検討して、また考えてみたいというふうに思いますけれども、いずれにしても幕別にとっても、十勝にとっても大事な基幹産業であることだけは変わりはない訳ですから、それらに向けて私どもも、また行政の立場から努力はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、16時15分まで休憩いたします。

(16:01 休憩)

(16:15 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 通告に基づきまして、空き教員住宅の有効活用について町の考え方を、お尋ねをいたします。

貧困率の上昇うんぬんが声高に叫ばれるなか景気の二番底が心配される昨今ではあります。

本町にあっても先の決算委員会で明らかになったように、年収200万円以下のワーキングプアいわゆる働く貧困層が約5割近くを占め、その割合は確実に拡大傾向にあると言われております。

こうした現状を踏まえたときに、人に優しい町づくりと行政の視点から、空き教員住宅をはじめ、職員住宅の有効活用を通して、町民の誰もが最低限度の生活がおくれるよう公営住宅の確保や、それに準ずる住宅の提供といった施策が強く求められているものと考えるところであります。

ご案内のとおり、町内には空き教員住宅、これは旭町の先ほど来話題に出ておりました旭町の職員住宅も含めますが、数多く見受けられます。

この傾向は、持家教職員の増加であるとか、あるいは通勤圏の拡大、そして生活様式や意識の変化等々を考慮すると、今後とも増えこそすれ減ることは考えにくいものと考えるところであります。

また、これらの住宅の中には、傷みも激しく、簡単に建物の内部に侵入できそうなものも見受けられ、危機管理の上からも心配があり、教員住宅の適正化が必要ではと考えるところでもあります。

そうした状況を踏まえる中で、一方では、町民の間からは、もったいない、ぜひ何とか入居できないか、あるいは不用心だ、等々の声が寄せられているところでもあります。

とりわけ高倍率の公営住宅の抽選からもれた低所得者の方々からは、何らかの救済措置を訴える声が先ほども申し上げ、聞かれるところであり、現下の厳しい経済状況の下で、先ほども申し上げたところですが、住宅に困窮している町民に対して適切かつ良好な住宅を提供していくことは、町づくりや定住促進の重要な施策の一つとなるものと考えられるものでもあります。

以下3点について、その考え方を伺います。

その1点目は、教員住宅の総戸数と入居状況をはじめ、現状と将来展望についてお尋ねをいたします。

その2つ目は、札内地区の公営住宅入居募集にあたっての平均倍率と空き室、空き住宅ともうしまししょうか、があるやに聞いておりますが、それはどういった事情からかお尋ねをいたします。

3点目、空き教員住宅の用途を廃止し、低所得者等を対象に広く町民に住宅を提供することはできないだろうか。

そんな3点について、お尋ねをいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問は、教育委員会と町にわたるものでありますが、質問内容の順番に沿いまして、答弁させていただきます。

「空き教員住宅の有効活用について」であります

本町の教員住宅は、教職員の勤労意欲と公務能率の向上を図ることなどを目的として、福利厚生制度の一環として、国庫補助制度あるいは教職員共済組合からの借り入れなどにより整備をしてまいりました。

ご質問の1点目、「教員住宅の現状と将来展望について」であります。

現在、管理しております教員住宅136戸のうち、入居戸数は95戸で入居率は69.9%となっており、全体の約3割にあたる41戸が空き室となっております。

また、入居戸数95戸のうち、教職員の入居戸数は68戸の71.6%で、残りの27戸には教職員以外の方に入居いただいております。

なお、本町の教職員総数237名の住宅状況を申し上げますと、教員住宅に入居している方が29.1%の68人で、71.3%の169人は、自宅あるいは民間のアパートなどに入居しているという状況であります。

入居状況を地区別に申し上げますと、幕別本町地区は総戸数28戸のうち16戸が入居し、入居率は57.1%、札内地区は総戸数62戸のうち39戸が入居し、入居率は62.9%、忠類地区は総戸数18戸のうち17戸が入居し、入居率は94.4%、その他の農村地区については、総戸数28戸のうち23戸が入居し、入居率は82.1%となっております。

次に、将来展望についてであります。斉藤議員のご質問にもありますように、持ち家率の向上をはじめ、道路環境の整備に伴う通勤圏の拡大や昨今の生活スタイルの変化などに鑑みますと、教員住宅に入居される教職員の数は、減少傾向にあるものと認識しており、教育委員会といたしましては、今後老朽化した教員住宅については用途廃止なども含め、管理すべき住宅戸数の適正化を進めてまいりたいと考えております。

以上で、斉藤議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 引き続き私の方から斉藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「札内地区公営住宅の平均倍率と空き室について」であります。

公営住宅や特定公共賃貸住宅といった公的賃貸住宅につきましては、現在、町として862戸の住宅を管理しているところであります。

この中には老朽化が進んでいるものや相当の維持修繕を必要とするものなどがありますことから、平成20年3月に「幕別町公営住宅ストック総合計画」を策定し、建て替えや全面的改善、いわゆるリフォームなどにより、これらの住宅について計画的に活用していくこととしているところであります。

ご質問の「札内地区の公営住宅の平均倍率」についてであります。平成16年度が7.7倍、平成17年度が7.3倍、以降6.4倍、5.0倍、5.8倍、そして今年度につきましては今までのところ4.0倍ほどになっているところであります。

続きまして、「公営住宅の空き室について」のご質問であります。札内地区の公営住宅につきましては、現在、春日東団地が3戸、泉町東団地が2戸、あかしや南団地が8戸、合わせて13戸を空き住宅としているところであり、この内3戸については、現在進めている桂町東団地の全面的改善事業の入居者の仮移転先として利用しており、それ以外の空いている住宅につきましては、桂町東団地の後に計画しておりますあかしや南団地の全面的改善事業が円滑に行えるよう、いわゆる政策空き家としているところであります。

ご質問の3点目、「低所得者等を対象とした提供について」であります。

ご承知のとおり、町の公営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供するものとして公営住宅ストック総合活用計画に基づき、これまで整備を図ってきているところであります。

先ほど教育長から、教員住宅に入居する教職員は減少傾向にあるため、用途廃止なども含め住宅戸数の適正化に努めてまいりたいとのとの答弁があったところでありますが、現在空いている教員住宅としての用途を廃止し、町民に提供することについては、建築年数もかなり経過し傷みも激しく、入居可能とするには相当な費用を要すること、また、公営住宅としては、只今も申し上げましたように、計画的に整備を図っていることもあり、現状としては難しいものがあるのかなというふうには思っております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 最初に1点目の教員住宅の現状と将来展望というところで、お尋ねをしたいというふうに思っておりますが、どれだけ幕別町として教員住宅を確保すれば、だいたい先生方の需要に応えられるというふうに押さえておられるか、それをお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 現在の入居状況、それから将来的展望に立ちますとおおよそ100戸程度あれば十分かというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） おおよそ100戸ということになると、相当の空き、教員住宅が現状であればできることになるというふうに思いますが、ある程度わずかな手直し、かなり私の旭町、住んでいる旭町なんかでも二種類ありまして、比較的まだまだ使用に耐えうるなというふうに見えるものと、それからかなり老朽化して、先ほど言ったようにひどい傷みだな、これは非常に耐えられないなというようなものが二種類があるやに思うのです。

そこで、これはブロックできている職員住宅ありますよね旭町に、最近教員住宅については、取壊しが始まった。

そうすると、また周りの人からいろんな声が、先ほど前川議員がおっしゃられていたとおり、いろんな声が実は寄せられて、中には先ほど言いましたけど、もったいないよね、できれば住みたいよね、やっとなんかの状況の中で、民間のあれに入っている人でもそういった声も聞かれた。

私は、そういう傷みのあれもあるから、一概には言えないけれども、いずれにしましても、わずか

な手直しか、程々のお金を掛ければ用途変更に耐えると考えられる住宅は、いったいどの位あるのか。
教員住宅。

そのことをまずお伺いたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） これは住宅を見られてそれぞれの感覚がありましようから、どの程度と言われましても非常にお答しづらい訳ですけれども、少なくとも、少なくとも全部使用しようとするれば、お金の問題は別としまして、これは掛ければそれだけ使えるということにはなるのだろうとは思っています。

現状のままでいきますと、これには入れるという人もおりましようし、これは何とも言えませんが、少なくとも使用に耐えられないという状況にあるのは、10戸程度ではないかなというふうに思います。今の現在の総戸数の中でです。

以上です。

○議長（古川 稔） 齊藤喜志雄議員。

○3番（齊藤喜志雄） そうすると、それぞれ町民の住宅事情のニーズに応じて、それなりに手を掛ければ相当数の戸数が確保できるというふうに考えてよろしいですね。

そう受け止めまして、それでは次の質問に移らせていただきたいというふうに思いますが、2番目の札内地区の公営住宅の平均倍率と、それから空き室について。

私は、今言いましたように例えば教員住宅がほどほどに、それも長期に渡って住まなくても建て替え等々での先ほど政策空き室と言った。

そういうことであれば、わずかな手を掛けてでも使用に耐えうるということが可能なのではないか。

そこを含めて、公営住宅には先ほど、この答えを見るとあれですね、公営住宅の位置付けは極めて難しいという話なのですね。

これもうちちょっと詳しく聞かしていただけませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然ながら教員住宅を建設する、公営住宅を建設する、根拠となりますのは公営住宅法でありまして、教員住宅の場合は概ね教職員共済住宅の建設が多い訳ですから、それぞれ目的も違いますし、建設手法も違う。

そういったことから公営住宅は公営住宅として、建設計画を重ねながら今日まできているのが、実情であります。

たまたま教員住宅が空いたから、それではその教員住宅を公営住宅として活用できるかとなると、そうは現実にはならない。

ここで言えることは、今までの教育財産であった教員住宅を廃止して、用途廃止をして、いわゆる一般財産に繰り替える。

繰り替えたとしても、公営住宅という位置付けにはなりませんから、あえて言えば町営住宅というような名前になるのかもしれませんが、その可能性はあるというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤喜志雄議員。

○3番（齊藤喜志雄） 町営住宅としての位置付けは、ある程度可能であるというふうに、公営住宅はこれ先にも示された何かマスタープランというのがあって、何か難しいものがありますよね。

分かりました。

それで、だとすれば私はその教員住宅が先ほど聞きましたらもう、いわゆる目的外というか、あれから外しても何ら法的にというかは心配ないという話ですから、とすれば要するに町営住宅、ごめんなさい、普通財産というのかな、あれ一般財産というのでしょうか、教育委員会から移管することは可能ですよね。

可能ですよね。

それに引っ掛かるものというのはほとんど無い。

おそらく新しい管理職住宅が若干引っ掛かるのかな、とは思いますが、それ以外はもう引っ掛からないとこういう訳ですから、だとすれば、そこの辺りでいわゆる町営住宅としての位置付けを意図されて、先ほど来申し上げているとおり、非常に年収が200万円以下という生活困窮、住宅困窮の方々がいっぱいいらっしゃる。

そういったところ、あるいはその抽選に外れた方、抽選に外れた方にそういった方々に提供していくという、いわゆる施策がとれないものか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、それぞれの目的を持って建てられた住宅でありますから、今までも教員住宅が空いたからと言って、それでは普通財産にして一般の住民を公募して、そこに入居させるというような手法は当然としてはおりませんでした。

これは当然のことなのですけれども、ただこのように教員住宅がどんどん空いてきて必要がなくなってきたときに、どうかという問題は確かにある訳であります。

例えば、今内部でも話しているのは、先ほど申し上げましたように政策空き家を必要とするのですけれども、その政策空き家を今公営住宅に求めている訳です。

あえて公営住宅を空き家にしている。

その部分は埋めて、教員住宅を政策空き家の代替えに使うことは可能なのか。

そういったことは、ある程度あると思うのですけれども、いわゆる教員住宅を全部普通財産に落として、それを町営住宅として空いているところを公募して入れていくこと事態は、私はやはりちょっと問題があるのかなというふうに思いますし、全てが今おっしゃったように、そのことによって埋まることにもなりませんし、逆を言うと札内の青葉町辺りの住宅なんかはかなり老朽化して、逆に旭町も含めて解体して行って、いわゆる更地で何らかの利用が考えることがいいのではないかとということもありますし。

それと、先ほど札内が4.0倍と言いましたけれども、幕別方面へ行きますと1を切っている状況でありますし、札内の4倍も年々今下がっていますのと、これは言い方ちょっと悪いかもしれませんが、どうしても新しい住宅への申し込みが殺到する訳でありまして、ですから古い住宅が空いていると言となかなかそこには申し込みが来ないというような住宅ですから、状況ですから、本当にそういったことで、教員住宅寒かったり古い部分で本当に入るかどうかという問題はもちろんありますけれども、それはさて置いても、今の段階では、まずはそういった空いている教員住宅を政策空き家にどうか、あるいは今言ったように今後の見通しをする中では、ある程度処分できるものは処分していくという手法は今後も考えていかなければならないのかなという、そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 齊藤喜志雄議員。

○3番（齊藤喜志雄） 町長のお話の中にありましたので、あれなのですが、私は次の段階として考えたのは、要するに政策空き家が、空き室があるよということが、応募した本当に困っている低所得で困っている人たちの応募してきた人たちから見れば、そこが空いているというのは、これはやはりかなりこの思いの中での逆なですのような状況が、表現適切でないかもしれないけども、どうしてもとにかく入りたいという人たち、それからおそらくそういう意味では、本当に期間限られている訳ですから、民間企業でいっぱいありますよ札内に民間企業、民間の住宅が空いていますよ。

だから、民間住宅を借り上げてそしてそういう本当に困っている人たちに提供していくということが、いわゆる目的外使用うんぬん何とかということとは別にしても、その施策として何戸か確保していくことはできないか。

例えば今ここで、13戸でしたか14戸でしたか、13戸ですか、13戸ある。

取分け札内地区の中で、例えば13戸くらいの教員住宅をそうやってという形で使用して行って、空いているところ、住宅に困っているからみんな応募してきている、もちろん所得制限があっているような入居があることも百も承知ですが、その中で入れてあげる、入れてあげる。

そうすると4倍なんて言わないで、もっともっと下がるのかなという、倍率が下がるのかな、で一

定程度町民のニーズに応えることができるのではないかな。

ずっと長い間住めというのは大変だけれども、だからそんなことも含めて、町長のお話の中で、今後その分も検討していくというお話なので、ぜひその辺りはあれしてほしいものだなということを考えている。

これおそらく、長くなってごめんなさい。

家賃の未収入の状況から考えると、新しくなっていって住みよい住環境をというところは大変結構だし、町民にとってもあれかもしれないけれども、本当にこうやってその年収200万円以下のような人たちがあれるということになったら、住みよい環境も去ることながら、安いことがまた条件になってくるのです。

そうすると、立派になっていたら家賃というのは上がらないのですか。

上がりますよね。

そうすると、私はそういう本当に困っている人たちに、応えていってあげるという観点から言っても、空き室というのは、政策空き室というのは、なかなか入居希望している方にとっては理解が得られないところではないか、そんな声が私どものところへも強く寄せられているということで、先ほど来申し上げているのですが、今一度、力強いお話をいただければと思いますがいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段にお話ありました民間の賃貸住宅を借上げる、この手法については今国の何かでも認められておまして、地域の住宅交付金の対象にもなるというようなこと言われておりますので、今内部では検討しているところであります。

例えば、13戸の今の政策空き家を解消しようとするれば、札内で言えば桂町の中学校の前と言いますか神社の前のところに、今何戸だか、6戸だか4戸だか空いている。

それを政策に4戸なり6戸充てる。

そしてさらに何戸かを民間から借りる。

あるいはもっと行けば、先ほど言ったように、青葉の方の住宅なんかでも空いている部分はあるのですけれども、そういったことを含めながら、いわゆる政策空き家を公営住宅でなく、それ以外に求めることによって、そういったことの解消は可能だというようなこともありますので、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） そういう意味で3番目は、いわゆる低所得者等々ということであれいたしました。

提供ができないものかな、法等いろいろあるのでしょうか。

そんなことを含めて、町営住宅化も含めて、比較的いい住宅については、さらにそこから弾けた人たちの救済も含めて緊急措置として、それこそ政策としてやっていただきたいものだとすることを強く要望しながら、財政再建も大変でしょうけれども、ぜひそうやった生活困窮者に対する生活支援という観点からの住宅施策について要望し質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

（16：42 延会）

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成21年第4回幕別町議会定例会
(平成21年12月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

10番 前川 敏春 11番 中野 敏勝 12番 乾 邦廣
(諸般の報告)

日程第2 一般質問

日程第3 町道の路線認定について

日程第4 町道の路線廃止及び変更について

日程第5 平成21年度幕別町一般会計補正予算(第6号)

日程第6 平成21年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第7 平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第8 平成21年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第9 平成21年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

日程第10 平成21年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第2号)

日程第11 平成21年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)

日程第12 平成21年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)

会議録

平成21年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年12月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
札内支所長 久保雅昭 総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 長谷 繁 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 所 拓行 福 祉 課 長 横山義嗣
商工観光課長 八代芳雄 こ ども 課 長 森 範康
税 務 課 長 姉崎二三男 町 民 課 長 川瀬俊彦
農 林 課 長 菅野勇次 土 地 改 良 課 長 湯佐茂雄
経 済 部 参 事 飛田 栄 学 校 教 育 課 長 伊藤博明
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 野坂正美
経 済 建 設 課 長 細澤正典
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10番 前川 敏春 11番 中野 敏勝 12番 乾 邦廣

議事の経過

(平成21年12月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

○議長（古川 稔） 最初に、牧野茂敏議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 通告に従いまして質問いたしたいと思えます。

冷湿害対策と今後の農業施策についてであります。

最初に、冷湿害対策について伺います。

去る、10月に開催された第3回臨時議会、更には今定例議会において、町長からの行政報告にもあったとおり、本年の農作物の生育状況については、6月中旬から7月にかけての低温や多雨、日照不足により地域や圃場にばらつきはあるものの、全般的に冷湿害の影響を受け、町全体では15億円程度の被害が生じているとのこととあります。

このため、10月に関係機関による幕別町冷湿害対策本部を立ち上げ、農業者が安心して来年の営農に専念できるような支援を講じていくとのこととありました。

そこで、冷湿害対策本部においてどのような協議が行われ、町として今後どのような対策を講じていく考えがあるか伺います。

次に、今後の農業施策について伺います。

1点目は、政権交代に伴い現在の水田畑作経営所得安定対策制度から、個別所得保障制度へと国の政策が転換されようとしております。

平成22年度においては米のモデル事業が実施され、平成23年度からは畑作物について戸別所得補償制度が実施されるとの報道もあります。

現在においては不明な点も多くありますが、新制度実施に向け町としてどのような対応が取られるかお伺いいたします。

2点目は、農地改革の一環として農業経営基盤強化促進法が改正され、12月には改正法が施行されると聞いております。

改正法では、市町村の農地保有合理化作業がなくなり、新たに農地利用集積円滑化事業が創設されます。

現在、幕別町においては農業振興公社により、農地保有合理化作業が実施され、公社が保有する農

地は1,600ヘクタールにも及んでおりますが、法改正の基、農地の流動化についてはどのように進められていくのかお伺いいたします。

3点目は、来年度以降の町単独施策のあり方について伺います。

現在、町の単独事業としては、ふるさと土づくり支援事業、農業用廃棄物再生処理対策事業、畜産緊急支援対策事業の3事業が大きな柱となっており、本町の農業振興に大いに寄与していると思われま

す。それで、これらの施策について今後どのような考え方で進められるかをお伺いいたしたいと思いま

す。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

冷湿害対策と今後の農業施策についてであります。

本年の農作物の作況につきましては、先の行政報告において申し上げましたとおり、また今、牧野議員のご質問の要旨にありましたように、6月中旬から7月にかけての低温や記録的な多雨により、地域あるいは圃場によって格差はありますが、農作物全般にわたって被害を受けており、大幅な減収を免れない状況になっておりますことは誠に残念でなりません。

先般、北海道が発表いたしました十勝管内の農業被害見込み額は、約168億円で特に東部や北部の被害が目立っており、本町においても15億円程度の被害になると見込まれ、平成8年の低温以来の被害となっております。

そうしたことから、町といたしましても、ゆとりみらい21推進協議会など関係機関と連携を密にしながら、営農指導の強化や情報の共有化を図ってきたところであり、さらに10月16日には農業関係機関団体で組織いたします幕別町冷湿害対策本部を設置し、今後の対応等について協議を行ったところ

であります。ご質問の1点目、冷湿害対策本部における協議内容と今後の対策についてであります。対策本部での協議内容につきましては、作況や被害状況、あるいは国や北海道の対応状況などの情報交換を行い、共通認識に立った上で、今後の対応に関して協議を行ったもので、具体的な対策については、1つにはゆとりみらい21推進協議会の地域農業政策専門部会が、被害の実態や農業者の要望を踏まえながら検討して行くこと。

2つ目には、その際に本部の構成団体の合意が必要なものや、財政負担を伴うものなど重要な案件は対策本部に諮り決定していくこと、さらに3つ目には、来年の作付けに向けた緊急的な対策として、農用地排水改善対策事業を追加的に実施することを協議確認したところでありま

す。なお、農用地排水改善対策事業の実施状況といたしましては、先に報告させていただきましたとおり、暗渠35戸13ヘクタール、明渠19戸3,800メートルの追加的整備がなされているところであります。

今後につきましては、金融対策として被害に遭われた農業者の方々が災害対策資金を借り入れた場合に対する利子補給を、ゆとりみらい21推進協議会で検討中であり、協議がまとまり次第、対策本部の決定を経て、できるだけ早い段階で農業者の皆さんにお知らせするよう考えているところであります。

また、北海道におきましても被害を受けた農業者が、日本政策金融公庫や農協系統組織等から災害対応資金を借り入れた場合に利子助成措置を行う冷湿害等農業経営維持資金利子補給費補助金、あるいは越冬用粗飼料が不足する地域への輸送費などに対する助成措置である飼料確保対策費補助金を先般、第4回道議会定例会に提案し可決されたところであります。

これら北海道の対策につきましては、現段階では具体的な実施要領が示されておりませんが、事業内容が明らかになり次第、対策本部で検討の上、可能な限り取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、新制度実施に向けた町の対応についてであります。

戸別所得補償制度実施については、ご質問の要旨にありますように今回の政権交代に伴い、農業の

基本政策である水田畑作経営所得安定制度が戸別所得補償制度へと転換されようとしており、私といたしましてもより良い制度になるよう期待する一方で、不安な部分もあり、農業者の皆さんにおかれましても同様ではないかと推察いたしております。

戸別所得補償制度への移行スケジュールといたしまして、国は平成22年度に米についての全国規模でのモデル事業を行い、平成23年度には畑作を含めた戸別所得補償制度の本格導入を検討しているようではありますが、ここにきて国家戦略室や財務省がモデル事業の予算の圧縮を求めるなど、政府内での調整が難航することも予想され、制度の内容のみならず全体のスケジュールについてもなお不透明な状況にあります。

こうした状況の中、北海道は食料自給率の向上に取り組む農業者の所得が安定的に確保される施策とすること、農業者の努力が反映され地域の主体性が活かされる制度とすることなど、7項目の考え方を盛り込んだ要請を北海道選出国會議員や農林水産大臣に対して行っているところであります。

本町といたしましても、先般行われました新制度に関する北海道農政事務所との意見交換会の際には、生産者の努力が報われるような制度設計を行うことなど、北海道と同様の要請を行ったところであり、今後においても農業者の方々が意欲と希望を持って農業に取り組める制度となるよう、町村会を通じ強く働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、農地の流動化についてであります。現行、農業経営基盤強化促進法に基づく農地流動化対策につきましては、幕別町農業振興公社が農地保有合理化法人となりまして、平成14年10月から実施してきているところであります。

近年、世界的な食料事情が変化していく中、国内の食料供給力の強化、さらには食料自給率向上の必要性に伴い、農地を農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から、農林水産省が平成20年12月に示した農地改革プランに基づきまして、農地法や農業経営基盤強化促進法など関係法令が改正され、この12月15日に施行されることとなっております。

ご質問にありますように、改正農業経営基盤強化促進法では市町村段階で行われている農地保有合理化事業が廃止となり、新たに効率的かつ安定的な農業経営が行われるよう、農用地の利用集積の円滑化を図ることを目的として、市町村または農業協同組合、もしくは市町村公社が事業主体となり実施することになります農地利用集積円滑化事業が創設されました。

円滑化事業の概要といたしましては、現行の保有合理化事業で行われている農地売買等事業、及び研修事業に加え、農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理として農用地の売渡し、または貸付等を行う、農地所有者代理事業の3事業で構成されることとなりました。

農業振興公社は、近い将来、急速に進むであろう農業者の高齢化や、離農に伴う農地を円滑に担い手に集積することを第一の目的として平成14年に設立されましたが、今回の農地改革の柱である改正農地法におきましては、小作地の保有面積制限と標準小作料が廃止され、このことにより担い手への利用集積が円滑に進められるかどうかといった懸念も生じております。

しかしながら、農業振興公社が中間保有することでの安心感や、町内4農協の垣根を越えた利用調整が図られることなど、新たな事業が創設されたとしても、引き続き果たすべき役割は大きいことから、農業振興公社が主体となって円滑化事業に取り組むことを前提に、今後出資団体であります4農協と4農協の意向をお聞きしながら農地流動化の進め方について結論を見出してまいりたいと考えているところであります。

なお、円滑化事業の実施時期につきましては、改正法施行後において北海道の基本方針や、町の基本構想の変更が行われたあと、事業規定の承認を受けることとなりますことから、来年の8月、もしくは9月頃からの事業実施になるものと考えております。

それまでの間につきましては、現行の保有合理化事業を農業振興公社が実施していくこととなります。

ご質問の4点目、今後の町単独農業施策のあり方についてであります。

まず1つ目の、ふるさと土づくり支援事業についてであります。本事業は土地生産性の向上によ

る安定的な農業経営を確立することを目的として、堆肥の購入や切り返し、あるいは緑肥作物の種子購入に対して助成を行っているものであり、近年、国や北海道が推し進めている環境に優しい農業や食の安全安心の理念にも合致した重要な施策であると考えております。

また、合併当初から平成20年度までは合併前の経過から、幕別地域では堆肥購入、忠類地域は緑肥作物の種子購入というように、補助対象となるものが異なっていたことから全体的な見直しを行い、本年度からは限度額の範囲内で堆肥と緑肥種子の両方を選択できるよう制度の統一を図ったところであります。

町の単独施策については、過去からの経過や時代背景、あるいは事業効果や財政状況などを総合的に勘案しながら取捨選択していかねばならないものと考えておりますが、本事業につきましては先ほど申し上げましたように重要な施策と認識いたしており、当面は継続してまいりたいと考えております。

次に2つ目の農業用廃棄物再生処理対策事業についてであります。

本事業については、廃棄物処理法の改正に伴い農業生産の過程で生じた廃プラスチックを適正に再生処理する必要性が生じたことから、農協等関係機関との協議のもと、その処理経費の一部を助成すべく奨励的に始めた事業であり、平成13年の事業開始から9年を経過いたしております。

総体の処理量も年々増加し、近年は480トン程度の廃プラスチックを安定的に処理しているところであり、生産者の方の廃プラスチック処理に対する意識も定着し、事業効果としては一定の成果が得られたものと考えております。

また、事業活動に伴う廃プラスチックなどの産業廃棄物の処理経費は、事業主が本来負担するものであること、平成16年には家庭系の一般ゴミを有料化したことなど、廃棄物に関わる状況は大きく様変わりしている実態にありますことから、本事業のあり方についても検討する時期にあるものと認識しており、廃止を前提に、今後ゆとりみらい21推進協議会など、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の畜産緊急支援対策事業についてであります。

畜産緊急支援対策事業につきましては、飲料乳の需要低迷や輸入品との競合による畜産物価格の低下、あるいは飼料価格の高騰による経営コストの大幅な上昇などの要因により、酪農、畜産を取巻く環境がかつてないほど厳しい状況になっていることから、平成20年度より開始したものであります。事業内容といたしましては、生乳増産のための乳用牛の導入及び保留に係る農協資金の借入れに対して利子補給を行う、生乳生産基盤確保支援資金利子補給費補助事業、生乳増産による育成牛の増加に伴う受け入れ支援などを目的とした町営牧場入牧料の減額措置、輸入穀物に依存せず自給飼料に立脚した経営に転換するため、飼料用とうもろこしの作付けの維持拡大を目的に、種子代の助成を行う自給飼料基盤強化対策事業の3事業を平成20年度から、さらには中期的な後継牛確保対策として雌雄判別精液購入助成事業を平成21年度から実施しているところであります。

これら畜産緊急支援対策事業は、緊急支援という観点から期限を定めて実施しており、平成20年度から実施しております3つの事業につきましては、本年度がその最終年限となっておりますことから、今後の施策も含め、総体的な畜産振興施策をゆとりみらい21推進協議会の畜産振興対策部会において、現在協議検討しているところであります。

現在の畜産を取り巻く状況は、飼料価格は若干低下したものの、肉用牛においては輸入畜産物との競合や経済の悪化による消費の減少による市場価格の低迷、乳用牛における飲用乳需要の減による減産生産調整が懸念されております。

また、家畜糞尿の利活用や耕種農家における飼料作物の作付け拡大など、畜産農家と耕種農家の連携に関する課題、さらには、家畜伝染病の発生が依然として減少していない中であって、伝染病感染により農業経営が大きなダメージを受けることなどが課題となっております。

これらの状況から、専門部会においては肉用牛経営に対する施策や、耕種農家と畜産農家との連携を図る施策、さらには、家畜伝染病が経営に与える影響を最小限に抑えるための施策などを検討している

ところであります。

いずれにいたしましても、近々専門部会での協議も終える予定であり、新たに構築する施策、あるいは終了する施策など、新年度予算に適切に反映するよう考えております。

目まぐるしく移り行く社会経済情勢の中にあつて、本町の基幹産業であります農業を守っていくことは、私にとっても大変大事な責務だと考えております。

今後もさらに意を用いてまいりたいと考えております。

以上で、牧野議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） それでは、再質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、冷湿害対策についてであります。本町の被害額が15億円程度ということでございますが、大まかで結構なのですが、これは多分耕種部門だけかなと思ひますが、内訳はどのくらいになっているのかお伺いしたいのと、また酪農関係の被害については特別なつたのか、その2点についてちょっとお伺いしたいです。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 本町におけます被害、作目ごとの被害状況ということでございますけれども、大きく言ひますと、小麦関係につきましては2億8,000万円程度、馬鈴薯関係、馬鈴薯については4億4,000万程度、さらにビートにつきましては1億7,000万程度、野菜類、合計になりますけれども5億程度といった状況になっております。

酪農につきましては、被害はほとんど無いというような状況です。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 15億の内訳はわかりました。

それで、平成8年も低温被害でたわけですけども、ちなみにこのときの被害額というのはいくらくらいでしょうか。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 平成8年のときの低温による被害の状況ですけども、24億円程度の被害となっております。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 平成8年度に比べると被害が少ないというようなことなつたんですけども、報道なんかで見ますと15億と言ひますが、共済金あるいは今ある固定払い制度、これで8割から9割くらい農家収入補填されるのではないかというようなお話もあるんですけども、その辺はどう考えておられますか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 共済制度の関係であります。

小麦につきましては基本的100%、100%と言ひますか加入率が100%で補填が9割という形になっております。

それと畑作共済につきましては、作目ごとに違つておりまして馬鈴薯であれば9割、馬鈴薯大豆が9割、小豆が7割、インゲンも7割、甜菜9割、その他野菜関係につきましてはスイートコーン、玉葱、南瓜が8割という状況であります。

すみません、今は補填割合のことです。

加入率につきましては、馬鈴薯でこれは総体でちょっと申し上げますけども、総体で82%が加入をしているというような状況であります。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） ちょっと質問があつたんですけども、これが入ることで80%90%の収入が確保されるかどうかというような話をお聞きします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 共済につきましてはですね、入っていない作物もあります。

それで加入をしていますが、まだ補填、被害状況が確定していない、補填が確定していないというものもありますので、全体的で何割ということは今の段階では申し上げられません。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 共済金とそれから固定払い、これが今年の場合はかなり農家の収入減となってくるようなことになると思います。

被害状況、あるいはについては、だいたい大まかにつかめたところであります。

今年の場合、特に排水不良地、あるいは地域間格差、そういったことでばらつきが相当多いと思われる。

それで、本町の基盤整備についてお伺いしたいのですが、現在、道営畑総を4カ所でやられていると思いますけども、今後の方策について特に基盤整備をきちんとされている畑地は、今年のような年でもかなり収入が、収益が上がっているということもあります。

本町の場合は基盤整備年次でやられているわけなのですが、今やっているとこと合わせて今後どのような進め方をして基盤整備をやられていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 畑総等の基盤整備につきましては、まず地域受益者の方のまとまりがあって、この地域について取組んでいきたいという期成会というものができるまで、その意向を受けまして道にそれをお伝えするという段取りになっております。

そこでまず、町としましては来年度はそういう意向が有るか、無いかといったことを調査してまいりたいなと思っておりますので、現在のところはそういう意向を示されているのは南幕別地区1カ所です。それを全町に渡って調査してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 期成会をつくっていただいて、基盤整備、明渠、暗渠、その他ということになるのでしょうか、町の方から働きかけをしないとなかなか期成会というのはこれできづらいというのは間違えないところであります。

それで、その大きな期成会の中に入れるところはいいのですが、うまく期成会の中に少し離れた人も期成会に入るとか、そういうような働きかけをしていただいて、戸別に少しずつ暗渠、明渠などをやってもこれは効果は大変薄いとも思っております。

それに、道営畑総のような補助事業がつかないと、農家はとてもできないというような経済的な面もありますし、また、畑総事業なんかが入りますとある意味では公共事業ですから、雇用の創出にもなりますし、そういった二面からも町の方の働きかけとして、やるのかやらないのかというお金がついて回ることで、そういう面もありますけども、こういうような年があるものですから基盤整備だけは農家の皆さんにも周知していただいて、やっていただけるように働きかけをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 基盤整備事業は、私どもも農業を営まれる皆さんにとっては一番大事なことのだろうということで、ずっと整備事業を続けてきました。

特に北海道なんかも力を入れて、ご案内のようにパワーアップ事業なんかも取り入れて、今まで農家の負担を減らしながら事業を進めてきたという経緯があります。

今回、パワーアップも終わるわけですが、その後の対策はまだ道の方からは出されていない。

そうすると、農業者の方の負担ということも出てくるわけですが、ただそれぞれの地域がまとまって一定以上の面積を確保しなければならないといったときに、私どもが直接その地域に入って、あなたも入りなさい、あなたも入りなさいというように行くとなかなかまた難しい問題があるのかなと、やはりできればその地域の皆さんが協力し合い、あるいは理解し合う中で、組合あるいは期成会をつくっていただいて、こういう計画の中で進めたいとそれを持って我々が、期成会と道との間に入

って調整をしていくというのが、今の町の現実的な役割ということでありまして、その辺は協力する、あるいは協議に参加しないというわけではなくて、まずは地元でいろいろな面での期成会設立に向けての協議を進めていただけるのが有りがたいのかなと、そういう思いではあります。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） わかりました。

期成会をつくりながら、それはそれで進めていかなければならないということになります。

それと、現在やられている畑総なのですが、これは灌漑排水事業が事業仕分けの中で縮減されているということもありますけども、これは道の畑総事業とは関連しないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 確かに灌漑排水は仕分け対象になっておりますけども、本町においても実はその事業はやられてきましたが、本町区域内の灌漑排水については既に終わっておりますので影響はございません。

道営事業につきましては対象外でありますのでこれも影響はありません。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） はい、わかりました。

それでは、冷湿害対策については終わらせていただきまして、次の戸別補償制度についてであります。

これはまだ詳細が決定していないというようなことで、農家自体も大変不安を持っているとこののですが、これは本町の昨年、一昨年ですか農業基本計画、これつくられましたけども、これから戸別補償等入ってくると、かなり見直して進めなければならないと思うわけですけども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 計画上では、直接その国の今の水田畑作経営所得安定対策から戸別補償に移ったとしても内容が変わるものではないというふうに捉えておりますので、今のところ見直しというものは考えておりません。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） この対策でありますけども、恐らく畑作は23年度から、どれくらいやられるのかというのは私どもちょっと分かりかねるわけですけども、いずれにしても今の制度より良くなるものでなければならないと私ども思っております。

新聞報道なんか書いてありますと、財務省は自治体や生産者にも負担を求めたらいいのではないかと、そんな話も出ているわけですけども、これは当然国がやらなければならないことを、自治体に求めたり、生産者に求めるというのはおかしい話だと思います。

これから窓口が農協はあまり通さなくて、個人にというようなお話もあるのですが、個人になりますと自治体あたりは大変な負担がまた生じてくると思います。

先の見えない話なので予想で申し訳ないのですが、こういったことがポンポンポン出てくるというのは、いかがなものかなと思うわけなのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先般、11月の上京した際、十勝町村会上京した際にこの話も出まして、今その国がやろうとしている戸別所得補償を始め、いろんな農業施策を農協を外して直接自治体をそうして農家へということは、自治体としてはとても受けられるものではないと、特に北海道の場合、自治体と農協、農業者と農協との関わりというのは非常に強いものがあって、それらを農協を無視するような施策で、手法で施策を進めることはまず不可能だと、そういう申し入れを私どもさせていただきました。

将来は別にしても、今すぐそういうことが可能だということを考えること自体が私はちょっと無理があるのではないかとこのように思いますけども、なかなか政治の世界ですから我々の分からない部

分があるのかもしれませんが、我々としてはあくまでもやはり農協を間に入れた中での施策を推進していく、そのことをこれからも強く求めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 戸別補償制度にはこれからということもありますので、この辺にしておきたいと
思います。

次の農地の流動化についてでありますけども、この答弁書の中で改正農地法については、小作地の保有面積制限、標準小作料が廃止されるというこの2点が上がっていますけども、この辺については内容はどのような話なのでしょう。

○議長（古川 稔） 経済部参事。

○経済部参事（飛田 栄） 小作地の保有面積制限の廃止、それから標準小作料が廃止、これは農地法の改正の方で、廃止をされるということになったわけでございますけれど、これについてはご承知のとおり都道府県各市町村ごとに一定の小作地を持つことを制限したものでありまして、これについては廃止をされ、広く農地を利用できる方には利用していただくということが国の方の狙いかなというふうに思っております。

それから、標準小作料が廃止をされるわけですが、これにつきましては農業委員会の方で、標準的な場所を設定して、基準額を設定しておく、それを今後そういった方々の参考資料として情報提供していくというふうになっております。

以上です。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 内容ちょっとお聞きしたわけですが、この農地法の改正によって、事業の実施が法改正以降で9月からというようなお話になっております。

農業振興公社がやっている事業が、これからも継続できるのかどうかというお話なのですが、この辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 農地法というよりは経営基盤許可法の改正に係わるものでありますけども、この法律に基づきまして現在、農業振興公社については農地の売買等事業、研修事業を行っている状況にあります。

これが法の改正によりまして、この事業のほかに、農地所有者代理事業が加わりまして、これについても公社ができる事業であります。

ただ主体が、その実施主体が公社でもいいですし、JAでもいいですし、市町村でもいいということになっておりますので、公社が従前どおりこういった事業を進めることが良いのかどうかということについての出資団体との合意が必要になってくるというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 今までどおりのように農業振興公社がやっていただけるのが一番スムーズに行くのかなと思うわけですが、各農協等々の意見を聞いていただいて、是非このまま進めていただければいいかなとそんなふうに思っております。

それでは4番目の町単独の農業施策についてお伺いしたいと思います。

単独事業3つあるわけですが、最初にふるさと土づくり支援事業、これは20年度は800万の予算計上でしたけども、今年は倍増して1,600万と大変土づくりに力を入れてやっていると、大変有りがたいことだなと思っております。

この1,600万なのですけども、今現在でどれくらいの需要額がありますか。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 平成21年度の状況でございますけども、1,600万の予算額に対しまして1,535万ほどになってございます。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） それだけ需要があるということは、大変政策としては良い政策をされたのかなとそんなふうに思っております。

これを継続というようなお話でございますので、是非、予算規模はそれぞれ予算の中で決めていただくわけですが、需要に見合ったような予算額を上げていただきたいと思っております。

2つ目の廃プラについてでありますけれども、これは先ほどの答弁では廃止を前提としたというようなお話になっておりますが、環境対策としての役目は終わったのかなと、そんな意味合いがあると思っております。

ただ、補助政策としてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 廃プラの関係で今ちょっと管内的な状況も調べてみますと、これいろいろ町と農協が助成して農家の負担が半分になっているとか、3分の1になっているとか、あるいは4つ5つの町村は全く助成が無いので全てが農業者の負担であるとか、そういう状況がいろいろあるわけですが、先ほど申し上げましたのはこの最初の頃から見ますと、一般の家庭のごみも有料化だと、商業者の皆さんが出す廃棄物もそのまた自己負担だと、そういった状況からすると、農業者の皆さんもそれなりの理解は得られるような状況にもなってきているのではないかと、そういうような思いもしておりますし、今申し上げましたように、幕別町の場合は幕別町4分の1、JA4分の1、個人2分の1という状況ですから、これは相手もありますことですから、今その21推進協議会の中でいろいろ協議をしているのですけれども、一定の役割を果たしたのかなという思いをしているのが現状であります。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 農林予算全体の中で、廃プラについても考えていただければと思います。

次の畜産緊急支援対策事業でありますけれども、入牧料の特例措置と飼料の種子購入料の助成と、この2つについてはかなり時限ということは分かってお話しするわけですが、切れるということで、この2つの事業については、かなり農家の皆さんも農協あたりからも、是非継続して欲しいというふうなお話があるわけでありまして。

今、検討されているということなのですが、もう少し踏み込んだお話をさせていただければと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁で申し上げましたように、あくまでも緊急支援ということでこの助成事業を立ち上げたのは、一応2年を目処ということだったのもですから、20年21年で一応の時限を迎えるという、ただもう1年延ばすか、あるいはさらに2年3年延ばすかということについて、今協議をしているのですけれども、これはいろんなご意見もあるのだろうというふうに思いますから、これから十分協議をした中で、最終的には予算の中で決めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 今町長からそういうお話がございましたので、検討していただいてやっていただきたいと思っております。

それでは、端折って質問させていただきましたけれども、最後に町長からお話をお聞きしたいわけですが、昨日、前川議員の方から農業予算は行政刷新会議の事業仕分けで大分減っているというお話で、思いを町長の見解を聞いたわけですが、私の方からも今回の行政刷新会議の事業仕分けの中で、項目であれば強い農業づくり交付金、あるいは農畜産物の機械リース支援事業、それから農地水環境保全向上対策、さらには農業共済の事務費の負担金、これは直接農家の人には賦課金という形で多くなってきましたし、農業共済金の国庫負担金、これは掛け金が上がるということで、大まかにはこれくらいなのですが、本当に農業者も大変厳しいかなと、そんなふうに思っております。

本町に対する影響度もかなりあると思っておりますので、この辺の事業仕分けの結果についても町長の見解を昨日に引き続きなのですが、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨日の答弁で申し上げましたけども、私どもはやはり基幹産業である農業を守っていくためには、まずは農業者の皆さんがこういう施策を望むのだと、農協、あるいは私ども行政もそれらと一緒に行動して、より良い制度に改善されることを何よりも望むものでありますから、単なる仕分けで、言葉は悪いですけども実情を知らない中での仕分け作業でそれで許すとは決してならないわけだと思います。

先ほども申し上げましたように、北海道も知事を筆頭に行政活動を続けております。

私どもも何とか農業を守るために、さらに努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

(10:47 休憩)

(11:00 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして質問させていただきます。

1、中小企業への支援対策について。

中小企業は日本の企業の99.7%を占める日本経済の主役であり、雇用の確保を始め日本経済に無くてはならない存在です。

しかし、商工リサーチの資料によると昨年1年間の企業の倒産件数は5年ぶりに1万5,000件を突破し、年度末を控え中小企業中小業者を守ることは緊急課題となっています。

先日、中小企業者等金融円滑化臨時措置法が成立しましたが、中小企業への融資が改善される方向は示されていますが、実効性のあるものになるかは不確定なものと言わざるを得ません。

そこで以下の点について伺います。

①幕別町内における中小企業の経営状況を、町としてどのように把握しているか伺います。

②地域活性化に関わる交付金の事業が、幕別町の雇用拡大にどのように繋がったか伺います。

③中小企業者等金融円滑化臨時措置法を実効性のあるものにしていくために、町としての考えを伺います。

④幕別町中小企業融資に関する条例の融資条件の変更の考えがあるかどうか伺います。

⑤小規模修繕契約希望登録制度の限度額の増額を検討すべきと考えますが、町の考えを伺います。

⑥リフォーム助成制度を直ちに実施すべきと考えますが、町の考えを伺います。

2、幕別町内の雇用情勢について。

雇用失業情勢が全国的に悪化の一途を辿っています。

先日、帯広職安は月間有効求人倍率を前年同月比0.04ポイント増の0.59倍と、十勝の10月の雇用状況を発表しました。

新規求人数は、昨年同月比では20.5%増となっておりますが、帯広職安は非正規雇用が目立ち、正社員が増えているわけではないとして、雇用情勢は引き続き厳しいと指摘しています。

また、来春卒業予定の高校生就職内定状況もまとめられ、10月末現在で内定率は33.9%、求人倍率は前年同月比0.1ポイント減の0.95倍と発表されました。

就職希望者の9割が十勝管内での就職を希望するという地元志望が強い中で、管内企業の求人は前年割れしており、就職希望者には厳しい状況が続いていると伺います。

そこで、以下の点について伺います。

①幕別町のワンストップサービスの利用状況について伺います。

②幕別町内の2高校の就職希望者の就職内定状況をどのように把握しているか伺います。

③幕別町内の雇用情勢をどのように、正規、非正規別に把握しているか伺います。

④失業者の仕事起こしや、障害者の雇用も含めて、今後の幕別町独自の雇用推進対策について伺います。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、中小企業への支援対策についてであります。

ご質問の1点目、経営状況の把握についてであります。世界的な経済危機から、日本経済は景気悪化が底をついたと言われておりますが、最近のドバイ信用不安などによる急激な円高とデフレの進行により、中小企業の資金繰りは厳しい状況にあります。

幕別町におきましても、町の中小企業融資の運転資金の前期融資額が9,000万円を超えており、これは最近10カ年間では最も高い状況となっております。

また、セーフティネットに対応する特定中小企業者の認定件数も11月末現在で56件に達し、認定者の売上減少率の平均は27%を超えるなど、私どもが日常業務を遂行する上で把握しうる数字を見る限りでは、町内の中小企業の経営状況は依然として厳しいものがあると感じているところであります。

しかしながら、一方では、今年下期に入り公共事業発注の効果が出始めている上、骨材や運輸など好調を堅持している業種もあるとの金融機関のお話もお聞きしておりますことから、依然厳しい状況にあるものの、急激に業績が悪化する企業はないものというふうに認識いたしているところでもあります。

いずれにいたしましても、先月30日に成立いたしました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく新たな制度をはじめ、各種融資制度や緊急保証制度などを十分にご活用いただき、この厳しい状況を乗り切っていただきたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、地域活性化に関わる交付金と雇用拡大についてであります。本年度における公共事業につきましては、昨年度の11億7,000万円に対し、当初予算10億6,000万円に地域活性化交付金事業などの補正予算9億7,000万円を加え、20億3,000万円を予算化し、平成19年度並みの発注額を確保したところであります。

地域活性化交付金事業等につきましては、発注形態の大部分が工事請負あるいは委託によるものでありますことから、雇用拡大人数を把握することは困難であります。発注額から推し測れば、平成19年度に近い雇用が確保されたものと思っております。

加えて、北海道建設業信用保証協会が発表した今年上半期の十勝管内における公共工事前払い金の保証請負金額が、前年比18.9%の増となっておりますことから、公共工事により相当数の雇用の底支えがなされているものと考えているところであります。

ご質問の3点目、中小企業者等金融円滑化臨時措置法についてであります。中小企業者の事業活動の円滑な遂行と、これを通じた雇用の安定及び住宅資金借入者の生活の安定を図るため、この法律が施行制定されたところであります。

国会における審議過程を見ますと、条文上、貸付条件等の変更に関して、金融機関に努力義務が課されているものの強制力がないため、法律の実効性を疑問視する質問が出されていたところであります。

これに対して政府は、金融機関がこの法律に基づいて誠意を持って借入者に対応しているかどうかについて、金融庁において金融マニュアル、監督指針を抜本的に改正して監督検査を実施することで実効性を確保すると答弁いたしておりますので、私どもといたしましては、国の責任において法律の趣旨が的確に運用されるものと考えているところでありますし、この法律の施行により、資金繰りが厳しい中小企業の返済負担が少しでも軽減されることを期待いたしているところであります。

ご質問の4点目、幕別町中小企業融資に関する条例の融資条件変更についてであります。これま

でも時代の要請に合わせ融資額の拡大や小口融資枠の設定、利子補給率の変更などを実施してきたところでもあります。

これから年末に向けた中小企業の資金繰りにつきましては、今回成立した中小企業金融円滑化法による貸し付け条件の変更等に加え、同法の審議過程において、緊急保証枠を十二分に活用してもらうため、対象業種の拡大と認定条件の緩和など柔軟な対応を行う旨の通達を出すとの答弁がなされていることや、セーフティネット貸付の活用などを合せますと、町内中小企業の資金需要に十分応え得る資金体制が整っているものと考えておりますことから、現時点におきましては、町条例の融資条件を変更する考えは持っておりません。

ご質問の5点目、小規模修繕契約希望登録制度の限度額増額についてであります。本制度は修繕の契約のうち内容が軽易なものの場合、発注に当たっては見積書の提出や契約書の締結などの事務的手続きを省略し、請求書のみで支払い可能となることにより、発注から支払いまで容易かつ迅速に対応することが可能で、小規模な事業者の受注機会の拡大を図ることを目的として、平成20年度に創設したものであります。

本制度の対象となる契約の限度額は、幕別町財務規則第97条第5号の1件の契約金額が30万円未満のとき、見積書の徴取を省略できるという規定を根拠に制度化していることから、金額については30万円未満としたところでもあります。

しかしながら、町内事業者育成の観点から、重要な課題であると認識いたしているところでもありますので、今後につきましては財務規則の見直しを含め、他市町村の状況などについて情報収集してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、リフォーム助成制度についてであります。現在、検討しております制度は、町内業者の施工により住宅の新增築工事又は改修工事を行う方に奨励金を交付することにより、町民が安心して住み続けられる住環境の向上に資するとともに、町内の住宅関連産業の振興と町内循環型の消費拡大を図ることを目的として、来年度から事業の実施を考えているものであります。

このため、奨励金は商工会が発行する商品券を現物支給したいと考えており、現在、事業実施に向け商工会と協議を進めているところでもあります。

次に、幕別町内の雇用情勢について」であります。

ご質問の1点目、ワンストップサービスの利用状況についてであります。今年1月から雇用相談窓口を新たに設置し、ワンストップサービスを実施してまいりましたが、相談件数は1月が20件、2月が1件で、3月以降は相談が無い状態であります。

このことにつきましては、町が実施した緊急雇用対策に従事した方がいたことや、ハローワークが求人情報を直接発信していることに加え、季節労働者が職に就く見通しがたったことなどにより、窓口を利用する方がいなかったのではと考えているところでもあります。

なお、本定例会に提出しております補正予算によりまして、来年の1月から予定している新たな雇用対策事業の募集をいたしますことから、これらに併せ再度相談窓口のPRをしてまいりたいと考えているところでもあります。

ご質問の2点目、町内2つの高校の就職内定状況の把握についてであります。11月末現在で、幕別高校が就職希望者44名に対し内定者が21名、率にして47.72%、江陵高校が就職希望者52名に対して内定者が32名で率にして61.54%となっており、十勝管内や道内の就職内定率を大幅に上回っております。

報道にもありますように厳しい就職状況を考えますと、両校の進路指導にかける熱意、ご努力に敬意を表するとともに、今後就職を希望する生徒が全て内定をいただけるように、心から願ってまいるところでもあります。

ご質問の3点目、雇用情勢の把握についてであります。本年2月に実施いたしました事業所雇用実態調査の集計では、回答のあった197社の就労者2,848人の内、正規労働者が1,688人、率で59.27%、臨時雇用など非正規労働者が1,160人、率で40.73%となっております。年末を迎え、規模の大きな

事業所を対象にした聴き取り調査や商工会のお話の中では、雇用形態にかかわらず大幅な解雇などの情報は確認されていない状況にあります。

なお、隔年で実施いたしておりました雇用実態調査につきましては、未調査の年度につきましても、雇用状況に関する部分についての簡易な調査を実施することとし、これに比較的規模の大きな企業への聴き取り調査を含め、雇用実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、町独自の雇用推進対策についてであります。雇用対策の根幹は本来国が担うべきものと考えておりますが、町といたしましてもできる範囲の中で、これまで緊急雇用での砂詰め作業や新卒者を対象とした臨時職員の雇用、さらには交付金を活用した緊急雇用創出事業などを実施してきたところであります。

また、先ほどお話しいたしましたように、来年1月から新たな雇用対策事業を実施する予定としているところであります。

残念ながら、これらの事業につきましては、いずれも短期間の臨時的な雇用形態であり、次の就職に向けた繋ぎ的な事業とならざるを得ない状況にあります。

また、障害者の雇用に関しましては、障害の種別や程度により就業可能な業種が限られてくることに加え、現在の経済情勢が逆風となり、雇用が進まない状況にあります。

このような中、昨日、藤原議員のご質問にもお答えいたしましたように、町といたしましては、商工会などを通じ障害者の雇用に関するPRに努めるとともに、障害者職場体験事業として図書館などに4名の方を受け入れさせていただいたところであります。

いずれにいたしましても、町が事業主体となる雇用対策には自ずと限界があるのも事実であり、国の支援と企業の理解協力があって始めて雇用に結びつくものであります。

そのような中で、町としてできる限りの努力をしてみたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきます。

今回はちょっと抽象的な質問も混じる中で、ご丁寧にご答弁いただけて本当に感謝しております。

まず、1番目ですけれども中小企業の経営状況の実態の把握についてでありますけれども、融資の側面から、こういう状況であるということをいろいろ詳しくお話いただいたわけでありまして、何点かもう少し質問させていただきたい、そういったものもあります。

やはり、いろいろな経営者の方や個人事業主の方とお話しますと、昨年も厳しいけれども、今年はずっと厳しいのだ、そういった声が溢れているところであります。

この中小企業融資は、10年間では過去、10年間の中では最も高い数値であったということでありましたけれども、私としては昨年との比較ということで、いくつか数字をいただきたいなというふうに思うわけでありまして。

この町の融資制度の運転資金、融資額、去年と比べてどれだけ多いのかということと、件数はどうであるか、それから倒産や廃業に至ってしまった件数、去年と今年を比べてお話をいただきたいと思っております。

また、融資を受けられなかったというようなケースがもしあるのであれば、そのことも教えて、ご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まずは、運転資金の昨年との比較ということですが、まず今集計としてできている範囲の中で、前期の数字でお答えしたいと思います。昨年の前期では19件、7,570万ほどでしたが、今回21年度分につきましては25件で、9,370万ということになっております。

それから、倒産ということですが、自己整理をされた企業の方が2件あったということをお聞きしております。

それから、融資に関して申請があつて且つ受け入れなかったという案件は無いというふうに考えて

おります。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

融資の受けられなかった企業は無かったということについて、大変安心もいたしました。

融資を受けるにあたっては、いろいろな条件があるわけですが、融資を受けれるそういった立場で、町の方の対応も引き続きしていただけたらというふうに思います。

2つ目に、今回の臨時交付金が、地域活性化に関わる交付金がどのように雇用拡大に繋がったかということで質問をさせていただいたわけですが、確かに人数を把握することは困難な質問のあり方かなというふうに思っております。

19年度並の発注額を確保できたということでありましたけれども、それに伴って雇用の方も確保されたということでご答弁はいただけたわけであります。

状況はわかりました。

それで、この点においてこの臨時交付金の事業が結局町としては、いろいろとこの制度についてはばら撒きだとか、たくさんの借金を、国の借金を使ったということで、前政権の中で進められた事業でありましたけれども、町としてそれは結局どうであったのか、どのように活かされたかということについて、お話をいただけたらなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨日もちょっとお話をさせていただきましたけれども、昨年20年度の補正、さらに21年度に入ってから補正、大きく9億6,000万、10億近い補正予算を組めたということは私どもにとっては大変こう有りがたい交付金、予算であったなというふうに思っております。

特に、今までなかなかやりたくてもできなかった、例えば営繕的な事業、改修事業、あるいは備品の更新なんかといったこと、特に今回多かったのは教育関係に係る予算が多かったのかなと、しかもその中では、まさにこう懸案でありました学校校舎、あるいは体育館等の耐震の調査も全部一挙にできましたし、また事業に入れた部分もあった。

こういったことは、今までなかなか自前のお金、いわゆる一般財源だけではなかなかできない部分であっただけに、有りがたかったな、あるいは楽器を更新した、あるいはつい最近、電子黒板の発注ですとか、あるいはデジタルテレビに更新する事業ですとか、そういったいわゆるなかなか今までという大きな補助金とか負担金の対象にならない小さな事業、先ほど言いましたように営繕というようなもの、備品の購入といったものが今回の補正の中で大きく救われたと、大変有りがたかったなと、そういうような思いではおります。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

3点目にまいりたいと思います。

中小企業者と金融円滑化臨時措置法、舌を噛みそうな長い名前でありますけれども、先月末にこの法案が通ったわけであります。

ご回答にも、ご答弁にもありましたように、大変、銀行の返済猶予や返済条件の緩和に応ずることなど、努力義務ということの中では非常に不安定な法律であるというふうに思います。

これが円滑に活用されることが大事なのだと思うのですが、ここでお尋ねしたかったことは結局、金融機関と事業主経営者の方との結局融資の関係になるわけですが、ここで町が何か後押しするような、金融機関に対して努力義務、それを積極的に果たしてくれというようなそんな働きかけができないものかなというふうに思いまして、お尋ねしている中身なのです。

その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、法律が適用されて施行される当然のことながらこれは国の責任において本来進められるべきものであろうというふうに思いますけれども、町としてどの

程度関わられるのか、もちろん企業者の方からご相談があったり何かしたときに、その中に町が入って金融機関との話合いの上に仲介する、いろんな役割はあるのかもしれませんが、今逆に一方的にこちら側から金融側にこうして欲しいとか、こうすべきではないかということについては申し上げる状況にはないのかなど、あくまでもケースバイケースの中で町としての対応があれば、それにあわせていきたいというそういう思いではあります。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） ケースバイケースであたっただけということが確認できればいいのかなというふうに思いました。

地域の預金者が集めているお金ですけども、地域の個人、中小業者に貸すと、地域の金融機関として当たり前のことができるようにして欲しいのだとうふうに思うわけです。

そんなときに、町のそういった後押しがあることが非常に重要なのではないかなというふうに思って、質問の方はさせていただきます。

4番目の中小企業融資に関する条例の融資条件の変更のことで移ってまいりたいと思いますけども、2点ですね検討の余地があるのではないかなというふうに考えておりました。

1つは、取扱金融機関、前にも質問させていただいたことありますが、町内にある3つの金融機関が取扱の金融機関に指定されているわけでありまして、これを増やすにあたっては、増やすとすればどのような条件をクリアしなければ、どのような条件が求められてくるのかお尋ねしたいと思うんですけども、まず。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 新たな金融機関ということは、町外にもその金融機関を求めるということですが、私どもとしてはあくまでもやはり地元町内の金融機関ということで、それ以上増やす考えは今のところ持っていませんし、今現在で私はそれなりに対応はできているのかなど、もちろん中には私の取引銀行は向こうの方だから、そっちもやってくれば便利だという人もいるかもしれませんが、それはそれとしてご理解をいただいて、私どもとしては何とか町内の金融機関でこれからもこの事業については進めていきたいなど、そういう思いではあります。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 今、ご答弁にありましたように、やはり取引銀行がこの3つの中には無かったのだという事業主の方からの要望なのです。

新たに口座を開くということにあたっては、いろいろとその手続きが煩雑になるということの中で、広げることを要望して欲しいという、そういったことを受けての質問なんですけども、3つで対応できるということは、またこれも大切なことだと思うんですけども、ケースバイケース、新たに口座を開くということが厳しいような企業もあつたりするのかもしれませんが。

ですから、その辺は踏まえていただいて、今後の課題ということで残していただきたいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これはご案内のように、町が限られた原資をそれぞれの金融機関に預託してその3倍ですか今、貸付をお願いしているわけですから、ケースバイケースといっても、あるところから出てきて、そこにまた町が預金を預託をする。

ほかからも、うちはあそこの金融機関と取引があるからと言ったから、またそこへ預託していくというのはなかなか私はちょっと難しい、あるいはもっと言えば困難でなかるうか、何とか今の現状の町内の金融機関でご理解をいただければなど、そういう思いではあります。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） そういった要望があるということをお聞いていただきたいというふうに思います。

2点目は、特に運転資金になってくるのだと思うんですけども、据え置き期間のことなのです。

運転資金は据え置き期間、6カ月ということになっております。

今回の先ほどの法律の中では、3年間据え置きということがひとつ出てまいります。

ですから、それに沿う形で、銀行に事業主の方が相談に行くということの中で、町のこの運転資金を使いましょうという中で、据え置き期間が3年ではない半年だと、というようなことではこれはまたその事業の展開のあり方、業種によってはまた厳しいのかなというふうに思ったりもするわけなのです。

ですから、ここのところで半年の据え置き期間をもっと長く延ばす、このことを検討していただくようなことが必要なのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 今回の法律そのものの目的、趣旨と言いますのは金融機関のプロパー、プロパー資金について条件変更するという趣旨がございまして、これは国会審議の中を様子を見ましても、都道府県あるいは市町村に対して強制力を持って、条件変更するというようなことは想定されておりませんでした。

もともと町の資金については、かなり利率にしても、償還期間についても据え置き期間もそうですが、有利な設定のもとに運用されておりますことから、今回運転資金半年ということでありまして。

条例改正も伴うことでもありますけども、これについては現行のままで進めてまいりたいと思っております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） ちょっとだけ納得しましたけども、あまり納得できないと、この融資制度の意義やそれから有利性、それらについてはすごく理解できるものですが、それゆえにこの据え置き期間が長くなること、非常にさらに使いやすくなる、大事なのだと思うのです。

これも、そういった要望が出ているということで、聞き届けていただきたいというふうに思います。そして、なるべく改善の方向でご検討いただけたらなというふうに思います。

5つ目の、小規模修繕契約規模登録制度の限度額の増額についてですけれども、先の議会でも先輩議員がこの件に関わって質問して、制度の広がりについては確認をさせていただいており、大変良かったなというふうに思っているところであります。

9月議会では、18事業者が登録しており、98件の発注があって415万円の仕事が登録している業者に落ちたということのご答弁をいただいたところであります。

それからまた今3カ月が経ったわけですが、さらなる発注の状況について、もしお持ちでしたら教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 発注の状況でございます。

去る11月30日現在の状況でございますけれども、本年度の発注状況183件、813万6,000円を発注している状況でございます。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） そうしましたら、3カ月で90件くらいの発注があって、大変多くの登録の業者さんが喜んだのではないかなということ推察いたします。

そうしましたら、ちょっと中身のことに入ってしまうのですが、以前に質問させていただいた中では、各その発注する担当、その課ごとに発注の方をしているとのことでした。

まだ私のところには、登録はしてあるのだけれども、あまりお仕事を貰えていないのだと、営業に行ったらいいのだろうかとか、そんな声もあったりするわけなのです。

その発注のバランスについて、そこそこで発注してもらったならば、偏るのだということがあったりするのかもしれない。

どこかで調整をするというような、そんな機構と申しますか、そんな場面というものはあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 発注に関するバランス調整ということでございますけれども、現段階のところ、まとめてそういうものを調整するという制度は、庁舎内には持っておりませんが、毎年度各課に対しましてはこういう制度があるので、活用するようという事で各課に対してはお話させていただいております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） その各課に対するPRの中で、この制度がどんどん広がっているのだという事は理解ができます。

あとは、バランスのところでもうちょっと常に発注のたびに、どこか司令塔が、司令塔となるべき部署がこうするというのは、なかなか厳しかったりするのかもしれませんが、一定の期間の中での発注状況、例えばですよ、ここに行っていないだとか、ここに、そういうことですね、そんなようなことができる就非常バランスの良い発注に繋がるのではないかと思いますので、そんなようなお考えはございませんか

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 18社が登録されていて、そのうち何社かが受注をしているわけですが、今、谷口議員さんもおっしゃったように、是非その登録してしまったら、あとは町から来るのを待っているのだというだけではなくて、やはり企業ですから自ら営業活動していただくことがやっぱりひとつ大事な事なのではないのだろうか。

それと、こうした小規模なやつ工事ですから、急ぐ場合も非常に多いわけでありまして。

例えばドアの修繕だ、畳の修繕だ、屋根の修繕だといったときには、施設課なり建設、土木課なりあるいは水道課なり、いろんなところが即電話して対応してもらいたいということで、発注をするわけですから、なるべくバランスの取れた発注になるのは我々も一番望むところでありますけれども、それではやはり、業者の皆さんもやはり是非PRあるいは営業活動していただいてということも、あるいはこう自分の技術、あるいはこう成果、より良い成果品ができるそういったことの活動もしていただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） バランスの良い発注ということでは、引き続き検討していただくとともに、また私どもも事業者の方から相談があれば、営業に行くと、今のお言葉ではないですけどもPRの機会を進めていきたいというふうに思います。

それで、限度額のことなんですけども、今、条例もあって30万という枠であると、以前の議会の中でも分離発注をする中で、30万以下にして、そして積極的にこの制度を活用しているのだということのお話は、ご答弁いただいているところでありますけども、これを例えば今回、帯広市がこの制度を50万の限度額にしたと、新聞報道の中では新潟市が100万の限度額にしたと、もちろん情勢改善もきつと伴ったのでしょけれども、そういうふうにして登録業者への仕事の量を増やすという立場でやっているのです。

検討していくということのご答弁でしたけども、そういった事例もありますし、なるべく早期に拡充に向けての議論を強めていただきたいと思うのですけどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 財務規則の中で、いわゆる契約書をつくらなくて、見積書も取らなくていわゆる発注できる金額、請求書だけで支払いできる金額が30万ということになっているものですから、それに合わせたのですけども、実はこの30万に上げたのも合併時のときでありまして、それまでは20万だったわけでありまして、そういったことから逆にこの40万、50万小規模の契約ということになると、まだこう見積書の徴収から、契約書の作成だとかという事務的に業者の方にも煩雑化させる。

ですから、財務規則を今の30万から40万、50万に上げてればそれでいいのかとなると、そうすると

また他の業者への影響も当然でしてくるということになるわけでありまして、財務規則の中にはこれ以外にも例えば、入札にするには130万以上ですとか、あるいは委託の場合は何ぼ以上だとか、いろいろな規則の中でこの制度をつくったときに、制度を設けたときにこの30万と決めて今日に至っているという状況ですので、見直すということになりますと、今いる財務規則全体の中での見直しも必要となってくるのかなとそういう思いではおりますけれども、なかなかこう50万がいいのか、40万がいいのかとなってくるいろいろな意見、考えはあるのだろうというふうに思いますけれども、私どもとしては今までの経緯から、当面30万がいいのかなという思いで現在は至っているところであります。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 現在はそういう状況であるということで、今、町長からご答弁いただいたわけですが、ほかの自治体のこともまた見ながら、検討をしていただきたいなというふうに思います。

6番目、リフォーム助成制度のことです。

来年度から実施ということでご答弁いただきまして、本当に望まれている制度であると思っておりますから、良かったなというふうに思っているところであります。

商工会と協議を進めているということでありましたけれども、もし差し支えなければ今のところ、金額やそれから時限、何年限りというものなのか、そんなようなこと、差し支えなければお話いただきたいなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 対象となる工事の金額、あるいは奨励金の額、それと時限化、時限で行うかどうかという、そのところの細部についてはまだ検討中で、まだ明らかにできる状況にはございません。

ただ、商工会におきましては、商品券を発行していただけるということの了解は得ているところでございます。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） はい、わかりました。

この制度が順調にスタートするように心からお祈りするものであります。

それでは、2つ目の幕別町内の雇用情勢について、ワンストップサービスの利用状況についてから質問させていただきたいと思うのですが、結局、相談件数は3月以降は全く訪れていないということでありました。

そういう必要が無くて、相談に件数が無いということであればそれはとても喜ばしいことなのだというふうに思いますが、その前にお尋ねしますけれども、ワンストップサービスをやっているということのPRや、例えば担当課の何ていいますか看板、そういったようなものはずっとそのまま設置して、町民の方には分かるような、そんな仕組みになってらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 窓口自体は1月の体制から変わっておりませんで、看板も掲げていますし、椅子もカウンターにご用意してお待ちしている状況であります。

ただ、先ほども言いましたけれども、PRにつきまして広報に通じて何度も出しているという状況ではありませんでしたので、改めて1月号に掲載したいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 了解しました。

引き続きアピールの方は続けていただきたいというふうに思います。

それで、このワンストップサービスについて、ちょっとやはり気掛かりなのは、年末年始に関わってであります。

幕別町においては、緊急な相談窓口を結局閉庁が12月30から1月3日、31から5日まで、失礼いたしました、結局6日間あるわけですね。

年末というそういう時期があるものですから、その間に相談に訪れる可能性が高い時期ではないの

かなというふうに思うわけなのです。

派遣切り、解雇倒産、去年は東京のど真ん中に、ど真ん中をはじめ全国各地に派遣村ができたそんなような状況があったりする中では、この時期がとても心配なのですよね。

札幌では、元日から市内のビジネスホテル5室借上げて、緊急に住まいの無い人がいたら、そこに使用できるような体制を整えていると、そして札幌市が29日から閉庁なのですけども、29、30という期間でワンストップサービスを実施する、そして29から3日、生活保護の受付や繋ぎ資金に対応する、そういった体制を引くということもやっているわけなのです。

あちらは大変大きな自治体でありますけども、幕別町内でそういう相談が例えばあったときに、役場に電話したけども対応する窓口が無いということであるならば、それはまた大変困ったことになるのではないのかなというふうに思ったりもするわけなのです。

この年末年始のそういった相談窓口に対する体制づくり、このことについてどのようにお考えになっているのかご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 札幌市の事例をお話いただきましたけども、今までの経緯から言って、私どもの町においてそのようなことが、事態がでるとということが極めて予測しがたいことなのだろうというふうには思っております。

私どもも職員はおりませんけども、宿日直業務は休みもありますから担当者がいますので、そこへどうしてもといったことがあればその担当者、あるいは宿直者から担当のどこへ連絡して対応することは可能でありますし、今お話ありましたように出所届けだとか死亡届なんかは、もちろんそういう扱いもしているわけですから、そういったことで、そういう方が訪れたという場合については速やかに連絡を取りながら対応していければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 日頃の職員さんの、職員の皆さん方の奮闘に報い、しっかりお休みを取っていただきたいというふうに思うわけですが、宿直者から緊急のそういった連絡があったときに、担当の職員さんに連絡が行くということは、これは仕事のマニュアルとしてもそういったものになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今申し上げましたように、今までそういった事例は無いのですけども、ただ、先ほど言いましたように、いろんな窓口の受付業務が休み、正月休みを含めて休みに発生したときには、そういう連絡をすると、もちろん災害なんかも含めてですけども連絡網にはなっております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 町内の2つの高校の就職の内定状況についてさせていただきたいと思います。

いろんな選択肢の中から幕別の高校に進みたいということで、卒業を迎えるわけにありますけども、今やはり社会に出て、これから貢献したいのだという生徒さんに、今貢献する場が無いのだと、そんな押し返すようなそんな行為になるようなことはやはり、そんなふうにならない世の中にしたいものだなというふうに思っているひとりであります。

幕別高校、江陵高校とも十勝管内の高校の平均よりは就職内定率が高いということについては、ホッとする気持ちもありますけども、やはり100%にはまだ随分遠いのだという中では、胸の苦しい思いもせざるを得ないそんな状況であります。

それで、この就職内定率を、就職内定を取るに当たって、町がどういうふうに関わっていけるのかということでもありますけども、町長のご答弁の中では先生方の努力をすごく評価しつつも、祈っておりますというご答弁でありました。

私祈っていますというご答弁でありますけども、それではやはりさっきも言いましたように、高校が今存続できるかどうかということもありますから、その辺は祈るだけじゃなしに、後押しも必要なのではないかなというふうに思うのです。

今日の朝刊でありますけども、コープさっぽろが高校採用再開来春100人というのが出ておりました。

100人のうち7割が帯広など道内各地の宅配センターに、残り3割は小店舗にと、で、残念なことにこれは1年ごとの契約社員で、正社員でなかったわけなのですけども、だから生協がすごく良い職場なのだというふうに、ここで申し上げるつもりもないのですけども、そういったケースがたまたま今ひとつあったと、そういったときに町の方でも町内の高校生、希望者がいればということになりますけども、もちろん学校の方からも要請がどうか、希望があったらということになりますけども、町の方でも、幕別町の生徒さんを採用してくれというようなことの後押しがあっても良いのではないかなと思うのですけども、これはたかがひとつの例なのですけども、そんなようなお考えについてはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 正直言って高校生の就職に向けて、町といいますか行政の立場で支援する、あるいは後押しする、なかなか具体的には今までは事例としては無いのですけども、ただいま言いましたように例えばコープが幕別に進出することによって、その雇用を地元の子を優先して雇用していただけ、そういったことは当然我々の役割としてはあるのだろうというふうには思いますし、あるいはまた学校の方からこういうような事例があって、ひとつ町からも一緒になって応援してくれないか、後押ししてくれないかというようなことがあって、我々が動くことについてはもちろんやぶさかではないわけですが、ただこちらの方から直接学校へ出かけて行って、どうなのですか、何かありませんかというようなことには現実的にはなってはいないのだろうと思いますし、これは就職ですから本人の希望もあるでしょうし、学校の意向もありますし、親の意向もありますでしょうから、我々としてはやはりそういった中で、それぞれが就職活動を続けていただくと、それに向けて町がやれることがあれば、これからは支援するなり後押しをしていくと、そういう体制でこれからはいきたいなど、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

必要であれば大いに後押しをしていただきたいというふうに思います。

町内の雇用情勢についてでありますけども、事業所、雇用実態調査ということの集計から回答をいただきました。

この実態調査というものをちょっと理解しておきたいなというふうに思うのですけども、これは町内の事業所に回答を求めて、そしてそこに勤めている人の数字を貰ったということでしょうか。

そして、隔年実施している雇用実態調査、これと今の事業所雇用実態調査というものは同じ物なのでしょうか。

2つお伺いします。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 実態調査につきましては、町内にある事業所の統計調査に基づく事業所のうち、従業員を有していると思われる事業所を抽出いたしましてアンケート調査をしているところであります。

全体数としては、968事業所のうち調査対象として459事業所を抽出いたしまして、そのうちの197事業所から回答をいただいたものであります。

それから、実態調査につきましては同じものでありまして、その隔年である狭間に簡易なもので雇用に関するものをさらに調査したいということで考えております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 調査の中身についてはわかりました。

そうすると全体の大体5分の1くらいの事業所がこのアンケートに答えたということなわけなのですね。

そうでしたか、わかりました。

大体、正規雇用と、非正規雇用、6対4の割合でアンケート結果が出ていますけども、これももし資料があれば2年前の調査のときと比べていただいて、数字をいただきたいと思うのです。

そして、やはり気になるのは賃金のところなのですが、アンケート項目の中にあるのかどうなのか私はわかっておりませんが、もし賃金がわかっているのですでしたら、正規雇用が平均いくら、例えばですね、非正規雇用がいくら、そんなようなことも数字があれば教えていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 昨年の数値は今持ち合わせておりませんので、お答えできませんけれども、賃金の正規、非正規別の平均賃金はいくらというものは、調査項目にはございませんので不明であります。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） そうしましたら、この質問につきましては、引き続き雇用実態の把握に努めることにまい進していただきたいというふうに意見を述べさせていただいて、終わりにして、次の質問にいきたいと思います。

町独自の雇用促進対策についてということで、質問をさせていただきました。

1月から新たな雇用対策事業を実施するというのでいただいておりますけども、きっとこの後も昨年実施されました2月から3月にかけて、町道の支障木の伐採作業、4月中に実施された街路清掃作業、そういったものもあるのかなと思うのですけども、この後、どんなようなご予定なのか、それも含めて予定しているものがあつたらばお話していただきたいと思うのですけども。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） ただいま冬期間に入りましたので、除雪の募集をしているところであります、これは冬期間、雪のある時季に限っての雇用ということであります。

それから支障木については、2月にまた新たに募集いたしまして、去年並みの事業をしていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 特に冬場を迎えて、季節労働者の方仕事が無くなる、これは北海道の状況ではどうしようもない、避けられないそんなようなことなのだというふうに思います。

いろんな雇用の仕方については、これからも検討をさせていただいて、仕事募集をやっていただくと同時に、やはり雇用保険法の再改正ですね、特例一時金を少なくとも元の50日に戻すような、今これは産業建設委員会の方でも議論されている中身でもありますけれども、町としてもそれに大きな力を発揮していただきたいというふうに思っているところであります。

障害者の雇用について、一言あれしますけども、ご答弁にありましたように、まず、幕別町が一応法律で定められている身体に障害のある方の雇用は行っているということは分かりました。

そして、障害者職場体験事業についても4人の方に来てもらっていることなど、取組みがあるということも分かりました。

以前に、支援センター大地というところの職員の方と懇談する機会があつたのですけども、やはりそこで言っていたのは、この職場実習なのですけども、積極的にやる事業所を増やして欲しいのだということをおっしゃっていました。

そうすることによって、障害者の方自身も自分にどれだけの可能性があるか分かるし、それが分からないとやっぱりどうしても社会に踏み出せない、閉じこもりがあるような、そんなことがあるのだと、それから企業の方も偏見がやはり少なからずあるだろうと、そういったものが晴れて取れて障害者の皆さんへの理解が広がる、そんなことがあるのだとおっしゃっていました。

なかなか、民間企業の中で今の雇用情勢の中では…

○議長（古川 稔） 時間ですから簡潔にお願いします。

○2番（谷口和弥） はい。

職場実施を引き続き、さらに広げていただくことを努力していただきたいなというふうに思います。
以上で、終わります。

- 議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。
この際、13時まで休憩いたします。

(12:00 休憩)

(13:00 再開)

- 議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

- 7番（野原恵子） 通告に従いまして次の点について伺います。

子どもの貧困対策について。

1990年代から貧困がかなりの速度で拡大してきました。

深刻なのは、子どもがいる世帯の平均年収が相当な勢いで落ち続け、とりわけ子育て世代にも広範に貧困が及んでいることです。

国民生活基礎調査によりますと、1997年のデータで300万円未満世帯の比率は9.3%でしたが、2007年には12.3%に増えています。

その中で、30歳代の世帯主は9.4%から13.9%に増えています。

経済協力開発機構が共通の定義を用いて行った貧困の国際比較によると、日本の子どもの貧困率は14.3%、約7人に1人の子どもが貧困状況にあると言われていています。

特に母子世帯の貧困率は66%と突出しています。

人間形成の重要な時期である子ども時代を貧困に過ごすことは、成長、発達、学力に大きな影響を及ぼし、高校卒業、大学進学や就職における選択肢を狭められることが多く、子どもの様々な可能性を制約してしまいます。

また、子ども時代の貧困は、子どもの現在の状況に影響を与えるだけでなく、長期に渡って固定化し次の世代へと引き継がれる可能性を含んでいます。

本来、社会全体で保障すべき子どもの成長、発達を個々の親や家庭の責任とし、過度な負担を負わせている現状は、重大な社会問題です。

従いまして、次の点について伺います。

1、町として子どもの医療費助成の拡充を行うとともに、国の制度として子どもの医療費無料化を行うよう求めていくこと。

2、学校納入金共済費や学年費などの保護者負担の軽減を講じるとともに、国に義務教育費国庫負担を2分の1に求めていくこと。

3、町として30人以下学級の手立てを講じるとともに、道、国に実施を求めていくこと。

以上です。

- 議長（古川 稔） 岡田町長。

- 町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策についてであります

子どもが健やかに育ち社会に羽ばたけるように、そして、安心して子育てができるように国と一体となって、子育ての施策に取り組むことは、私どもにとって最重要課題のひとつであると認識いたしているところであります。

ご質問の1点目、医療費助成拡充と国に医療費無料化を求めることについてであります。

この件につきましては、昨日の堀川議員のご質問に対する答弁と重複する部分もありますが、本町における乳幼児医療費助成事業につきましては、従前から基本的には北海道医療給付事業と歩調を合

わせて取組んでいるところであります。

さらに、本町独自の上乗せ助成事業の実施によりまして、平成20年4月からは、就学前の児童に係る医療費が実質的に無料となり、平成20年10月からは、入院及び指定訪問看護の対象を小学生まで拡大いたしましたことから、市町村民税非課税世帯に属する世帯につきましては、実質的に無料となり、市町村民税課税世帯で所得制限の限度額未満に属する世帯につきましても、自己負担分が3割から1割へと軽減されました。

これらの施策により、子育て世代の経済的負担の軽減については、一定程度図れているものと思っております。

本町としましては、さらなる医療費助成の拡大についての意義は理解しつつも、厳しい財政状況などを踏まえ、当面は現行の助成制度を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、国に対する要請についてであります。本年6月に北海道町村会を通じ、国などに対し要請活動を行っており、その中で少子化対策の充実を図るため、子育て家庭の経済的負担を軽減する財政支援を講じることを要望いたしております。

少子高齢社会が進展している中で、国の将来を担う子どもを国と地域社会が一体となって育てていくことは大変重要なことでもありますことから、今後も引き続き国などに対し、子育て支援に対する助成の拡充を要望してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 野原議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の2点目、学校納入金の負担軽減と、義務教育費国庫負担の2分の1に戻すよう求めることについてであります。

日頃から各学校においては、学校配分予算の活用に工夫を凝らし、教材費などの負担について、できる限り保護者負担の軽減に努めていただいているところでありますが、教材費の中には習字セットをはじめ、鍵盤ハーモニカやリコーダー、裁縫セットなど家庭に持ち帰って使用できるものや、調理実習時の材料費なども含まれており、本年度は、小学校で年間平均4,200円から7,200円、中学校では8,800円から11,900円をご負担いただいております。

しかしながら、保護者の経済状況によって、子どもたちの就学環境に格差が生じることは憂慮すべき問題であり、経済的に困窮されている世帯に対しましては、就学援助制度により、学用品購入費や修学旅行費、給食費などを援助しているところであります。

今後とも予算編成にあたりましては、保護者負担が過重になることのないよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、義務教育費国庫負担割合の2分の1復元についてであります。

義務教育費の国庫負担制度は、国が義務教育に必要な経費を負担することによって、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的としており、現行教育制度の根幹をなすものと理解をいたしております。

しかしながら、三位一体改革の中で、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響などにより、自治体において教育予算を確保することは困難な状況となっており、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国全体として教育予算を確保充実させることが、極めて重要であります。

義務教育に関する国と地方のあり方につきましては、行政刷新会議の事業仕分けにおいても負担率を抜本的に見直すべきとの判定を受けておりますことから、今後の国会審議の動向をなども見極めながら、対応してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、町として30人以下学級の手立てを講じるとともに、道、国に実施を求めることについてであります。

公立の小中学校の学級編成は、昭和55年の第5次教職員定数改善計画に基づき、小学校1学年から順次40人学級が導入されて今日に至っているものでありますが、平成16年度からは義務教育費国庫負担制度において、都道府県の主体的判断が尊重されるよう総額裁量制が新たに導入されたことから、北海道教育委員会では少人数学級実践研究事業を実施することとし、現在、条件付きながら小学校第1学年と第2学年及び中学校第1学年において35人学級が実現されているところであります。

本町におきましては、個に応じた多様な教育を推進するため、平成13年度からゆとりいきいきパートナー事業を実施し、小学校第1学年において30人を超える学級がある学校に、教育活動指導助手1人を配置するとともに、平成16年度からは中学校第1学年において35人を超える学級がある学校に教育活動指導助手1人を配置し、個に応じた英語活動教育支援事業を実施してまいりました。

また、20年度からは、これらを発展的に統合したうえで、各学校の実情に応じて特別支援教育支援員を配置することとし、平成21年度においては、7校に11名の支援員を配置し、支援を必要とする児童生徒に寄り添った少人数指導の充実に努めているところであります。

ご質問の町として30人以下学級の手立てを講じることにつきましては、少人数学級の持つ教育的効果、特に、小学校低学年など学校生活に慣れ親しむ段階において効果的と言われておりますが、本町の小中学校の規模と状況から、町自らが給与を負担し、30人学級を実現していくことは財政上困難なものと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

少人数学級の実現に向けては、さまざまな研究結果が示されており、国においても検討が進められているものと理解をいたしておりますが、子どもに関わる教員の数を増やしていくことは、教育的効果はもとより、学校現場や保護者からも歓迎される場所であり、今後も道教委の教職員定数加配制度を活用するとともに、その充実に向けて機会をとらえて働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） まず、子どもの医療費ですが、昨日、堀川議員も子どもの医療費の助成について質問をしております。

これは、やはり若い世代の子育て世代には、この子どもの医療費、助成して欲しいという声は大変大きい、アンケートの中からも明らかになっております。

加えましても、今若い世代の労働条件もどんどん劣悪な状況になりまして、短期雇用ですとか賃金が下がるですとか、そのような状況に数字からも所得が減っているということが明らかです。

そういう中で、安心して子育てしたい、そして病気になったとき、親の不安は大変大きいものです。

そういう中で、医療費の助成の拡充を求める、その声は本当に切実だと思います。

それで、堀川議員の質問の中で出ましたのが、その助成をしていくのに1億円かかるのではないかと町長のご答弁がありました。

その根拠はどこから出ているのか、またその子どもの病気というのは小学校の低学年に多く、抵抗力が無いので多くなりますが、学年が進むごとによりまして、病気にかかる割合も少なくなると思います。

そういう中で、その住民税非課税世帯の通院の部分、まずそういうところから助成していく、そうするとその助成額はどれくらいになるのか、そういうことも考えながら少しでも子育て世代、所得の低い世代に医療費の助成を応援していく、そういうことが政策的に必要ではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 小学校卒業まで、町が自己負担をゼロにする形で助成をした場合につきましては、約1億円の財源がさらに必要になるということでもありますけども、これの試算の方法につきましては、まず入院分につきましては、これは去年の10月から、道の北海道の医療給付事業とともに一部助成をしてきておりますので、その今年4月から11月までの実績に基づきまして、入院分は積算しております。

それと通院分につきましては、従前より就学前の児童につきまして、助成事業を行っておりますので、それらのデータを基にしまして推計をいたしております。

それらの入院分と通院分を合わせますと、概ね1億円程度にさらに財源として必要になるということでございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 小学校の今は6年生、卒業までということの資産だと思います。

今私が質問したのは、もし3学年、小学校の3学年ひとつを区切りにということであると、どれくらいの資産になるかということでお聞きしたいと思うのですが、と言いますのは十勝管内では7自治体で小学校の6年生、それから3自治体で中学校の3年生まで助成しています。

その区切りとして、小学校3年生、それから小学校6年生、中学3年生、そういう形で助成の区切りを付けております。

その第一段階として小学校3年生までの助成ということ、町独自で助成して行くことができないかというそういうことなのですが、その試算もお聞きしたいと思うのですが、今お答えいただいた中では、小学校の入学前までを基準にしてデータを出したということでしたが、高学年になるごとに病気が少なくなると思うのですが、そういうことも勘案してこのデータを出したのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず学年ごとに医療費につきまして細かくはデータとしては持ち合わせておりませんので、通院につきまして就学前の児童の助成、就学前の児童のデータを基に計算をしたというのは、その就学前の児童につきましては、従前より助成事業を行っております。

それでこちらの方でも、それに係る医療費がつかめますので、その医療費につきまして一人頭だいたい4万円程度なろうかと思えますけれども、そのデータを基にいたしまして推計していったということでございます。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 先ほど学年ごとには出していないと申し上げましたけれども、もし仮に3年生までの半分ということにしますと、概ねですけれども、その1億の半分くらいかなというふうには想像しているところであります。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） あくまでも想像の過程ということですが、私の経験といたしましては、小学校の学年を進むごとに医療費も少なくなるというふうに思います。

それで一人当たり4万円ということでしたが、これはあくまでも一番医療費のかかるところをベースにしていると思うのです。

そうしますと、学年上がるごとにこの基準になる一人4万円という基準は下がると思うのです。

そうしますと、かかるその助成というのは、もっと少なくなるのではないかというのがひとつです。

それと、もうひとつは政策として必要だということは、子どもの数が段々、産まれる数が少なくなっています。

ですから、これは出生率が下がっているということなのですが、そういうことも考えましても、一つひとつの施策が重なり合っただけで子どもの出生率が上がると思うのです。

そういう中では、やはり一番医療費を助成して欲しいという声が多い中で、一つひとついきなり6年生まで助成をするということではなく、そういうことは予算的に財政的に大変だということであれば、まずは住民税非課税の通院、そここのところの助成を段階的にしていく、そういう手立ても必要ではないかと思うのですがその点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） まず始めに、学年ごとの医療費につきましては先ほど申しあげましたように、小学校低学年の方がかかるというふうなお話もありますけれども、私どもとして抑えていますのは高学年になりますと、歯科の部分で歯医者の行く方ですね、その部分も増えてくるということで、概

ね同じくらいの金額がかかってくるのかなというふうに思いますけども、さらに他の町村でそういう今、実際にそういう助成をしているところがありますので、そちらの方はちょっと研究をさせていただいて学年については研究をさせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） それに期待するところですが、もうひとつその所得制限なしというのも十勝管内では9自治体があります。

それもひとつ検討の課題の中に入れていただきたいと思いますのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 所得制限を設けていない町村につきましては、十勝管内ではおっしゃられたように9町村、現在そのようになっております。

それにつきましては、ひとつは今後の課題であろうなということで考えております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） それともうひとつ、私は大きな問題だとは思いますが、子どもの医療費、今全国的に拡大が進んでおります。

そういう中で、これは地方の自治体が助成していることでありまして、国の制度としてはその助成制度がありません。

問題は、ここの国が自治体に子どもの医療費無料というそういう助成をしっかりと行っていくことが子どもの医療費の拡大が広がっていくと思うのです。

そういう点でもしっかりと国に、一番その住民の生活実態が分かるのが自治体ですから、そういう点で国にしっかりとその子どもの医療費無料、このことを求めていくということが本当に大事だと思うのですが、その点お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁書で申し上げましたように、北海道町村会、さらには全国の町村会でいろんな要請事項の取りまとめの中に、いわゆるこうした子どもたちの、乳幼児の医療費の国の負担も含めて、いわゆる子育ての過程、子育て支援対策として、いわゆる国の負担を求め、いわゆる保護者の負担軽減を図るような事項についての要請を今も行っているところでもありますので、今後は新しい政権の中でもいろんな動きが出てくると思いますけども、それらに対応すべく、今申し上げましたように子育て世代の負担軽減に、さらに要請活動を続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 次に、学校の納入金の負担軽減の点についてお伺いをいたします。

今、教育長のお答えの中では、幕別町では小学校では平均4,200円から7,200円、中学校では8,800円から1万1,900円、この範囲内で負担をしているということでした。

今いろんな調査方法があると思うのですが、平成18年度の子どもの学習費調査によりますと、年間子ども一人当たり小学校は10万円、公立中学校は17万円という資料があります。

それから見ましても、幕別町は平均的な負担になっているのかなというふうに思います。

それと今、子育てに非常にお金がかかるという状況も生まれてきておりますけれども、文部科学省の学校基本調査、これは2006年度ですが、それによりますと学校納入金、学校給食費や制服、塾などそういうものを含めると、子ども小学生一人に年間35万3,000円、中学生では48万、高校生では62万4,000円、こういう調査結果が出ております。

ということは、学校に納めるこの金額だけではなく、育てていくためには様々な費用がかかる、これは調査の中でも明らかではないかと思えます。

それで、幕別の中学生のその状況はどうなのかということも、ちょっとお聞きしたところ、塾に通うのには、30万から多い人たちで50万一人かかると言うのです。

そのほかに、部活やなんか野球ですとか、バドミントンとか、そういうのに行くのに10万円くらいかかると、そうしますと子ども一人だったらいいのですが、二人三人になると本当に子育てが大変だ

ということが、町民からも聞こえております。

それで、塾に行くのに4、5年前は塾に通っていない子どもは2、3人しかいなかったけれども、今は半分くらい塾に行っていないという状況も、地域の若いお母さんたちから聞いております。

こういう中で、本当に子どもを育てていくのに、お金のかかるそういう時代に来ているのかなというふうに思います。

それで、学校に関わる納入金の中で、個人に関わるもの、それから学校で共通して使えるもの、そういう見極めというのも、これから必要ではないかなというふうに思います。

教育長がお答えになった中で、個人で一生使えるもの、それから共通で使えるものというふうになりますと、鍵盤ハーモニカとかそういうものはマウスピースというのですか、そういうものを個人で買ってもらって、鍵盤の方は学校に共通に使える、そういう方法も考えられるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前段いろいろとお話がありましたが、最後の部分のその個人とそれから公共の見極め方についてであります。

答弁したとおりでありますけれども、例えば今おっしゃられましたことなど、実践されているものとして、算数セットなどがあります。

これは、個人所有という観点ではなくて、いわゆる貸し出しをすると、いわゆる公共から貸し出しをする、学校から貸し出しをすると、で、順繰り順繰り使っていくということによって、その負担を減らしているという実績を持っているところもございますが、これは保護者との協議というものが、なかなかそこまで至っていないというようなことが、ひとつのネックにあるのだらうと、ただ、新しい観点としては、そういうことも考えていく必要があるのではないかなというふうに私も思いますが、現実はなかなかそうはならないようであります。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） その学校に関わるそういう学校納入金の場合には、保護者との協議とかそれから教職員との協議とか、そういうことが必要だと思いますが、今のこの経済状況の中では本当にそこ精査して、本当に子ども個人で一生使えるもの、それから共有で使えるもの、その仕分けを検討して、少しでも保護者負担を軽減するような方向性を、これから考えていく必要があるのではないかと考えます。

それと、就学援助の件なのですが、今、学用品納入費や修学旅行費、給食費など援助しているということでしたが、この就学援助の中で、修学旅行の費用をそういう世帯に助成していると思いますが、援助していると思いますが、この支払い方法をひとつお聞きしたいということと、それと眼鏡に対しても就学援助の対象にさせていただきたいという声もあります。

その2つの点について、この就学援助についてお聞きします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 就学援助に関わる修学旅行の支払い方法であります。

これは、扶助費で組んでおりますけれども、学校長代理事業という形を取らせていただいています。

保護者と学校間には、そのような了解の旨の契約がございます。

それから眼鏡について、就学援助に加えてはどうかということですが、ご存知のとおり就学援助につきましても、一般財源化されているところでもありますから、この辺の市町村の範囲拡大については、認められているところでもありますけれども、一般論として近年の状況を見ますと、これを加えたというところは2、3聞いております。

聞いておりますが、今、早急にそれをどうこうというところまでの考えには至っておりません。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 修学旅行費の、その扶助費の支給なのですが、学校長代理事業というのですか、ということは、子どもが修学旅行に行く前に支払われるのか、それとも修学旅行終わってから支払わ

れるのか、その点をお聞きしたいと思うのですが、修学旅行に行くとなりますと旅費ですとか、諸々費用がかかりますよね、それがこの生活困窮世帯に援助している就学援助が後に支払われるというふうになりますと、その間、お金工面しなければなりませんよね。

その点をお聞きしたかったのです。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 就学援助で対象としております修学旅行費は、旅費、主に旅費でありますのでお小遣い等は含まれておりません。

ですから、その間保護者の方が立て替えるという必要はございません。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 分かりました。

それと今、本当に貧困が進んでいる中で、子どもの学力にどのような影響を与えるかということも、ちょっとアンケート調査、これは日本教職員組合、日教組のアンケートなのですが、2007年9月から12月の間、経済力格差が学力に及ぼす影響についてということなのですが、これに対しまして教職員の方々がどのように感じているかということでは、小学校で81%、中学校では84.3%、高等学校では87.3%の方々がその親の経済力が、子どもの学力に影響しているというふうに答えているのです。

ですから、本当に家庭が貧しくても、能力がある子どもたちというのはいらっしゃるし、どういう子どもたちにも、均等に教育を受ける環境を整えていかなければならないと思うのです。

ですから今の親の経済力で、子どもたちが十分に教育を受けられないというのは、本当に深刻な問題だと思いますし、社会の損失にも繋がると思うのです。

そういう点では、本当に教育にお金をかけていくというのは大事なことだと思います。

今、国の方で三位一体の改革ということで、教職員に関わるその義務教育費の国庫負担を下げておりますが、そういうところもしっかりと元に戻して欲しいという声は、本当にそのとおりだと思っております。

そういう中で、今教育長のご答弁の中では今の行政刷新会議の事業仕分けの中で、この負担率が不透明な、まだ定まっていないというお答えがありました。

そういう中で、決まってからでは遅いと思うのです。

こういう不透明なときだからこそ、しっかりと地方から声をあげていくというのは大事だと思うのです。

ですからその三位一体の改革のときに、削減された義務教育に関わるその予算、しっかりと元に戻して欲しいという声をあげていくということが大事だというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前段のいわゆるその経済格差が、学力格差に繋がっているのではないかということについては、3年ほど前に始めました学力学習調査においても、それらしき傾向が表れておりますが確定だということではないということです。

ただそういう影響はあるのではないかということは、認めざるを得ないというふうに思います。

それから国庫負担2分の1、3分の1に三位一体改革の中で実施されたわけですが、いわゆるその納付者団体も三位一体改革の提言の中では、100%一般財源化してくれということでありました。

これはその分権との絡みであります。権限と財源の問題。

最終的には不交付団体が内存するというようなことから、2分の1から3分の1に決着をつけたと、3分の1というのは国がそんなに国として責任も果たさないとならないということと、先ほど申し上げました総額裁量制の導入、これが地方分権、この中を取って3分の1になったと。

従って3分1が大事なのか2分の1が大事なのかということではなくて、いわゆるその必要な国として果たすべき義務教育の役割を果たすための必要な財源を、国が確保し補償するということだろう

と思います。

そういう原点に立って、考え方いろいろ見方ありますけれども、6月の議会におきましても、幕別町議会におきましては、2分の1の復元を求めています。

その意味は、むしろ一般財源化されて、あやむやにされるよりは、国の責任というものをきちんと明記すべきであろうとそういう趣旨で、議会が採択し意見書を送付したものだということに理解をいたしておりますので、そのような方向で私どもも機会あるたびに、訴えるところべきは訴えていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） そのところ是非、国に意見をあげ強調をしていただきたいと思います。

そうしますと、そういう財源的な裏づけがありますと教職員の増員も可能になるのではないかと思います。

今、少人数学級ということで、いろいろな町の手立ても行っているということは承知しておりますけれども、この幕別町で行っております、全国的にも行われておりますと思いますが、このチームティーチング、この効果ということをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） チームティーチングの効果といいましても、なかなか数字で表すのは非常に難しいことだろうと思いますが、加配制度が今その三位一体改革の中の地方分権分として、制度は以前からありました。

問題はその財源をどういうふうにするかということ、教員を増減するかしないかという話になってまいりますので、その財政の仕組みが今の学級編成の基準、あるいは教員の排出などは国の基準で積算された人数、それにそれぞれの都道府県の平均給与を掛けた総額として持っていただけ。

これは40人学級をベースにしておりますから、今求められているのは30人学級とか35人学級、あるいは加配に関わる部分についても、これはカウントされていないわけで、全国的に見ますと加配が全教員が70万人程度おります。

授業に携わるのは56万人くらいおりますが、加配はその約1割分が全国ベースの定数であります。

北海道ではちょっと分かりませんが、私どもの町も12名の加配、もしくは実践教育に関わるいわゆる本来の配置数よりも多く配置をされているという状況であります。

TTの効果につきましては言うまでもなく、本来教壇に立つ先生とそれから個においた指導ができるという観点からいきますと、これは言うに及ばず学力の向上に繋がるということは、私どもはそう思っております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） このチームティーチング制度、これは本当に保護者の方々からも有効な施策だということをお聞きしているところです。

それで、この制度を一步前に進めるということで、その少人数学級、副担ではなくて正職、正職というふうになると、賃金の面で非常に大変だというお答えでしたけれども、これを一步前に進めまして、その少人数学級という手立を取れないのだろうかという点、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 少人数学級につきましては先ほどご答弁申し上げましたように、幕別町は早くから手をつけて、そのことが全道、全国に発信されていってというような、自惚れた気持ちはありませんけれども、姿勢としてはそういう形で幕別の教育は取組んできたということをお聞きしたいというふうに思います。

町独自ということになりますと、35人学級を実現しようと、今の現状にはめますと、小学校では5教室5名、中学校では1学級1名、6名の単費措置が必要であります。

30人学級にいたしますと、13名ということになります。

中学校6名ですね、それでこう考え方、出し方がありますけども一人の人間を、教諭を採用し生涯給与と換算した場合、一人はおよそ1億5,000万程度というふうに言われております。

それは、先ほど申し上げました6名とか、20名なんということになりますと、とてもではないけど、この厳しい幕別町においては無理ではないかというふうに思います。

ですからこれは道の加配制度の充実、そして最終的な国がそこらのところを、35人学級にする、30人学級にしていくということが無ければ、というふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 一応、一人1億5,000万、よく分かりました。

ですが、子どもの今のその本当に一人ひとりの子どもを大切にしていくということでは、確かにチームティーチング、特別支援教育に教員を配置する所も十分承知しているところですが、何よりも少人数学級にして行くということでは、本当にその何て言うのか子どもの能力を伸ばす、それから心の問題ですとか様々な問題を解決していくためには、本当に有効だということが、縷々いろんな方々から言われております。

それで、小規模学級ほど学力が高いし、色んな心の問題などもしっかりと受け止めて、先生と子どものコミュニケーションなども、しっかりと充実させていくということは、今の教育の状況なんかを考えますと小人数学級が有効だ、これは数字からも明らかになっているところなのです。

ですから、これは本当に国の政策の中のひとつだと思うのですが、道とか国とかにしっかりと意見をあげていって、子どもを守るというそういう姿勢が大事だというふうに考えておりますので、さらなるその国、道に対する要請をしていっていただきたいと思いますがその点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 全体的には答弁と矛盾することはないと思いますが、説明のとおりそれは評価され認められているところであります。

その中で、少人数学級にすればするほど学力が上がるのだということについては、これは今研究中であります、と言います、と言いますのはですね、30人学級にいたしますと31人、ちょっと手前で半分なのですね。15と16に分かれる。

その学級の人数規模が、能力アップに繋がるにしても、いわゆるその社会性を身に付ける云々ということでのところにはいっても限界があるということだそうです。

それは、財源が伴いますのでそういう言い方になるのかもしれませんが、言うところによれば、ですから、必ずしも単純に下げればいいということではないということも意識しながら、強く要請してまいりたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 私は子どもの数が少なければ少ないほど良いと言っているわけではありません。

少人数、今言っているのは30人以下学級の少人数学級という意味ですから、3人とか5人とかそういうクラス編成、確かにそういうクラス編成も必要な教科もあると思いますけれども、今教育長がおっしゃったように、社会性ですとかそういうことを身に付けていく人間形成を含めての学級編成というふうになれば、適正な人数というのはそれはこれからも研究課題だと思いますけれども、少人数、今言われている30人以下学級、まずそこを目指すべきではないかということです。

それでですね、そういうことを進めていくことによりまして、しっかりと子どもに学力、それから心の問題、それから社会性、そういうものが身に付いていくのではないかということですので、少なければ少ないほど良いと言っているわけではありませんので、そのことです。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私はそのように聞こえたのでありますが、おっしゃっていることは良く分かります。

やはり、先生と子どもたちが向き合う時間を増やすというのは基本ですから、そういう意味では30人学級にすれば、30人学級にすれば今言った15と16の話が出てきます。

40人学級でありまして、40人を1名越えれば20名と21名の話になります。

全国的に言いますと、その30人学級でいくとだいたい今のうちの現状もそうですけども、30人学級で行くと約5割です。

半分の教室が30人を切っている。35人学級でいくと8割程度になるわけです。

ですから、その差の部分ですね。なっているところはいいのですよと、なっていないところ、これについては道の加配制度なども有効に活用しながら、それから特別支援、他町村に比べて私どもは十分に配慮はしておりませんが、100%ではありませんけど、やや努力の跡が見られるような配置状況になっているということを了解していただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 教育長の言うこと理解できたところですが、参考までに山形県の教育の中では、県段階ですけれども、33人ですけれども、そういう何ていうのですか、学級編成を県段階で助成して行っているところがあります。

そういうところも参考にいたしまして、道に対して教員の加配というところをしっかりと要請していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今までも加配については、できるだけ配慮をいただくように要請をいたしてまいりました。

必ずしも少人数学級だけではなくて、いじめ不登校に関わる生徒指導の関係、あるいは言葉の教室に関わる追究の関係等々ございます。

33人学級、今これは全国的にはそういった先進地もございます。

北海道は1年2年、小学校の1、2年と、中学校1年生35人ということでやっておりますけども、これがどんどん拡大されていけばいいかなというふうに私も思います。

そういう意味では、教育長部会等の中で、十分上にあげていくということというようなことで努力をさせていただきたいというふうに思います。

○7番（野原恵子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

(13:48 休憩)

(14:00 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 通告に従いまして質問を行います。

新年度の予算編成についてのお尋ねであります。

民主党を中心とする新しい政権が発足して、初めての新年度の予算編成期を迎えています

総務省は地方交付税の1兆1,000億円の増加と、財源として国税5税から地方交付税に充てる法定率の引き上げを要望しております。

しかし、他方では税収の大幅な落ち込みが予測され、事業仕分けそのものの対象にもされてしまいました。

地方財政確立のためには、地方交付税の安定確保が要であり、政権交代が行われた今こそ、地方からの強い働きかけが必要と考えます。

また、税制改正では所得税の扶養控除や、配偶者特別控除の廃止などが議論をされておりますが、これらが廃止になれば国民健康保険税などが自動的に引きあがるため、負担が雪だるま式に増えてい

きます。

年収200万円以下が5割近くに上るといふ、この町民にとって大変な負担になります。

各種の制度改正による影響は、大きいものと考えますが、財源の確保は庶民増税ではなく、世界の流れのように大企業や富裕層に向けられるべきであると考えます。

扶養、配偶者控除廃止の中止を国に働きかける必要があります。

また、前政権次代に進めてきた財政健全化法による方針は、国の交付税削減や補助負担金の廃止は問わずに、全国1798地区町村、これは2008年度であります。これはランク付けにし、地方に多くの改善努力を求めるなど問題があるものです。

また、行政改革推進計画も合理化、財政の効率化を基に、業務委託が進められてきましたが、この中では低賃金の完成ワーキングプアが生まれるなど、新たな問題が生じています。

賃金、住民、福祉の向上に繋げるためには、これらの見直しや手立てが必要となっています。

この様な中で政府は11月20日、日本経済は緩やかなデフレ状況にあることを宣言いたしました。

この下で多くの町民の営業も暮らしも困難を極めています。

この様な中で、幕別町の新年度の予算が町民の暮らしが確立することになるよう、次の4点についてお尋ねいたします。

1、地方交付制度を堅持し、地方交付税の1兆1,000億円の増額と拡充を国に求めること。

2、所得税の扶養控除と配偶者控除の廃止となった場合の町民に対する影響、また税制改正は庶民増税とならないよう、国に対し働きかけを行っていくこと。

3、健全化判断比率はいずれも幕別町の財政は健全の範囲にありますが、実質、公債比率は23.9%と高く、改善方向にあるとは認識はしておりますが、その見通しとまた、国に対しては計画で縛るのではなく、財源保障による健全化支援を求めるべきと考えます。

4点目は、業務委託契約等における改善であります。

完成ワーキングプア解消のために、ひとつには労働者の実態の調査の実施を行うべきであり、また、2つめには公契約条例の制定する自治体が誕生したことから、町としての検討の状況について伺います。

最後は、帯広市では適正な労賃の支払いのための留意書というものを作成し、指導の開始を始めました。

町としても検討し、取組みを進めるべきと考えます。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

新年度予算編成についてであります。

国の予算編成作業は、行政刷新会議の事業仕分けの結果や、政府税制調査会の方針を経て進められる予定であるとお聞きしておりますが、政府予算案の閣議決定は、年末になるものと想定されており、未だ詳細が見えない状況であります。

また、去る11月20日に発表した月例経済報告において、日本は緩やかなデフレ状況にあると宣言したところであり、雇用情勢の一層の悪化や税収の落ち込みなど、非常に危惧しているところでもあります。

本町の予算編成につきましては、年明けから編成作業が本格化する予定ですが、例年になく難しい編成作業となることが予想され、中でも歳入面におきまして、町税や地方交付税など一般財源の把握が難しい状況となっております。

地方財政を取り巻くこうした厳しい状況下ではありますが、住民のニーズに応え、住民福祉のさらなる向上が図られるよう、予算編成作業を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、地方交付税の増額、拡充を国に求めることについてであります。

昨日、前川議員のご質問に対しお答えいたしましたとおり、総務省は新年度予算概算要求において、民主党マニフェスト及び三党連立政権合意に基づいて、交付税率の引上げ及び三位一体改革で削減さ

れた地方自主財源の復元を図ることを事項要求としているものの、行政刷新会議の事業仕分けにおいては、地域間の財源調整は必要であるが、配分の仕組みなど抜本的な制度の見直しを行うべきとされているところでもあります。

地方交付税は、本来、地方固有の財源であり、地方財政にとって歳入の柱となる重要な財源でありますことから、国の予算編成作業において事項要求がどのように反映されるのか憂慮いたしているところでもあります。

こうした状況のもと、先般私ども11月18日に、十勝町村会として政府与党に対しまして、地方交付税の増額など地方一般財源の増額等について要請活動を行ってきたところでもあります。

私も参加いたしまして、働きかけを行ってきたところではありますが、平成12年度をピークに減少しております地方交付税が復元されることに期待しているところであり、今後も町村会等と連携し地方交付税の増額等についての要望をいたしてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、所得税の扶養控除、配偶者控除廃止の影響と、増税とならないよう国に求めることについてであります。

税制改正につきましては、現在、政府税調において議論されているところではありますが、扶養控除及び配偶者控除の廃止についても議論の対象となっているところでもあります。

平成21年度の課税状況から所得税について推計いたしますと、配偶者控除の対象となっている方は、4,230人、税額で8,397万5,000円、配偶者特別控除対象者は382人で税額485万7,000円、一般扶養控除対象者は2,864人で税額8,783万7,000円、合計いたしますと7,476人、税額では1億7,666万9,000円となっております。

なお、政府税調におきましては、来週に2010年度税制改正大綱を取りまとめる予定というふうに向っておりますが、新聞報道等では議論が難航しているとの情報もあり、現段階においては不透明な状況で、成り行きを見守っているところでもあります。

ご質問の3点目、実質公債比率の見通しと国に財源保障による健全化支援を求めることについてであります。

平成20年度決算から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づいて、健全化判断比率の算定が行われておりますが、同法では、実質公債費比率が25%以上となった場合は、財政健全化計画を、35%以上となった場合は財政再生計画を作成して、健全化を図ることが求められております。

本町におきましては、平成20年度決算で23.9%と算定されたところではありますが、同法に基づく財政健全化計画の作成団体にはなっておりません。

今後の見通しについてであります。算定の分母となる標準財政規模について、平成20年度決算額を用いて推計いたしますと、平成21年度は22.8%、平成22年度は21.1%、平成23年度は20.1%に低下し、平成26年度には、起債の発行許可団体から協議団体となる基準値の18%以下となる見込みであります。

この比率につきましては、3カ年の平均をもって算定年度の数値となりますことから、数値の低下は穏やかではありますが、過去に実施した政府系地方債の繰上償還等の効果が出てきているところであり、今後も引き続き、起債の繰上償還など財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

なお、本比率の算定に当たりましては、分母となる標準財政規模が地方交付税のうちの普通交付税の交付額により増減することとなりますことから、普通交付税交付額が増えると、自ずと実質公債費比率は下がることとなります。

こうしたことから、財政健全化法に基づく財政健全化に果たす役割としても、地方交付税額の増額は重要なことであると認識いたしているところでもあります。

財政健全化に向けては、先ほど申し上げましたが、先般、政府与党に対しまして、地方交付税の増額など、地方一般財源の増額等について要請活動を行ってきたところであり、今後とも引き続き町村会等と連携し、国に要請活動を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、業務委託等契約におけるワーキングプア解消についてであります。

はじめに、労働者の実態調査についてであります。町ではこれまで事業所を対象とした雇用実態調査を隔年で実施し、労働者の労働時間、初任給及び平均賃金、労働条件等について把握を行ってきたところではあります。町発注の業務委託等に従事している労働者のみに関する実態調査は実施いたしてはおりません。

町の業務を受注した事業者につきましては、他の公共団体や民間の業務も受注している場合もあり、従事している労働者につきましても、町発注以外の業務にも兼務して従事している場合があると伺っております。

また、業者においては1人工の業務を複数の人員で交代で実施している場合もあるところであります。

このようなことから、町発注業務に限定して労働者の実態を把握することは、非常に複雑なものとなることが予想され、回答していただく業者側にとっても非常に難しいものと推察され、どのような手法があるかなども含め、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、公契約条例制定の検討状況についてであります。

本年9月、千葉県野田市が、市発注の業務委託及び公共工事等を受注する企業に対しまして、一定水準以上の賃金支払いを義務付ける公契約条例を全国で初めて制定したところであります。

これまで、公契約条例に関する先進事例等について調査してきたところであり、道内においても検討している例がありましたが、兵庫県尼崎市においては、条例案が法令に抵触する恐れがあるということで、市議会で否決されたという例もありました。

地方自治法第14条第1項には、地方公共団体は法令に違反して条例を定めることができないと規定されているところであり、民法上の雇用契約に基づく賃金支払いへの介入や、最低賃金法との整合性など、法令との関係等で、研究しなければならない課題がまだまだ数多くあるものと思っております。

労働条件の向上につきましては、労働基準法や最低賃金法などにより保障されているところであり、労働者の保護を目的とする労働条件への介入は、基本的には国の所管であると考えております。

しかしながら、町発注の工事等に従事する方々の賃金や、労働条件については、重要なことであると認識しているところでもありますので、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、適正な労賃の支払いのための留意書を発行の取組みについてであります。お話にありましたように帯広市におきましては、本年の第3回定例市議会での議論を踏まえ、この留意書を本年度末までに、一部の委託業務の契約時に業者に示す予定とし、現在、その内容を作成していると伺っております。

公契約条例の制定同様、町発注の工事等に従事する方々の賃金や労働条件の適正な確保を促すことの重要性に鑑み、先進地事例などの調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 交付税の問題からお尋ねをいたします。

本格的な政権交代というのは、戦後の日本にとっての初めての大きな出来事ということでありまして、町長の行政報告の中でもそういうときだからこそ、非常に難しいということが述べられておりました。

一昨日からの同僚議員の皆さんの質問の中でもそれがうかがえる面が沢山ありまして、困難な状況にあるということ承知の上で、住民の皆さんの利益に沿うという思いから、再度お尋ねをしたいと思います。

私は今回、国に対してその交付税の確保を求めていただきたいということでお尋ねしたのですが、既に町長は十勝町村会ですかの方と一緒に先月直接行ってこられたということでありますので、是非その中身や感触などについてもお伺いしたいと思います。

私はこの中では、新政権ですからその事業仕分けなどの新しい手法を取っていることや、税制改正が不透明だということがずっとこう続いているのですが、ただ、そういうとき、そういう面と、それからこれまでのその地方交付税に対するその三位一体でずっと削減してこられたわけですが、こ

これは前政権ですが、そういったことに対する多くの人たちのその不満もあって、現政権が誕生しているということが十分こう押えられて作業が進められていくものと思うのです。

そういう点では、三位一体改革で失ったといいますか、削減された影響というのは非常に大きかったと思うのです。

これをまず、総務省は1兆1,000億円というこれはこれで埋まるものでは全然ないのですけれども、取りあえず1兆1,000億円ということを出しておりました。

幕別町としても、この三位一体改革の中で、どのくらいその財源が切り詰められてきたのか、ここがやはり復元されることが一番望ましいと思いますので、まずそこから伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず、今回私ども十勝町村会で中央要請をさせていただきました。

その前に全国町村長大会において、決議ということで交付税率を引き上げるとともに、三位一体の改革で削減された分の復元をまず要請をすると、これが大きな決議事項でありました。

これらを受けて、全国の町村会それぞれ出身の国会議員、あるいはそれぞれの諸官庁への要請活動を行ったわけでありますが、私どもは総務省、あるいは民主党幹事長、責務に問うてお願いを行ったわけでありますが、その時点ではまだ仕分けも始まっておりませんでしたし、あるいは今年度の税収見込み額も出てなかった状況なものですから、単純に1兆1,000億の上積みは私どもも可能性は非常に高いのかなと、そういう思いで実は帰ってきたところではありますが、その後、本年度の税収見込みだけで9兆円も税収見込みが下がったと、しかも今回の二次補正で7兆1,000億の補正をやるのですけども、このうちの3兆5,000億は今年の交付税がマイナスになった分の穴埋めのための補正だということになりますと、来年度の交付税、単純に標準税率で交付税率を算定しますと、相当今年よりはマイナスになるのははっきりしているわけでありますから、それに1兆1,000億を加えたとなりますと、本当に今年並みの交付税が確保できるかと、その辺は私ども大変今憂慮しているところであります。先ほどの答弁でも申し上げましたように、このほか、ガソリン、石油に係る暫定税率が無くなるのではないのかと、いろんなことが言われておりますので、そうしたものを含めて、いわゆる地方財源の確保を図っていただきたい。

暫定税率を無くすのなら、それに変わる財源をはっきり手法にこうだということを示してからでなければ、簡単に減税といいますか暫定税率を廃止することにはならないのではないのかということ強く要望してまいりましたし、これからも北海道も含めて、おそらく地方6団体ということになるのだろうと思いますけども、要請は続けてまいりたいというふうには思います。

今、担当の方から言いますけども、私ども地方交付税のピークは平成12年度でありました。

それ以降、ずっと下がってきてやっと19年20年くらいから、やや、ややというか少しは戻ってきたというのが実情でありますので、数値については担当の方から答弁させていただきます。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 三位一体の改革の影響額ということでございます。

始めに16年度から18年度の間に、補助金が暫定的に削減されてきて、平成19年度に税源以上という形で、これは地方にとってはプラスの要因であったのですが、それらを差引きまして平成20年度の決算ベースで試算いたしますと、約5,900万円減という状況でございます。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 失礼しました。

交付税額につきましては平成12年度で約62億、それが昨年度が51億でございます。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） そうですね。

忠類と合併していますから、計算のちょっと難しいところはあるのですが、私どもも町からいただいた過去の資料では、平成12年度が一番多くて、このときは合算で74億、約75億になっていました。

20年度、ちょっとその前ですが合算で52億ということですから、やっぱり12億程度の減収、そして

その三位一体の改革の期間だけ見ても、そんな5,000万ということではなくて、かなりの減収になっている。

国全体では9兆8,000億円減収になって、移譲になった分は僅か3兆円しかなかったということですから、6兆を超えて減収になったということで、ここは本当に地方にとって、苦しい苦しい数年間だったというふうに思います。

ですから、今回の町長の今詳しい交渉の中身を伺ったのですけれども、これを復元するというのは何も贅沢なことでは全く無くて、本来、保障されるべきものが失われてきたわけですから、ここはもう譲らずに頑張っていたいただきたいというふうに思います。

もうひとつ、今町長お話されたお答えにあったように、結局地方交付税のその算定というのは、地方交付税に基づいて国税5税を基準とすると、その3割ですよ、違いますか。

この間、総理大臣のお話を聞いていましたら、地方交付税のその国税5税の原資の3割というようなことを言われていました。

こうなってくると、国税がどんどん下がってきていますから、おのずと地方交付税が下がってしまうということになれば、今36億とか7億とかって言われてしまって、そこの3割なんていうふうになってしまったら、到底これは埋められないというふうになりますので、そこで税率の引き、原資のその割合の引き上げといえますか、そこをきちんと言っていたきたい。

そこを上げていただいて、確保すると、私は今回どの事業仕分けでもそうだと思うのですが、現場といえますか、担当所管ではきちんとして保障して欲しいということをするのだけれども、財務省が切るということですが、この地方交付税に関わっても総務省はきちんとして、その三位一体のときに減らしたものをできるだけ埋めたいと、1兆1,000億円もそこから出ましたし、それからその法定率を引き上げるということも明言しているわけです。

ですから非常に地方公共団体としては要求しやすいし、また地方公共団体が要求することがそういった総務省のバックアップにもなっていくというふうに思いますので、この辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 交付税は国税5税から、もともとは所得税、法人税、酒税の32%が交付税の原資だったのですが、それに今はたばこ税と消費税の25%と国のたばこ税が入って、この国税5税が交付税の原資なのですけども、今言うように所得税やなんか、あるいは法人税が景気が悪くてどんどん落ちていけばその32%というのが決まっていますから、入ってくる交付税に入ってくる金が少なくなるのは当然だということで、この32%という法定税率をもっと上げて欲しいと、所得税の50%、法人税の60%を交付税会計に入れて、そこの原資で地方に交付してもらいたいというのが要望なわけですが、それらの見通しについて1兆1,000億を含めた中で、総務省から要求をしているわけですが、非常にこう財務省の壁が厳しいということは言われております。

もちろん、先日のテレビなんか見ますと国の予算自体が税収よりも、国債発行の方が多いうような情勢の中で、果たして私どもが望むような財源確保が本当にできるのかどうかというのが、ちょっと心配になってきたというのが実情なわけなんですけども、私どもとしては先ほどから言っていますように、交付税は地方の固定の財源であるということを、表に表面に出しながら、何とか税収が落ち込んだならば税率を上げて税額を確保していただきたいと、そのことについては、これからも運動は続けていかなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） はい、あとにお尋ねしましたその財政健全化の指標に、指標というか具体的な町の財産にとって、大変な影響を与えるものでありますから、今の姿勢を堅持して頑張っていたきたい。

もう一つ、地方交付税そのものも大事だといいなながら、その中身を見直すということもおっしゃっておられるのですね。

これも、交付税というものは、やはりもともと地方の固有の財源だということと、それからどの地域にいても必要最低限のきちんと住民が享受できるものを保障するのだと、それを公共団体がやるのだということで、保障されているものでありますから、これもどういう視点で見直されるのかその方向も出てはいませんが、この点も本当に注意していかなければならないことだなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 正直言って、最初のその事業仕分けの中には、こうしたその交付税なんていうのは入ってなかったというふうに新聞報道では言われております。

中橋議員もおっしゃられたように、何故かその仕分け事業そのものが、財務省主導で開かれたようなところに、この交付税も急に仕分けの中に取り込まれたのではないかということ言われております。

もちろんこれ昔は並行交付金と言ったように、いわゆる全国の町村の財源調整を図るということが根っこにあるわけですから、やはりこれ交付税を無くすとか、その下げるといふことにはならないのだろうというふうに思います。

ただ言われているのは仕組みが、交付税の算定の仕組みが非常に難しかったり、ときの情勢によって、頑張ろう応援だとか、いろんなような制度ができる、この辺がもっと分かりやすい仕組みにしたらどうかということ、今までも言われてきたことですから、それらが改善されることに我々は何ら文句を言うつもりはないわけですが、総額確保という意味ではやはりこれはこれからも断固として町村地方自治体は頑張っていかなければならない、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） わかりました。

それでは次の質問は、2番を飛ばしまして交付税と関係がありますので、3番の財政健全化法に基づく指標の内容と、それから実質公債費比率の方向性について再度お伺いしたいと思います。

これも、2007年にですか法律が定められまして、これまででしたら特別会計というのが指標の中に組込まれて出されるということは無かったのですけれども、それまでは起債制限比率ですか、それできていたのですけれども、今度は4指標に変わりましたので示されてきました。

そのこと自体はやはり交付税の削減と連動して、分母が交付税にあるわけですから、当然その交付税が下がると指標は厳しくなってくるということを持ってして、危ない自治体がいっぱいあるよということでランク付けされて、もっと努力なさいということで、私は非常に乱暴な基準であり指導で、指導というよりは法律で定められてしまいましたから、国のやり方は非常に乱暴だなというふうに思ってきました。

しかし、そういうものが出された以上、数字はどんどん出てくるわけですね。

ですから、私はこういう国のやり方というのは、やはり改めてもらわないといけないと思いますので、地方交付税のその確保と合わせて、こういう仕組みというものは地方にとっては正しくないといえますか、そういうことを大いにこう言っていただきたいというふうにひとつお尋ねしたいと思えます。

それと、そういう中でそういっても数字が出されまして、幕別町は非常に高いのですよね。

25%、23.9%ですから1.1%あるのですけれども、全国のランクからいうと上から32番目なのです。北海道は非常に高いところが多くて、イエローカードといわれている危険ランキングが7市町村が入っているのですけれども、そこは免れているのですが、やや薄い黄色といえますか、そこに幕別町が位置付けられているということで、これは何ていうのですか、今、全部情報公開になっていますから、ホームページひとつで見られるということもありまして、まだ町民の皆さんの中には心配が広がっている現実があります。

それで、今見直しについてもお尋ねをしたわけですが、結局こういう状況にあったことが、これまでいろんな政策をやっていく上で、支障になってきたことは事実だと思うのです。

ですから、一刻も早くそれを改善することと合わせまして、そのことが今度はもっと緩やかな状態

で、交付税の問題がありますから、決して気持ち的に安心できるものは何も無いのですけれども、しかし、幕別町の財政の指標から見て、18%、平成26年ですか、なっていけばかなり住民に対する政策を打ってこられると思うのです。

ですから、今までの政策のあり方のまとめといいますか思いと、それからそういう状況に早くなって、そのどんな政策を打っていくかという、この辺が町民が一番知りたいところでもありますので、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も新聞なんかを見ますと、必ずトップに幕別公債比率トップというような記事が出て、これはなんといっても町民に対するイメージが悪いというような大変なことだというふうに思うのですが、しかしこれは隠しきれぬ問題ではありませんから、これはそれで仕方がないと思うのですけども、ただ私どものこの23.9という数字、これは十勝支庁、全道いっても上から何番目というふうになるのですけども、中身、私どもの町の実態、財政の中身を見ていただければ、支庁なんかの指導でも、道なんか指導でも、決してその心配だとか、幕別町しっかりしないと駄目だとか、危ないとかそういう評価には繋がっていない部分があります。

ひとつには私どもは、それに匹敵する例えば30億40億の基金なんかも現実に持っているわけですし、先ほどの数値を申し上げましたように、20年度くらいがピークでしたでしょうか、それ以降はずっと公債費、いわゆる起債の償還額は毎年度急激に落ちていくわけですから、ただ率は先ほど言ったように交付税の関係と3年間の平均ですから、一辺になんぼという率の打ち方はなかなか表には出てこないということがあって、大変こう皆さんに不安とかご迷惑をかけている部分があるのだらうと思うのですけども、私どもはまずは20%を切ることを目標にしながら、できる限りの借替え、あるいは繰り上げ、あるいは借入れる起債を少しでも抑えよう、あるいは合併特例債、忠類地区でいけば過疎債、あるいはうちの辺地債、有効な財源措置のある起債の活用とそういったことを含めながら、財政運営に今当たっているわけですけども、もうしばし、何とか住民の皆さんのご理解をいただく中で、健全財政にさら意欲を用いてまいりたいと、そういう思いではあります。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 数字の一人歩きという点は、大変私も住民の皆さんの中からよく出てくるものですから、一人歩きというか現実ですから、致し方ないのかなというふうには思ってはきました。

ただ、私やはり町が政策を実施していく、非常に大きな勉強をさせられたなというふうには、この十数年間を見て思いました。というのは、景気が良かったころに、今回、今日でも幕別町の財政危機というのは、ひとつには平成7年8年で総額で98億ですか、起債を起こしたところから始まって、それが将来の社会資本をきちんと整備することだから、将来の子どもたちにとっても大事な整備をしたのだから負担はいくのだというような流れできました。

しかし、現実にそうなのですけれども、こういうふうに地方交付税の削減と一緒になってくると、結局そのやりたいことがやれないという状況が垣間見られたのです。

そこに、たまたま今年度、去年の暮れから今年度、昨年度の末から臨時の交付金きますと、今まで我慢していたことが、先ほどもありましたけれども、良かったなと思っているのです。

修理ですとか耐震化ですとかいろんな望んでいることが、次々に単費でやらなければならないことができたということは、本当に助かったと思いました。

でもそれは、計画的な財政運営から見たらどうだったのかと思うと、やはり過去のお金の使い方というのは教訓として生かして、今後もっとその年のお金ももっともっと、今までは生きていないとは言いませんけども、その時に合わせた要求をきちんと汲み取れるような財政運営というのに、さらに努力するという必要があるだろう、過去のことに学んで、今後を進める必要があるのだらうというふうに私自身も思っているところなのですがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 過去のことといいますけども、私もずっと職員時代からいるわけですから、当然

責任はあるわけですが、ただ平成7年、8年のいわゆる開基100年を目指しての大型事業が相次いだこと、あるいはこれは人に責任を擦り付けるわけではありませんけれども、国の施策としても例えば私どもの町は帯広、音更、芽室と地方拠点都市の指定を受けて、拠点都市の指定を受けたら起債もほとんど貸すし、その起債の55%は交付税で見るのだからというような時代でありました。

借金して、次の年に1億、2億、借金の返済が増えても、その分は右肩上がりの交付税で必ず賄えるのだから大丈夫であると、そのような時代でもあったわけでありまして、さらにこれは日本全国がバブルの影響もあったのでしょうけれども、後になつたらえらい批判されるのですけれども、うわものばかり作ったのではないかと、しかも華美なうわもので誰も利用していないのではないかと、いろんなことが言われたわけでありまして、私はお陰さまで百年記念ホールにしろ、保健福祉センターにしろ、図書館にしろ、あるいは野球場にしろ陸上競技場にしろかなりな経費を投入した、事業費を投入したのは事実でありますけれども、お陰さまで遊んでいるということではなくて、私は住民の皆さんに有効に利用されているのではないかと、そういう意味では、いわば今お話ありましたように、先行投資の部分でないかなというふうには思っております。

もちろん、こんなに交付税が落ちて公債比率が上がったりということは、正直言って予測もされませんでした。

もっと言えば、あそこの百年ホールのところに、あれ20町歩全部買ったわけでありまして、しかも今でいうと信じられないような反当何百万の世界、何千万の世界までに行くわけですが、それが今は逆にあれだけの財産を町としては持っているということ、これから将来に向けて、幕別にとっては大きな財産ではないかというようなことも今言われております。

そういったことで、確かに何ぼ国の勧めがあった、国の施策があったからといいながらも非常に大きな借金をした。

私も当時総務部長でしたけれども、130億くらいの予算のうち50億が借金だという予算も踏んだ時代もあったわけですが、そういったことも当然反省しながら、そしてお陰さまで今何とか有効活用されている、そして今起債の償還もピークを過ぎた、何とか乗り越えられるところまで来たのかなというふうな思いはしておりますし、今後は十分そういったことも反省を含めながら、健全財政に意を用いていかなければならないものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） はい、わかりました。

そういうことを活かしながら、財政確保に力を入れていただきたい。

一言だけ付け加えれば、民主党のマニフェストにも当然ご承知のことと思いますが、地域主権の確立ということを歌いまして、その地域確立の第一歩として地方の自主財源を大幅に増やすということを明確に書いているのです。

ですから今のその総務省と財務省とのやり取りありますけれども、やっぱり国民はこういうところに期待をしていたということは大きいわけですから、力を入れていただきたいというふうに思います。

次にですね、税制改正についてお伺いいたします。

これは、今度はむしろこの改正によって、町の収入は増えるのかなというふうには思いますが、出てきたのが民主党は政権が、子ども手当の財源として、その控除を廃止するということだったのですね。

それで私がお尋ねしたいのは、今影響額について教えていただきました。

町民の方の7,476人に影響が出まして、金額は1億7,666万円、6万9,000円になると、つまりこの分が増税になるということですね。

それともうひとつ、これは配偶者控除、特別控除がやられてしまった場合にはこうなりますよということですが、当然こういうふうになってきますと、所得税、住民税に対する影響でありますから、他の国保税などにも影響が出てくるというふうに思うのです。

先日、新聞読みましたらこういう影響によって、そこそこの自治体によって変わってくるのですけ

ども、扶養控除廃止によって他の税に連動していくので、20項目を超える税負担、そこによって違いますけれど、あるのですよということを見まして、うちの町に影響が出てくるのは何かと見ましたら、国民健康保険であるとか、あるいは後期高齢者医療制度であるとか、障害者自立支援制度、保育料、云々かんぬんとなっているのです。

こういうふうになってくると、影響額はこの1億7,000万では終わらないだろうというふうに思うのですがいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今のお話の中でひとつだけ、国民健康保険税は所得税とか町民税額でなくて、所得に対しての課税ですから、それには直接には国保には影響はないのではないかとこのように思っております。

ただ、それ以外の税額にかかって使用料が決められるようなものについては、お話あったとおり全て影響してくるのだらうというふうに思っております。

ただ、そんな中で今朝でしたでしょうか、昨日あたりの新聞では、まだこう政府税調も配偶者特別控除を残すのではないかとというような言い方をまたしておりますし、先ほども申しあげました暫定税率も何か残しそうですし、高速道路の無料化も北海道は無料であるけれども、本州方面はそのままでないとか、非常に揺れているとか、なかなかはっきりしたものが出ていないのが現状のかなというふうには思っております。

そういった意味で、確におっしゃられるようにこのまま行くと、かなり大きな影響が住民に、あるいは私どもの財政にも影響が出てくるのは現実でありますから、そういったことも我々が要望するというか、我々が入って行ってどうこうすることともできないので、当面は中止することという言葉しかないと思いますけども、本当に何とかその我々の財源確保が図られるようにということだけは、我々も念じているところであります。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 揺れているということは、やはり力の声の大きいところに行く可能も大きいというふうに解釈もできるのではないかとこのように思うので、是非その手法を凝らしてやっていただきたいと思うのです。

2006年のとき、3年前ですね同じように国の税制改正ありまして、そのときもかなり影響出たのですけれども、このときに高齢者控除ですとか、いろんな廃止、控除がなくなったときです。

約、そういった控除、8,000万円が新たに町民負担になりますよというときに、町で試算してくれたさらなる負担は、そのほかに2,000万円程度あったのです。

ですから1億8,000万円に対して2,000万円でしたか、そういう杓子定規の計算にはならないとは思いますが、しかし1億7,000万円ということであれば、この4分の1で見ますと4,000万とか5,000万のこれにプラスされた影響が出て、2億を越える住民の影響になるのかなというような、大変大雑把な計算ですけれども、そんなふうにも思います。

是非、あらゆる機会を通じて、私は高速道路についても本当に無料化というのは、政策順位からいったら、まだまだ先にやらなければならないことがあるだろうというように思います。

そういうことが今、やるのかやらないのかというようなブレが大きく出ているように思いますので、綱を引っ張って、是非良い方向に向くように、そういうのが新政権の特徴でもあると思いますので、頑張ってくださいというふうに思います。

次に、業務委託のことに関わってお伺いたします。

何度かお尋ねさせていただいて、今回もあえて取上げさせていただいたのは、先進地が生まれたということからだったのです。

それで、さらにもうひとつは、今朝の中で明らかになりましたように、町民の給与所得は200万以下が5割近くになったということでもあります。

それで、これはどんどん増えてきています。

そのデフレ減少というふうになっても、言われていますけど、本当に給与が下がったら物は買えません。買えないのです。

そうすると物が余る、余ればまたその合理化が始まる、給与が下がるというようなことが、デフレになってくるのでしょうか、私はそういう中で、町長が何度もおっしゃられるように、町民の皆さんのその福祉の向上に頑張るのだというところのひとつの手立てとして、やはりその内需拡大、住民の皆さんの懐が豊かになる手法を持っていただきたいと思うわけです。

ただ、給料は民間の会社から、もちろん町もありますけど、ですからそこを簡単に上げますということにはならない。

どこから手が付けられるかというふうになると、やはり直接雇用している場、あるいはこういった業務委託の中で、指導の強化の中で何とか向上に向ける手法はないかというようなことで、これまでもお尋ねしてきたわけです。

そこで、まずその人たちがどの状況にあるのかというのは、実態調査しかないなという思いで、1番目を書いたわけですが、なかなか難しいということではあります。

細部に渡って他町村まで行って調査するというところに、困難はあるということは理解するところではあります、分からなければ手も打てないということでもありますから、やはりここは研究してということもありますので、研究していただいて、今、町でやっているその雇用調査、当然ダブってるところもありますよね。

そういうところからヒントを得ながら、正確な実態が掴めるような努力はやっていただきたい、このように思いますがどうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この関係は何回もご質問いただいて、私も答弁させていただいているわけですが、難しいのは町が積算して、いわゆる委託の予定価格を作った。

それに対して、入札行為があって落札した。

そうすると、私どもと落札した業者との間に残るのは、私たちが求めている業務を落札業者が、そのとおり履行するかどうか、我々が委託業者に申し上げることで、中身の私どもがこういう積算で賃金を積み上げたと、物品はトイレットペーパーがこのくらいいるから、こうだといって積み上げた数値。

このとおり、それではあなたたちはやっているかということの調査というのは、これは非常に難しいのではないかと。

その会社に入ってしまうと、その会社でどのような雇用の形態を持っているのかと、先ほど言いましたように、忙しいときには全員がきてやっていくのだから、その分は皆で分けましょうとか、あるいは、ひとつの業務を半日、半日で交代でやる場合もあるでしょうし。

実は、これ中身が難しいものですから、帯広市ですとか音更町なんかもどうなのかと、ちょっと担当の方にも聞いたのですが、やはりどこもやっていないのです。

ですから、そうすると給料は積算したとおりに払っているのか、それじゃ、もっと言うとトイレットペーパーひと月10個使っているのかということまでは、なかなかこう調査がいけないので何か今言われるような調査の手法と申しますか、調査の項目と申しますか、そういったもので良い手法がないかというようなことを今、私どもその調査研究という言葉で答弁書に書かせてもらったわけなのですが、私どもとしては、おっしゃられるように内需拡大という意味からもそれなりの賃金を確保してもらうことが何よりも望ましいことでもありますけども、なかなか我々が積算した金額イコール即その方々、働いている方々にとということになってくると、難しい面もあるのも現実かなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） その調査のあり方と、その2番目の実際に公契約条例を制定することに、密接に関係してくるのですけれど、これも問題点を抑えていただいているということ承知の上で、ここの答

弁の中から私なりに考えるのですけども、今回、野田市で実施しましたよね。

それはそれで、私は一点突破ってすごい大事なことですから、どこの自治体も研究されている中で、今年の9月に条例を可決したその意義というのは以上に大きいと思うのです。

というのは、やはり研究する具体的なところが出てきたわけですから、ですからそういうところからもその調査ですとか、それから条例のあり方、中身なども是非取り寄せで、調査していただきたいというふうに思うのですが、その市長さんはこのようにおっしゃっているのです。

その条例案を提出するときに、結局その委託しますよね、そしてそこに提供されるサービスや財に対する品質の確保が問題となったと、さらに低入札価格の結果、業務に従事する労働者や下請け業者にしわ寄せが成され、賃金の低下を招く状況が発生しておりますと、これを解消するために条例案を提案するのですということを、具体的に問題をえぐり出して、それできちんと提案しているわけです。

実際にはその契約行為ですから、こういう契約を守らないということになると、それはもうお仕事していただけませんよというような指導も含めてなっているわけです。

これもその後、私たちがいただいている地方議会人の11月号にもそのことが登場しまして、その根本市長さんとおっしゃるのですが、なかなかその本来は国の仕事だけじゃないと、その公契約というのをきちんと決めて欲しいのだけど、やらないから国に法整備を求めるし、その全国に先駆けて自分が頑張ったのだということと、これを自治体に広がるようにしていきたいということを紹介されているのです。

やはり、要するに改善する、ひとつでも手がかりがあれば、良い方向に向けるということから、こういうことを研究してやっていただきたいというふうに思います。

どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 委託契約業務については、かつては全く最低価格、最低制限価格というのは設けることができなかつたわけでありまして。

そういったことから、酷いときにはご案内のように、1円入札で落札した業者もあったわけでありまして。

それが、地方自治法施行令の改正で委託契約にも最低制限価格を設けることができた。

そういったことから、それ以上無理して受注する業者についても、一定の目処というものができたのだらうというふうに思います。

それだけに、競争も激しいものはあるのかもしれませんが、我々はそれで受けた中で、当然その範囲で最低賃金も守られているでありましょうし、各種の労働条件も守られて業務も遂行されているのであろうと、そういったことを我々が見届けていくことが当然、行政としての立場としてはあるのだらうというふうに思っておりますので、公契約の問題はちょっと尼崎市のやつも例がありますけども、この辺も含めて十分内部で検討させていただき、帯広市も後の例もそうでありますけども、帯広市もまだこれからということで、今まだ内部検討ということでもありますので、それらを含めながら十分捜査研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 町の条例でありますから、国の法令を越えるということが、そういうことがあるなどということは、到底思っておりません。

もちろん、そういう中で野田市が実践されたわけですから、やはり研究が必要だということと、もうひとつその今、帯広がこれから始めることも、実は帯広は既に三省協定の問題、あるいは建退共の問題、それから下請け業者に賃金、何人使って賃金を明らかにしているかというようなことの報告を求める、そういった指導も既に歴史を重ねてやってこられていますね。

ですから、業者が多いということもありますけども、身近にそういうところもありますので、十分研究をいただいて、改善に向けていただくよう求め終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。
この際、15時10分まで休憩いたします。

(14:58 休憩)

(15:10 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第80号から日程第12、議案第89号までの10議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第80号から日程第12、議案第89号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第80号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第80号、町道の路線認定についきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の19ページ、議案説明資料につきましては20ページをお開きいただきたいと思います。

今回、認定する路線は3路線であります。

説明資料①札内鉄南東通1号、延長64.95メートルにつきましては、JR芽室本線と並走しております町道札内鉄道南沿線通りの区域として供用されております、沿道部分で札内アンダーパスの完成に合わせ整備を行ったものであり、今回新たに認定するものであります。

次に説明資料の21ページになりますが、②公親28号線、延長248.43メートル、③朝日30号線、延長434.24メートルの2路線につきましては、いずれも現在計画されております高規格幹線道路と交差する路線であります。

この高規格幹線道路の整備によりまして、町道認定路線以外は分断されてしまいますことから、地域と協議を行いましたところ、現在耕作道として使用しております道路につきまして、町道としての認定要望もあり、また町といたしましても地域の道路網として必要な路線と判断いたしましたことから、今回、新たに認定するものであります。

なお、町道認定路線と高規格幹線道路との交差部分は、ボックスカルバートによる立体交差として高規格道路事業の中で整備される予定であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第81号、町道の路線廃止及び変更についてを議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第81号、町道の路線廃止及び変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は20ページ、説明資料につきましては22ページをご覧くださいと思います。

今回、廃止する路線は2路線、変更する路線は6路線であります。

始めに、廃止する路線の④西町20号通であります。議案説明資料22ページの左側の図面を見ていただきたいと思います。

④西町20号通につきましては、国道38号線との交差点から⑫北栄西通の起点地までを区域として認定しておりますが、この区間は資料の右側の図面のとおり、国道との交差角度を変更し、より安全な交通を確保するため、平成22年度街路事業により整備を計画しておりますことから、今回、西町20号通を廃止し、北栄西通の道路区域とするものであります。

説明資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

次に廃止する路線の⑤東宝4号線についてであります。忠類東宝の町有林の中にあります路線となっており、平成17年に道路の路肩が土砂崩れを起こしたため、危険防止のため路線の全部を通行止めとし、現在に至っております。

これまでの間、地質や地形の調査を実施するなど、復旧工法について検討してまいりましたが、その復旧工事に多額の工事費を要し、費用対効果が小さいこと、また、本路線が町道認定以前は林道であり一般交通が殆ど無く、路線を廃止しても町有林の維持管理上、また、公益上支障が無いと判断されることから、路線の全部を廃止するものであります。

次に、変更しようとする路線についてであります。

説明資料の22ページにお戻りをいただきたいと思います。

まず⑥の北栄大通についてであります。左側図面中央よりやや上の十字の交差点にあります⑥北栄大通の起点地から、上に向かって⑧西町13号通の一部区間を経由し、国道38号線の交差点までの区間につきまして、円滑な交通を確保するため右側の図面のとおり、緩やかな曲線を含む路線として整備を行いましたことから、北栄大通の起点地を⑦のとおり、国道38号線の交差点に変更し、路線を186.96メートル延長するものであります。

次に、⑧西町13号通についてであります。

ただいまご説明いたしました北栄大通の整備によりまして、路線の一部を北栄大通の道路区域としますことから、起点地を右側の図面⑨のとおり変更するものであり、路線を86.11メートル減とするものであります。

続きまして⑩西町11号通についてであります。同じく北栄大通の整備によりまして、起点地を右側の図面⑪のとおり変更するものであり、路線を31.57メートル減とするものであります。

議案書の21ページをお開きいただき、説明資料はそのままご覧くださいと思います。

⑫北栄西通についてであります。先ほど④の西町20号通の廃止でご説明いたしましたとおり、十字の交差点から、国道38号線に起点地を右側の図面⑬のとおり変更するものであり、路線を254.13メートル延長するものであります。

説明資料の24ページになりますが、⑭札内中央公園通についてであります。

札内アンダーパスの开通により、東9号の踏切の除却が行われましたことから、終点地を右の図面⑮のとおり変更するものであり、路線を38.55メートル減とするものであります。

説明資料の25ページになります。

⑯幌内北19線についてであります。道道生花大樹線の改築工事に伴いまして、町道の付替え工事

が行われましたことから、起点地を右側の図面の⑩のとおり変更するものであり、路線を100.30メートル減とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第5、議案第82号、平成21年度幕別町一般会計補正予算、第6号を議題いたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第82号、平成21年度幕別町一般会計補正予算第6号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,661万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億9,320万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから4ページに記載しております、第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

追加でございますが、役場庁舎宿日直業務委託料及び福祉バス運行業務委託料について追加するものであります。

役場庁舎宿日直業務委託料であります。これまで夜間及び休日等庁舎閉庁日につきましては、臨時職員において対応してきておりますが、勤務が夜間、休日等であることなどから安定的に人材を確保することが難しい状況であります。

このことから、平成22年度から警備会社等へ委託を行い業務を行っていく体制とすべく、この度委託を行おうとするものであります。

なお、期間につきましては、ほかの長期継続契約業務の終期にあわせ平成24年度までとし、限度額1,200万円とするものでございます。

次に、福祉バス運行委託料でございますが、これまで旧幕別町地域の福祉バスの運行につきましては、職員が運行業務を担当しておりましたが、平成22年度から運行を委託とすべくこの度追加するものでございます。

なお、期間につきましては、宿日直と同様、ほかの長期継続契約業務の終期にあわせ、平成24年度までとし、限度額3,300万円とするものでございます。

それでは、始めに歳出からご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費701万9,000円の減額でございます。

1節報酬以下議員数減等人件費の減に伴います補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、16目諸費148万8,000円の追加でございます。

15節工事請負費であります。国の平成21年度補正予算において、全国の自治体に瞬時警報システムを配備することとなったものであります。

このシステムにつきましては、大規模災害や武力攻撃等の事態が発生した際に、国民保護の観点か

ら通信衛星を利用し、全自治体に瞬時に情報を伝達するための装置について整備するものでありますが、本町におきましても、住民へ緊急情報を伝達するための受信装置及び回転灯などを整備するものであります。

23目地域活性化、経済危機対策臨時交付金事業費でございますが、18節備品購入費から15節工事請負費に組換えを行うものであり、予算総体の変動はございません。

18節小中学校等デジタルテレビでございますが、導入に際して一部配線等の工事が必要となることが判明いたしましたことから、その所要額について15節小中学校等デジタルテレビ設置工事に組み替えて事業を行うものでございます。

10ページでございますが、給食センター管理用備品に付きましては、設置に際して配管等の工事が伴うこととなりましたことから、その所要額について9ページの15節給食センターボイラー設置工事に組み替えて事業を行うものでございます。

10ページになります。

2項徴税費、1目税務総務費19万8,000円の減額でございます。

十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構分でございますが、引き継ぎ額の確定に伴い国保特会との負担額の調整に係る補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費397万2,000円の追加でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、本年度予定いたしておりました民生委員の道外研修が新型インフルエンザの発生に伴い中止となりましたことから、それら所要額について減額するものでございます。

28節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

3目障害者福祉費707万円の追加でございます。

13節委託料でございますが、日中一時支援事業委託料の追加でございます。

当初予算時利用者を25名程度として積算したところでございますが、利用者が35名程度と当初予算に比べ増えましたことから、その負担分について追加するものでございます。

6目老人福祉費211万1,000円の追加でございます。

介護保険特別会計への繰出金でございます。

7目後期高齢者医療費1,056万円の追加でございます。

後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

2項児童福祉費、3目常設保育所費2,729万9,000円の追加でございます。

4節共済費、7節賃金でございますが、当初予算策定時より入所児童数が増加したことに伴う臨時保育士追加配置及び待機児童解消並びに障害児対応に対する追加配置等当初に比べ8名の保育士を配置しましたことから、現計予算に不足をきたす恐れがありますことから、それら所要額について補正を行うものであります。

また、代替保育士賃金につきましては、障害者対応及び臨時保育士採用までの間、代替保育士の配置増等に伴う補正でございます。

4目へき地保育所費243万1,000円の追加でございます。

4節及び7節につきましては、障害者対応のため臨時保育士1名を増員したことに伴う人件費の補正、13節忠類へきち保育所保育所運営費委託料につきましては、忠類地域における保育事業を実施するため忠類保育所運営委員会に委託し、実施しているものでございます。

この度、運営委員会におきまして当初予定しておりました保育士が病気のため保育業務を満度に行うことができなくなりましたことから、保育を円滑に行うため、新たに臨時保育士を雇用し対応してきたところであります。

このことから、町に対し業務委託契約に基づきまして、協議を要請してきましたところでありますが、町といたしましては忠類地域において唯一保育を行っている事業者であること、さらには、保育をともし児童福祉の増進を図る観点から、この度保育経費の増加分について、委託料を変更すべく

補正を行うものでございます。

12ページをお開き願います。

6目児童館費106万9,000円の追加でございます。

7節賃金でございますが、つくし学童保育所の児童数増に伴い指導員1名を追加配置いたしましたことから、予算額に不足を生じる恐れがあるため、この度所要額について補正を行なうものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費168万8,000円の追加でございます。

13節委託料につきましては、第3回臨時会において国で定める優先接種者のうち、町民税非課税世帯の方を対象に接種費用全額について助成すべく補正を行なったところであります。

しかしながら、その後、新型インフルエンザの感染の広がり等を考慮し、臨時会時点での対象者に加え、課税世帯の方のうち優先接種者に対し接種費用の半額を助成すべく補正を行なうものでございます。

なお、補正予算額といたしましては、既対象者の接種状況等を勘案し、13節委託料から451万6,000円を減額し、町外医療機関等での接種者の償還払いに対応すべく、19節負担金補助及び交付金に組み替えを行なうとともに、組み替え額に168万8,000円を加え、620万4,000円の補正を行うものでございます。

4目診療所費31万5,000円の追加でございます。

忠類歯科診療所の歯科用吸引機の修繕でございます。

5目環境衛生費73万5,000円の追加でございます。

個別排水処理特別会計への繰出金でございます。

6目水道費7,273万1,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、水道事業の高料金対策に対します水道事業会計への補助金でございます。

なお、本補助金につきましては、普通交付税で50%、特別交付税で30%が補てんされるものでございます。

次に5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費112万円の追加でございます。

13ページの委託料でございますが、緊急雇用対策事業として実施を予定しております町道、明渠伐採木処理委託料につきましては、町道及び明渠における伐採木を有効活用すべく、燃料用の薪として切断等処理を行い、町民に還元できるよう事業を行うものでございます。

なお、事業規模といたしましては、10人工、30日間を予定しているものでございます。

また、12ページ燃料費につきましては、本事業実施に係る燃料費の補正でございます。

次に6款農林業費、1項農業費、4目農業施設管理費52万5,000円の追加でございます。

11節需用費でございますが、ふるさと味覚工房等の機器類の修繕に対します補正でございます。

8目農地費258万円の追加でございます。

11節需用費でございますが、上統内排水機場及び幕別ダム機器類の修繕及び消耗品に係る補正でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、忠類新生地区で過去に実施をいたしました国営農地再編パイロット事業の受益者負担分について、繰上償還を行うこととなりましたことから、その所要額について補正を行うものでございます。

14ページとなります。

8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費86万2,000円の追加でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、桂町西地区市街化編入等に係る都市計画審議会の増及び北海道との協議にかかる旅費の追加でございます。

13節委託料でございますが、桂町西地区の市街化区域編入に伴い都市計画市街化区域が変更となりますことから、新たに都市計画図の作成を委託するものでございます。

28節繰出金でございますが、公共下水道特別会計への繰出金の減額でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費249万8,000円の減額でございます。

主に人事異動等に伴います、東十勝消防事務組合分担金の減額でございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費150万円の追加でございます。

11節需用費でございますが、小中学校のボイラー及び暖房機器等の修繕でございます。

5目町民会館費96万6,000円の追加でございます。

13節委託料、公民館省エネ改修設計委託料でございますが、国の平成21年度1次補正に伴い、北海道において地域グリーンニューディール基金として基金化された事業のうち、地球温暖化対策事業として公共施設等の省エネ化に対し北海道が補助を行うものでございます。

このことから、本町といたしましては札内福祉センターのプラストサッシ化及び省エネ照明器具への改修を行うべくこの度設計を委託するものでございます。

9目図書館管理費63万円の追加でございます。

15節工事請負費、高圧開閉器更新工事でございますが、本機器の定期点検におきまして、機器の不良が発見され早急に更新するよう指摘がございましたことから、この度機器の更新を行なうものでございます。

10目、百年記念ホール管理費204万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金、芸術鑑賞事業補助金であります。予てから補助等を要望しておりました、でんじろうサイエンスショウ公演事業及び東京都交響楽団公演事業が北海道振興協会のいきいきふるさと推進事業、子どもの映画鑑賞事業が北海道からの委託事業として、それぞれ正式に採択となりましたことから、この度当該事業分について補助金として事業実施団体に補助を行うものでございます。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費536万7,000円の減額でございます。

2節給料から17ページまでの、19節負担金補助及び交付金にかけてでございますが、主に人事院勧告に伴います給与改定及び人事異動等に伴います補正でございます。

なお、16ページ3節職員手当等の時間外勤務手当につきましては、国の平成20年度2次補正の繰越事業及び平成21年度1次補正による経済対策等事業、さらにはねりんピックの開催等に係る事務量の増加に伴う時間外勤務の増が主なものであります。

4節共済費につきましては、市町村共済組合負担金等負担率の変更に伴います追加が主なものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

6ページまでお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人45万円の追加でございます。

現年課税分の追加でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税9,700万円の追加でございます。

普通交付税確定に伴います追加でございますが、この度の補正予算の財源調整分として確定額の一部について、追加するものでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金79万3,000円の追加でございます。

歳出でもご説明いたしましたが、国営事業受益者分担金の繰上償還に伴います追加でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金 148万8,000円の追加でございます。

防災情報通信設備整備事業交付金でございますが、全国瞬時警報システム導入に伴います国10分の10の交付金でございます。

2目民生費補助金、282万8,000円の追加でございます。

地域生活支援事業費国庫補助金でございますが、日中一時支援事業増に伴います国負担分に対する補助金でございます。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金141万4,000円の追加でございます。

今ご説明いたしました、日中一時支援事業増に伴います負担区分に応じた道補助金でございます。

3目農林業費補助金62万6,000円の追加でございます。

上統内排水機場の修繕等に伴います道補助金でございます。

5目教育費補助金96万6,000円の追加でございます。

歳出でご説明いたしました、国の平成21年度1次補正に伴い、北海道で基金化された北海道グリーンニューディール基金事業の補助金でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,900万5,000円の追加でございます。

繰越金でございます。

8ページをお開き願います。

21款諸収入、4項受託事業収入、3目教育費受託事業収入40万円の追加でございます。

子ども映画鑑賞に係る道からの受託事業収入でございます。

5項雑入、4目雑入164万円の追加でございます。

でんじろうサイエンスショー公演事業及び東京交響楽団公演事業に係ります、北海道振興協会からの助成金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

増田議員。

○8番（増田武夫） 1点、確認させていただきましても、9ページの総務費の中で、全国臨時警報システム整備工事ということで、10分の10の国からの予算でこれが計上されているわけですが、ちょっと副町長の説明の中でも、武力攻撃にも備えるのだというような説明があったわけですが、これは以前、私ども問題にいたしました国民保護法に基づく様々な整備の中で出されてきているものと解釈していいのかお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 国民保護法の関係だけでなく、この事業につきましては国の消防庁の事業で行われるものでありまして、メインとなるのは、津波、噴火警報、あるいは大雨の情報、気象関連の情報は14種類、そしてそれと合わせまして国民保護の関係、有事関連ということで4種類の情報が流される予定であるというふうに伺っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 一部そういう形で4種類の情報も流されると、こういうことでありますけれども、今日、世界的にも軍事同盟が次々に解消されてきておりまして、例えばナトウなどもその機能を段々失っていくのではないかとというようなことにもなってきております。

また、アジアにおいても、アジア地域をその平和の地域にしようという、この動きが大きく広がってまいりまして、段々そういう状況になってくるのではないかと。

東アジア、この地域については北朝鮮という問題もありますので、今、6カ国協議というようなことで、話し合いでそれも解決していこうというような、そういう状況にもなってきております。

そうした中で、私たちは国民保護法などで、この戦時に備えていくと、こういうようなその生き方については、そういう生き方ではなく、やはり平和に貢献して行くようなそういう行政、国のあり方にしていかなければならないという立場をずっと取っております。

そうした点で、このシステムのその機能の中に、武力攻撃に備えるでありますとか、そういう4つの情報が含まれていると、そのことについては、納得できないというか、そういう方向は今後改めていくべきだとそういうことを思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務課長（増子一馬） 今回の警報システムにつきましては、私ども地方公共団体としては、地域の住民の方々の生命、財産をお守りするという大きな役割がある中で、地域の方々に災害等、不慮の事

故等降りかかる際に、事前に周知をして安全を確保してもらうがための、システム整備だというふうに理解しております。

ですから、前段申し上げましたように、これは国の予算で全額を持って整備をさせていただきますけれども、あくまでも地域住民の方々の生命、財産を守るがためのひとつの機械設備であるというふうに、私どもとしては認識はしております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） この予算にあえて反対はしませんけれども、そうしたものも含まれたものであるし、そういう方向にはくみしていけないということを申し上げて終わります。

○議長（古川 稔） ほかに、質疑はありませんか。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 11ページ、民生費の賃金で保育所の待機児の解消のための予算の提案でありましたが、このところ保育所になかなか入りたくても入れない、待っていらっしゃる方がいるということをお聞きしておりました。

今回の予算で、幕別町の待機者というのは全部解消されていくのかどうか、それと、待機されている方の年齢といえますか、低年齢児が多いというふうにも聞いておりますが、その実態はどのようなになっているのか伺います。

それともう1点、14ページの土木費、都市計画総務費であります。新たに桂町の西地域の都市計画に関わる提案でありましたが、ここは農地であったところを計画変更して、都市計画になっていくということなのだろうと思うのですが、対象となる面積と、それから新しいその宅地に変更されていくと思うのですが、どれくらいの区画で計画を持たれていくのか、そして完成はいつごろを目指しているのか伺います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 最初のご質問ですけれども、9月末現在5名の方にお待ちいただきました。

その構成年齢は1歳児が4名、それから3歳児が1名という状況でありました。

結果的には、臨時保育士の追加募集で待機児童は解消できるという状況にあります。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 都市計画課長。

○都市計画課長（田井啓一） 桂町西地区の開発計画でございますが、現在、市街区域の編入の手続きを進めております。

開発工事の中身につきましては、現在、地権者と協議中でありまして、まだ確定ということではございませんが、概ね80区画程度のものが、宅地が開発されまして、宅地面積につきましては基本的には70坪程度のものが開発される予定でございます。

開発の完成時期につきましても、まだ確定ということではございませんが、来年3月末に市街区域に編入されまして、その後、開発行為の申請手続きに入ります。

早くても来年の秋ということでありまして、また、宅地の販売につきましても、全地開発することでは、開発するかどうかも含めまして、段階的に開発していくということも考えられますので、全部が一辺に開発されるということではございません。

なお、開発区域の面積につきましては、約3.4ヘクタール、3.4ヘクタールを計画しているということでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 保育所の待機児であります。やはり予想していたとおり小さいお子さんに待機者が多かったという現状で、解消されて良かったなというふうに思います。

今の時期、新年度の計画を持たれまして、取組みも募集、事務も含めて取組みが開始されていると思うのですが、この保育所の待機児については、今の状況からいって、これからは生まれてくるものが予測されるのですけれども、そういったことを見ますと、今の定員のあり方がどうだとか、それ

○副町長（高橋平明） 議案第83号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,626万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費647万円の追加でございます。

2節給料から4節共済費につきましては、人事異動及び時間外勤務手当の増加等に伴う所要額の補正でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費19万8,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、一般会計でもご説明いたしました滞納整理機構に対する引継ぎ額確定に伴います、一般会計との負担額調整に係る補正でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

5款道支出金、2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金10万円の追加でございます。

徴収事務の円滑化を図るため、広域による徴集対策経費に要する2分の1について、北海道特別調整交付金で措置されるものでございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金656万8,000円の追加でございます。

人件費の増、滞納整理機構の国保特会負担分に対する一般会計からの繰入金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、12ページとなります。

議案第84号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,929万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、13ページから14ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,056万円の追加でございます。

人事異動に伴い、1名増員となりましたことから、それら所要額について補正を行うものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。

15ページとなります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,056万円の追加でございます。

人件費増に伴います一般会計からの繰入金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

21ページとなります。

次に、議案第85号、平成21年度幕別町介護保険特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,550万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、22ページから23ページに記載しております第1表、歳入歳

出予算補正を参照いただきたいと思ひます。

始めに、歳出からご説明申し上げます

26ページをお開きいただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費28万6,000を追加するものであります。

2節給料から4節共済費につきましては給与改定等に伴う、人件費等所要の補正でございます。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費50万6,000円の追加でございます。

本目につきましても、人件費の改定に伴います補正でございます。

2目認定調査費121万3,000円の追加でございます。

12節役務費、主治医意見書作成手数料でございますが、平成21年4月から介護認定調査方法が変更となったことに伴いまして、申請者の意向を汲み取る経過措置が適応されたところでございます。

このことにより、介護認定審査会の判定と新たな介護認定に乖離がある症例につきまして、審査会の判定により半年間の介護認定となるため、その際の主治医意見書の手数料について当初予算に不足をきたす恐れがありますことから、この度補正を行うものでございます。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業、任意事業費、3目地域包括支援センター運営費53万1,000円の追加でございます。

給与改定等に伴う人件費に対する補正を行うものでございます。

次に、歳入でございます。

24ページにお戻りをいただきたいと思ひます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料10万6,000円の追加でございます。

保険料の現年分でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金21万3,000円の追加でございます。

地域包括支援センターの運営に係る負担区分に応じた国の交付金でございます。

6款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業道交付金10万6,000円の追加でございます。

本交付金につきましても、地域包括支援センターの運営に係る負担区分に応じた道の交付金でございます。

25ページとなります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金211万1,000円の追加でございます。

地域支援事業並びにその他負担区分に基づき一般会計より繰入するものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

33ページとなります。

次に、議案第86号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第1号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,937万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、34ページから35ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思ひます。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

37ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費6万3,000円の追加でございます。

ほかの会計同様、給与改定等に伴う人件費に対する所要額の補正でございます。

次に歳入でございます。

36ページとなります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金6万3,000円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次、42ページとなります。

議案第87号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,383万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、43ページから44ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

46ページとなります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費108万9,000円の追加でございます。

給与改定及び時間外勤務手当、市町村共済組合負担率の変更等人件費に係る補正でございます。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費168万4,000円の減額でございます。

2節給料から4節共済費につきましては、職員の移動等に伴う人件費に対する所要の補正でございます。

次に歳入をご説明申し上げます。

45ページにお戻りをいただきたいと思います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金59万5,000円の減額でございます。

一般会計からの繰入金の減額でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、52ページをお開きいただきたいと思います。

議案第88号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,633万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、53ページから54ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

56ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費16万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金、水洗便所設置補助金でございますが、水洗便所を設置する際、貸付金制度と補助金制度により、設置に係る負担軽減を図るべく支援を実施しているところでありますが、両制度につきましては、いずれかの支援策のみを利用できるものでございます。

この度の補正予算につきましては、補助金制度について補正を行うものでございますが、当初12基分について予算化しておりましたが、さらに4基分について追加要望がありますことから、補正を行うものでございます。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費66万2,000円を追加するものでございます。

3節職員手当等、4節共済費につきましては給与改定等人件費に伴う補正でございます。

次に、歳入をご説明いたします。

55ページにお戻りいただきたいと思います。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金73万5,000円の追加でございます。

一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金8万7,000円の追加でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次、61ページとなります。

議案第89号、平成21年度幕別町水道事業会計補正予算、第2号について、ご説明申し上げます。

補正予算第2条でございますが、収益的事業会計でございます3条予算の補正であります。

収益的収入でございますが、第1款水道事業収益、既決予定額5億4,205万9,000円、補正予定額7,273万1,000円を追加し、6億1,479万円と定めるものでございます。

収益的支出でございますが、第1款水道事業費用、既決予定額6億5,537万6,000円、補正予定額127万8,000円を追加し、6億5,665万4,000円と定めるものでございます。

次に、補正予算第3条でございますが、資本的事業会計でございます4条予算の補正であります、資本的支出のみの補正でございます。

第1款資本的支出、既決予定額3億5,818万円から、補正予定額7万4,000円を減額し、3億5,810万6,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補てんし、その額を1億4,778万6,000円に改めるものであります。

次に、補正予算第4条であります、当初予算6条に定める弾力条項の適用ができない経費の額を3,832万9,000円に改めるものであります。

63ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出からご説明申し上げます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費143万2,000円を追加するものであります。

1節給料以下28節負担金につきましては、人事異動等に伴います人件費の補正でございます。

5目総係費、15万4,000円を減額するものであります。

本目につきましても、給与改定等人件費に係る補正でございます。

次に、62ページでございますが、収益的収入についてご説明申し上げます。

1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金7,273万1,000円の追加でございます。

13節一般会計補助金であります、一般会計水道費でもご説明いたしました、普通交付税において高料金団体として指定されましたことから、それら軽減を図るため一般会計から補助を行なうものでございます。

次に、64ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出についてご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費7万4,000円の減額でございます。

給与改定等人件費に係る所要の補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[一括質疑・表決]

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、7議案につきまして、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第83号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第84号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第85号、平成21年度幕別町介護保険特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第86号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第87号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第88号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第89号、平成21年度幕別町水道事業会計補正予算、第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[休 会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明12月11日から12月17日までの7日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、12月11日から12月17日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

[散 会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再会は12月18日、午後2時からであります。

(16:08 散会)

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成21年第4回幕別町議会定例会
(平成21年12月18日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
13番 芳滝 仁 16番 大野 和政 17番 杉坂 達男
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第24号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する要望意見書
- 日程第3 議案第69号 幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第4 陳情第26号 国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第4の2 発議第25号 国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書
- 日程第5 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第7 閉会中の継続審査の申し出
(民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第8 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成21年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年12月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月18日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
札 内 支 所 長 久保雅昭 総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 長谷 繁 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠 内 出 張 所 長 所 拓行
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
13番 芳滝 仁 16番 大野 和政 17番 杉坂 達男

議事の経過

(平成21年12月18日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番芳滝議員、16番大野議員、17番杉坂議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、発議第24号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第2、発議第24号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第24号新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大野和政議員。

○16番（大野和政） 発議第24号。

平成21年12月18日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、大野和政。

賛成者、幕別町議会議員、乾邦廣。

幕別町議会議員、中橋友子。

新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する要望意見書（案）。

21世紀は「食と環境の世紀」と言われ、温暖化防止など地球環境の保全、食料の安定供給は人類生存のための緊急課題となっている。

こうした中で、わが国において国家の戦略目標として、国内の農業生産力を最大限に活用しながら、食料自給率の向上と多面的機能を発揮することは、世界的な貢献策としても重要な責務となっている。

このため、明年3月に答申を受けて策定される新たな食料・農業・農村基本計画については、専門的な担い手が夢と希望、意欲を持って持続的に農業生産活動や魅力ある農村生活を送ることができるよう、下記事項について強く要望する。

記。

1、WTO農業交渉及び各国とのFTA交渉にあたっては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないとの政権公約に基づき、毅然たる姿勢で臨む

こと。

また、農産物貿易ルールについては、世界的な食料需給及び地球環境等の変化を踏まえ、食糧主権の確保など各国の多様な農業の共存が図られるよう公正・公平なものに改めるよう努めること。

2、食料安全保障の観点から、国家の戦略目標として「食料自給率目標」の設定と国費予算の優先的確保を図り、その礎となる国内農業・農村の再生と家族経営を主体とする担い手の育成、優良農地の確保・整備など、総合的な食料・農業・農村政策を推進すること。

3、農業の存続基盤である農村における教育や医療・福祉の充実、公共交通の維持、就業機会の拡大（農山村の6次産業化）など、地域住民が安心して暮らせる定住条件を整備するとともに、地域資源の保全や地域振興策などを拡充強化すること。

4、中山間地域等直接支払制度（共同取組活動）及び農地・水・環境保全向上対策（共同活動支援）については政策の一元化と恒久措置化を図り、全額国費負担で行うこと。

5、わが国農業の生産力を最大限に発揮し、国家戦略目標である食料自給率の向上が達成できるよう具体的な行動計画を策定するとともに、食料の安定供給と多面的機能の源泉である農地については、農地総量の確保及び維持管理を図る総合的な有効利用政策を講ずること。

また、各作物の生産振興（拡大）にあたっては、国内産の販路確保や需給安定などに対する十分な政策支援を講ずること。

6、平成22年度にモデル実施される「水田利活用自給力向上事業」については、示された戦略作物以外に地域の実情に合わせた作物の選定裁量と、現行の地域単価以上の交付額を確保すること。

また、米の生産数量目標を達成した地域には別途交付金措置を講ずること。

7、食料の安全・安定供給、農業の多面的機能発揮と持続的な生産活動などを担う農業者の所得補償（他産業従事者と遜色のない水準の確保）と経営安定を図るため、新たな「直接支払制度」を早期に創設すること。

8、平成22年度に実施される「米戸別所得補償制度モデル事業」については、適正な販売価格（農家手取価格水準）と生産費用（家族労働費と全額算入と評価替えなど生産コストの適正化）との差額を補填し、かつ米の計画生産メリット措置として十分機能するよう設計すること。

9、農業生産力や多面的機能の発揮など専業農業地域の最大限活用について食料自給率向上計画を達成するため、地域別・作物別の生産目標等につき、生産現場の意見を十分に聞きながら専業農業地域の潜在生産力が最大限に発揮できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、要望意見書を提出する。

平成21年12月18日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第69号幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 平成21年12月18日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年11月30日本委員会に付託された事件（議案第69号）を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年11月30日（1日間）。

2、審査事件。

議案第69号幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされ、全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とするものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第69号幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第4、陳情第26号国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情を議題いたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 平成21年12月18日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年11月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年11月30日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第26号国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情。

3、陳情の趣旨。

日本経済の急速な後退によって、雇用・失業情勢は一段と厳しい状況にあり、道内においても倒産などによる失業が増大している。

同時に、季節労働者の実態も深刻で、冬季技能講習など国の季節労働者冬季援護制度が廃止され、さらには雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減されるなど、健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者が増えている。

雇用保険法を再改正して、特例一時金をさしあたり「50日分」に戻すなど国の季節労働者対策の強化を求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第26号国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書採択に関する陳情に対する委員長の報告は「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

（14：13 休憩）

（14：14 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・意見・討論省略]

○議長（古川 稔） 日程第4の2、発議第25号国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先の報告のありました産業建設常任委員会の報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって提案者の説明・質疑・討論を省略しただちに採決いたします。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

発議第25号国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります桑谷昌芳さんにつきましては、平成22年3月31日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の26ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

諮問第4号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第6、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続審査の申出]

○議長(古川 稔) 日程第7、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

民生常任委員長、及び産業建設常任委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって産業建設常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（古川 稔） 日程第8、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成21年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

（14：21 閉会）